

Kodak Gray Scale



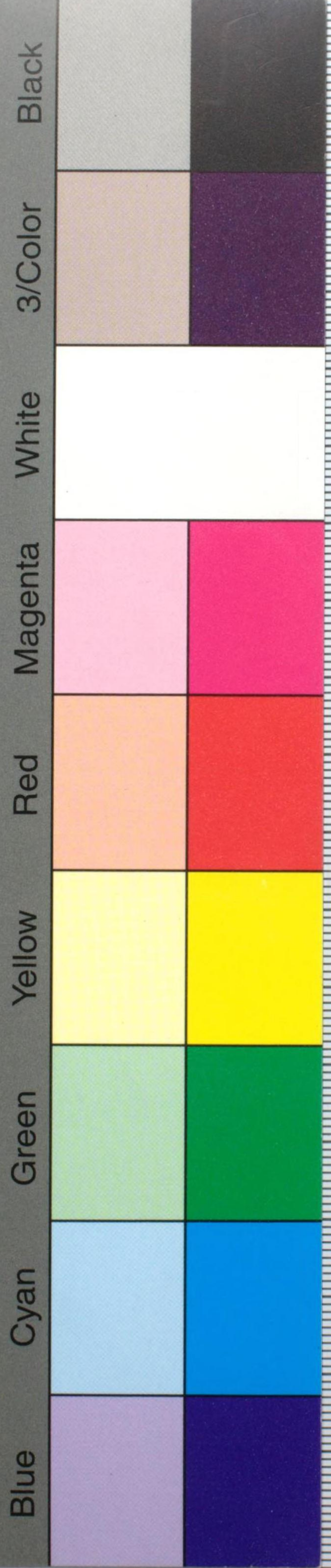
© Kodak, 2007 TM: Kodak

A 1 2 3 4 5 6 M 8 9 10 11 12 13 14 15 B 17 18 19

inches 1 2 3 4 5 6 7 8
cm 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19

Kodak Color Control Patches

© Kodak, 2007 TM: Kodak



1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 32 33 34 35 36 37 38 39 40 41 42 43 44 45 46 47 48 49 50

法務年鑑

昭和 26 年

法 務 省

712W-32

法務年鑑

昭和 26 年

法 務 省



K 4056

- 1 本年鑑は昭和26年における法務府の機構とその業務運営の状況とを概観するのに便利のように編さんしたものである。
- 2 本書において取扱っている期間は、昭和25年版にない、原則として昭和26年1月1日から昭和26年12月31日までである。その他編集については、若干の例外をのぞいて、すべて昭和25年版と同一の方針を採つた。
- 3 編集に際し各方面から賜つた御協力を感謝すると共に、本年鑑の今後の向上に資するため、各位の一層腹臈のない御批判をいただきたい。
- 4 年鑑の刊行がややもすれば、遅れがちになるところ、本年鑑は特に甚しく遅れ、まことに遺憾である。なお本省の機構に大きい改革のあつた後半も経つてから出来上つた年鑑だということに、まだ、改革前についての記述しかないという、まことに間の抜けた感じもあるが、年鑑がその取扱期間を一定にしている関係上、この点は止むをえない。せめて次回からは、遙かに早期に刊行するよう努力する考えであり、御諒察を願う。

昭和27年11月

法務大臣官房調査課

目次

◇法務府関係機構図(昭和26.12.31現在).....(見返し)

第一篇 組織

| | |
|--------------------|----|
| I 法務府設置法..... | 1 |
| II 法務府組織規程..... | 22 |
| III 法務府職員定数規程..... | 34 |
| IV 国家行政組織法..... | 41 |
| V 行政機関職員定員法..... | 44 |

第二篇 会計

| | |
|-----------------------------|----|
| I 予算・決算..... | 49 |
| 一 法務府所管昭和27年度政府職員予算定員表..... | 49 |
| 1 法務本庁..... | 49 |
| 2 法務府研修所..... | 50 |
| 3 検察研究所..... | 50 |
| 4 法務局..... | 51 |
| 5 最高検察庁..... | 52 |
| 6 高等検察庁..... | 52 |
| 7 地方検察官署..... | 53 |
| 8 矯正保護管区本部..... | 53 |
| 9 矯正保護研修所..... | 54 |
| 10 刑務所..... | 54 |
| 11 少年院..... | 55 |
| 12 少年保護鑑別所..... | 56 |
| 13 巢鴨刑務所..... | 56 |

| | | |
|----|------------------|----|
| 14 | 中央更生保護委員会 | 57 |
| 15 | 地方保護委員会 | 57 |
| 16 | 保護観察所 | 58 |
| 二 | 法務府主管昭和25年度歳入決算額 | 59 |
| 三 | 法務府所管昭和25年度歳出決算額 | 60 |
| 1 | 法務総裁官房 | 60 |
| 2 | 法制意見長官 | 62 |
| 3 | 刑政長官 | 62 |
| 4 | 民事法務長官 | 64 |
| 5 | 法務府研修所 | 66 |
| 6 | 檢察研究所 | 66 |
| 7 | 法務局 | 66 |
| 8 | 最高檢察庁 | 68 |
| 9 | 高等檢察庁 | 70 |
| 10 | 地方檢察庁 | 70 |
| 11 | 区檢察庁 | 72 |
| 12 | 矯正保護管区本部 | 72 |
| 13 | 矯正保護研修所 | 74 |
| 14 | 拘留所 | 74 |
| 15 | 刑務所 | 76 |
| 16 | 少年刑務所 | 78 |
| 17 | 少年院 | 78 |
| 18 | 少年観護所 | 80 |
| 19 | 中央更生保護委員会 | 82 |
| 20 | 地方保護委員会 | 82 |
| 21 | 保護観察所 | 84 |
| 22 | 国立国会図書館支部法務図書館 | 84 |
| 四 | 昭和27年度法務府主管歳入予算額 | 86 |
| 五 | 法務府所管予算額項目別表 | 88 |

| | | |
|----|------------------------|-----|
| 六 | 法務府所管特別会計昭和26年度歳入歳出予算額 | 95 |
| 七 | 昭和26年度法務官署當繕費 | 97 |
| II | 財 産 | 98 |
| | 法務府所管国有財産現在額 | 98 |
| 一 | 行政財産(公用財産) | 98 |
| 二 | 普通財産 | 102 |
| イ | 一般会計 | 102 |
| ロ | 特別会計(解散団体財産収入金) | 102 |

第三篇 本 府

| | | |
|---|-----------------|---------------------|
| I | 内 部 部 局 | 105 |
| ◎ | 局課分掌業務の目的及び実施概要 | 105 |
| 一 | 法制意見部 | 105 |
| 1 | 法制意見長官総務室 | 105 |
| 2 | 法制意見第一局 | 106 |
| 3 | 法制意見第二・三局 | 114 |
| 4 | 法制意見第四局 | 116 |
| イ | 法規課 | |
| ロ | 資料課 | |
| ハ | 統計課 | ◎各種組合及びその他法人登記の名称等調 |
| 二 | 刑 政 部 | 150 |
| 1 | 刑政長官総務室 | 150 |
| 2 | 検務局 | 150 |
| イ | 総務課 | ロ 調査課 |
| ニ | 公安課 | ホ 経済課 |
| ハ | 刑事課 | ヘ 財政課 |
| 3 | 矯正保護局 | 167 |
| イ | 総務課 | ロ 保安課 |
| ニ | 医療科学分類課 | ホ 教育課 |
| ハ | 職員課 | |

| | | | |
|---------------|---------|---------|------------|
| ト 予算管理課 | | | |
| 4 特別審査局 | イ 総務課 | ロ 連絡課 | ハ 監査第一課 |
| | ニ 監査第二課 | ホ 監査第三課 | ヘ 調査第一課 |
| | ト 調査第二課 | チ 調査第三課 | |
| 三 民事法務部 | | | 206 |
| 1 民事法務長官総務室 | | | 206 |
| 2 民事訟務局 | | | 207 |
| 3 行政訟務局 | | | 218 |
| 4 民事局 | イ 第一課 | ロ 第二課 | ハ 第三課 |
| | ニ 第四課 | ホ 第五課 | ヘ 第六課 |
| 5 人権擁護局 | | | 274 |
| | イ 第一課 | ロ 第二課 | ハ 第三課 |
| 四 官房 | | | 301 |
| | イ 秘書課 | ロ 人事課 | ○ 検察官適格審査会 |
| | ハ 経理部 | ニ 渉外課 | ホ 情報課 |
| II 附属機関 | | | 312 |
| 一 法務府研修所 | | | 312 |
| 1 法務府研修所組織規程 | | | 312 |
| 2 業務の内容及び実施状況 | | | 313 |
| 二 矯正保護研修所 | | | 315 |
| 1 法規 | | | 315 |
| 2 業務の内容及び実施状況 | | | 316 |
| 三 法制審議会 | | | 320 |
| ○ 業務の実施状況 | | | 320 |
| 四 民事行政審議会 | | | 321 |

| | |
|--------------------|-----|
| 1 民事行政審議会令 | 321 |
| 2 業務の内容及び実施状況 | 322 |
| 五 矯正保護審議会 | 325 |
| 1 矯正保護審議会令 | 325 |
| 2 矯正保護審議会設置の経緯 | 327 |
| 3 矯正保護審議会の状況 | 328 |
| 六 更生保護事業審議会 | 328 |
| 1 更生保護事業審議会令 | 328 |
| 2 更生保護事業審議会の組織及び機構 | 329 |
| 七 副検事選考審査会 | 330 |
| 1 目的 | 330 |
| 2 業務の実施状況 | 330 |
| 八 検察官特別考試審査会 | 331 |
| 1 目的 | 331 |
| 2 業務の実施状況 | 331 |
| 3 法規 | 331 |
| 九 公証人審査会 | 334 |
| 1 公証人審査会令 | 334 |
| 2 目的 | 335 |
| 3 業務の内容及び実施状況 | 335 |
| 〇 土地家屋調査士試験委員 | 336 |
| ○ 土地家屋調査士試験委員令 | 336 |
| 二 解散団体財産売却理事会 | 337 |
| 1 解散団体財産売却理事会令 | 337 |
| 2 業務の内容 | 338 |
| 3 業務の実施状況 | 338 |
| 三 検察研究所 | 339 |

| | |
|---|-----|
| 1 法 規 | 339 |
| 2 検察研究所設置の理由 | 340 |
| 3 目 的 | 340 |
| 4 業務の内容及び実施業務の概要 | 340 |
| 法務図書館(国立国会図書館支部法務図書館) | 345 |
| 一 基本的法規 | 345 |
| 1 国立国会図書館法 | 345 |
| 2 国立国会図書館法第20條の規定により行政各部門に 置かれる支部図書館及びその職員に関する法律 | 346 |
| 3 法務府組織規程 | 347 |
| 4 国立国会図書館組織規程 | 347 |
| 二 沿 革 | 347 |
| 三 法務図書館の目的及び業務の内容 | 348 |
| 四 組 織 | 350 |
| 五 設 備 | 350 |
| 六 図書資料数 | 352 |
| 七 業務の実施概況 | 352 |
| 八 法務図書館の業務に係る法規指示等の主なるもの | 360 |
| 1 国立国会図書館支部法務図書館利用規程 | 360 |
| 2 国の出版物納入に関する法規 | 362 |
| 3 図書及び図書館資料の相互貸借に関する規程 | 364 |
| 4 資料の蒐集に関する指示依頼 | 365 |
| 5 行政司法各部門支部図書館連絡協議会規約 | 366 |
| Ⅲ 地 方 部 局 | 367 |
| 一 法務局及び地方法務局 | 367 |
| 1 法務局及び地方法務局組織規程 | 367 |

| | |
|--|-----|
| 2 法務局・地方法務局所在地及び管轄区域 | 371 |
| 3 支局及び出張所の名称と数 | 375 |
| 4 供託件数及び総金額 | 392 |
| イ 供託金年計表 | 392 |
| ロ 供託有価証券年計表 | 394 |
| 5 公証人数及び公証人事務 | 396 |
| 6 法務局及び地方法務局管内別登記の総数・ 登録税及び手数料調(折込) | |
| 7 登記の総数累年比較 | 397 |
| 8 戸 籍 | 398 |
| イ 管内別本籍数・本籍人口・現在人口・寄留籍数・寄留人口 | 398 |
| ロ 戸籍事件各別取扱件数 | 400 |
| 二 矯正保護施設 | 404 |
| 1 監 獄 法 | 404 |
| 2 監獄法施行規則 | 404 |
| 3 矯正保護管区本部 | 405 |
| イ 矯正保護管区本部組織規程 | 405 |
| ロ 矯正保護管区本部の名称、所在地及び管轄区域 | 406 |
| 4 刑 務 所 | 407 |
| イ 刑務所、少年刑務所及び拘置所規程 | 407 |
| ロ 刑務所、少年刑務所及び拘置所の数 | 410 |
| ハ 刑務所の名称及び所在地(支所を含む) | 410 |
| ニ 少年刑務所の名称及び所在地(支所を含む) | 414 |
| ホ 拘置所の名称及び所在地 | 415 |
| ヘ 刑務所職員予算定員沿革 | 416 |
| ト 刑務所の経費 | 418 |
| チ 在監者平均一人に対する刑務所経費累年表 | 418 |
| リ 業務の状況 | 419 |
| 1 刑務官吏と在監者との割合 | 419 |

| | | |
|---|-------------------------|-----|
| 2 | 受刑者の入出監累年表 | 419 |
| 3 | 一日平均在監者累年表 | 420 |
| 4 | 在監者の作業累年表 | 421 |
| 5 | 作業の賃金額並びに一人当平均額累年表 | 421 |
| 6 | 昭和26年中各所別刑務事故調 | 422 |
| 7 | 指紋 | 426 |
| ◇ | 昭和26年度指紋事務に関する統計年表 | 427 |
| 1 | 指紋対照並前科発見其の他十年比較 | 427 |
| 2 | 指紋対照による前科発見百分比十年比較 | 427 |
| 3 | 指紋対照及前科発見並指紋原紙取扱最近十ヶ年比較 | 428 |
| 4 | 指紋の成績 | 429 |
| 5 | 指紋対照及前科発見人員累年比較(図) | |
| 5 | 少年院 | 433 |
| イ | 少年院法 | 433 |
| ロ | 少年院及び少年保護鑑別所組織規程 | 438 |
| ハ | 少年院及び少年保護鑑別所の数 | 442 |
| ニ | 少年院の名称及び所在地(分院を含む) | 443 |

第四篇 外 局

| | | |
|---|-------------|-----|
| I | 更生保護委員会 | 447 |
| 一 | 犯罪者予防更生法 | 447 |
| 二 | 運 営 | 469 |
| 三 | 関係法規 | 474 |
| 1 | 更生緊急保護法 | 474 |
| 2 | 保護司法 | 482 |
| 四 | 統 計 | 486 |
| 1 | 戦犯仮出所事件処理状況 | 486 |
| 2 | 恩赦事件取扱状況 | 488 |

| | | |
|----|-----------------|-----|
| 3 | 地方少年委員会事務処理状況 | 489 |
| 4 | 保護観察事件取扱状況(少年) | 490 |
| 5 | 保護観察終了の期間調 | 491 |
| 6 | 保護観察終了の事由調 | 492 |
| 7 | 地方成人保護委員会事務処理状況 | 493 |
| 8 | 保護観察事件取扱状況(成人) | 493 |
| 9 | 保護観察所別保護司現在員数調 | 495 |
| II | 司法試験管理委員会 | 497 |
| 一 | 目的とその内容 | 497 |
| 二 | 業務の実施状況 | 497 |
| 三 | 法 規 | 498 |

第五篇 検 察 庁

| | | |
|----|---------------|-----|
| I | 検 察 庁 法 | 501 |
| II | 検察庁の組織及び職員 | 508 |
| 一 | 検察庁の組織 | 508 |
| 1 | 検 察 庁 数 | 508 |
| 2 | 検察庁の名称ならびに所在地 | 508 |
| 1 | 最高検察庁 | 508 |
| 2 | 高等検察庁・高等検察庁支部 | 508 |
| 3 | 地方検察庁 | 509 |
| 4 | 地方検察庁支部 | 510 |
| 5 | 区 検 察 庁 | 517 |
| 二 | 検察官政令(勅令)定員沿革 | 522 |
| 三 | 検察庁職員数 | 524 |
| 四 | 検察官の俸給 | 525 |

| | |
|--------------------------|-----|
| Ⅲ 業務の状況 | 526 |
| 一 検察官事務総件数と検察官定員との比照累年比較 | 526 |
| 二 第一審捜査事件取扱状況 | 529 |
| 1 罪名別 | 529 |
| イ 被疑者新受人員累年比較 | 529 |
| ロ 被疑者起訴人員累年比較 | 530 |
| ハ 被疑者処理状況 | 532 |
| 2 全国地方検察庁管内別被疑者処理状況 | 536 |
| 3 未処理被疑者の未済期間(全国) | 556 |
| 三 罪金等の金額 | 557 |
| 1 裁判の確定した罰金等の金額調表 | 557 |
| 2 収納済になつた罰金等の金額調表 | 558 |
| 四 その他 | 559 |
| 1 労働関係事件法令別月別人員表 | 559 |
| イ 労働関係事件(月別総計) | 559 |
| ロ 労働組合法 | 560 |
| ハ 労働関係調整法 | 561 |
| ニ 労働基準法 | 562 |
| ホ 職業安定法 | 563 |
| ヘ 児童福祉法 | 564 |
| ト 失業保険法 | 565 |
| チ 労働者災害補償保険法 | 566 |
| リ 鉱山保安法 | 567 |
| ヌ 健康保険法 | 568 |
| ル 厚生年金保険法 | 569 |
| オ 国家公務員法 | 570 |
| ワ 地方公務員法 | 571 |
| カ 船員法 | 572 |

| | |
|---------------------------|-----|
| ヨ 船員保険法 | 573 |
| タ 政令第201号 | 574 |
| レ 違法争議行為事件 | 575 |
| [参考] 職よこせ事件 | 576 |
| 2 産業経済関係法令違反事件法令別人員調 | 577 |
| 3 密貿易事件法令別人員調 | 577 |
| 4 財政関係法令違反事件法令別受理並びに処理人員調 | 578 |
| 5 第三人(朝鮮人)被疑者の受理及び処理状況 | 580 |
| イ 罪名別 | 580 |
| ロ 地方検察庁管内別 | 582 |
| 六 全国検察庁所在一覧 | |

第一篇 組織

I 法務府設置法

法務府設置法 (昭和22年12月19日 法律第193号)
(昭和25年9月30日 政令第295号)

本文は昭和26年1月1日現在を示す

改正 昭和26年3月31日 法律第83号

第1条 政府における法務を統轄させるため、内閣に、法務総裁を置く。

法務総裁は、法律問題に関する政府の最高顧問として、内閣並びに内閣総理大臣及び各省大臣に対し、意見を述べ、又は勸告する。

法務総裁は、検察事務及び検察庁に関する事項、内閣提出の法律案及び政令案の審議立案、条約案の審議、内外及び国際法制の調査、国の利害に關係ある争訟、恩赦、犯罪人の引渡、国籍、戸籍、登記、供託、人権の擁護、行刑並びに更生保護に関する事項その他法務に関する事項、団体等規正令（昭和24年政令第64号）の規定による政党、協会その他の団体の結成の禁止等に関する事項、解散団体の財産の管理及び処分等に関する政令（昭和23年政令第238号）の規定による国庫に帰属した財産の管理等に関する事項、連合国最高司令官の要求に基く正規陸海軍将校又は陸海軍特別志願予備将校であつた者の調査等に関する事項並びに公職に関する就業禁止、退職等に関する勅令（昭和22年勅令第1号）の規定による覚書該当者の観察等に関する事項を管理する。

第2条 法務総裁は、その地位に最もふさわしい者の中から、内閣総理大臣がこれを命ずる。その者は、國務大臣でなければならない。

法務総裁たる國務大臣は、内閣法（昭和22年法律第5号）にいう主任の大臣とする。

第3条 法務総裁の下に、法制意見長官、刑政長官及び民事法務長官を置く。

各長官は、総裁を助けて、夫々各長官総務室及び所属各局の事務を指揮監督する。

各長官の外、法務総裁の下に、法務総裁官房長官を置く。

官房長は、総裁を助けて、総裁官房の事務を指揮監督し、府内の事務の連絡調整を図る。

第 4 條 法務総裁の管理する事務は、法務府でこれを掌る。

第 5 條 法務府に、官房の外、各長官の指揮監督の下に、各長官総務室及び左の区分により左の局を置く。

法制意見長官

法制意見第一局

法制意見第二局

法制意見第三局

法制意見第四局

刑 政 長 官

検 務 局

矯 正 保 護 局

特 別 審 査 局

民事法務長官

民事訟務局

行政訟務局

民 事 局

人 権 擁 護 局

各長官総務室は、夫々その長官所属の各局の指揮監督に関する事務を掌る。

第 6 條 法制意見第一局においては、左の事務を掌る。

1. 第 1 條第 2 項の規定による意見の陳述又は勧告に関する事項
2. 法制意見第四局の所掌に属するもの以外の内外及び国際法制並びにその運用に関する調査研究に関する事項

法制意見第二局においては、左の事務を掌る。

1. 主として外事、財政、金融、産業又は経済に関する事項に係る法律案及び政令案の審議立案に関する事項
2. 條約案の審議に関する事項

法制意見第三局においては、主として文教、厚生、労働、運輸又は

通信に関する事項その他法制意見第二局又は法制意見第四局の所掌に属しない事項に係る法律案及び政令案の審議立案に関する事務を掌る。

法制意見第四局においては、左の事務を掌る。

1. 司法制度、民事及び刑事に関する内外及び国際法制並びにその運用に関する調査研究に関する事項
2. 主として法務に関する事項に係る法律案及び政令案の審議立案に関する事項
3. 内外の法令その他法制に関する資料の収集、整備及び編さんに関する事項
4. 法務に関する統計に関する事項

法制意見長官は、特に必要があると認めるときは、臨時に、一の局に属する法律案若しくは政令案の審議立案又は條約案の審議に関する事務を他の局に行わせることができる。

第 7 條 検務局においては、左の事務を掌る。

1. 検察事務及び検察庁に関する事項
2. 犯罪人の引渡に関する事項
3. 犯罪捜査の科学的研究に関する事項
4. 司法警察職員の教養訓練に関する事項
5. 犯罪の予防その他刑事に関する事項で他の所管に属しないもの
矯正保護局においては、左の事務を掌る。

1. 犯罪人に対する刑及び未決勾留の執行その他行刑に関する事項
2. 刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院、少年保護鑑別所その他の官公立の少年矯正保護施設に関する事項
3. 矯正保護職員の教養訓練に関する事項
4. 犯罪人の指紋に関する事項
5. 矯正保護に関する事項で他の所管に属しないもの
特別審査局においては、左の事務を掌る。

1. 団体等規正令の規定による各種団体の登録並びにその結成の禁止及び解散等に関する事項
2. 連合国最高司令官の要求に基く正規陸海軍将校又は陸海軍特別志願予

備将校であつた者の調査等に関する事項

3. 公職に関する就業禁止，退職等に関する勅令の規定による覚書該当者の観察等に関する事項

第 8 條 民事訟務局においては，民事に関する争訟に関する事務を掌る。

行政訟務局においては，行政に関する争訟に関する事務を掌る。

民事局においては，左の事務を掌る。

1. 国籍に関する事項
2. 戸籍に関する事項
3. 登記に関する事項
4. 土地台帳及び家屋台帳に関する事項
5. 供託に関する事項
6. 公証に関する事項
7. 司法書士及び土地家屋調査士に関する事項
8. 解散団体の財産の管理及び処分等に関する政令の規定による国庫に帰属した財産の管理等に関する事項

9. 民事に関する事項で他の所管に属しないもの

人権擁護局においては，左の事務を掌る。

1. 人権侵犯事件の調査及び情報の収集に関する事項
2. 民間における人権擁護運動の助長に関する事項
3. 人身保護に関する事項
4. 貧困者の訴訟援助に関する事項
5. その他人権の擁護に関する事項

民事法務長官は，特に必要があると認めるときは，臨時に，訟務局のうち一の局の所掌に属する事務を他の局に行わせることができる。

第 9 條 官房においては，左の事務を掌る。

1. 皇統譜副本の保管に関する事項
2. 機密に関する事項
3. 総裁の官印及び府印の管守に関する事項
4. 各部局の所管事務の連絡調整に関する事項
5. 所管行政の考査に関する事項

6. 最高裁判所との連絡交渉に関する事項
7. 公文書類の接受，発送及び保存に関する事項
8. 職員の定員及び職階に関する事項
9. 職員の進退身分に関する事項
10. 職員の給与に関する事項
11. 司法試験に関する事項
12. 職員の研修に関する事項
13. 経費及び収入の予算，決算，会計及び会計の監査に関する事項
14. 法務府及びその所管各庁の管理に属する財産及び物品に関する事項
15. 職員共済組合その他職員の厚生に関する事項
16. 管轄に関する事項
17. 法令の周知徹底に関する事項
18. 法務府及びその所管各庁の事務に関する情報宣伝に関する事項
19. 渉外事務に関する事項

前項第 13 号乃至第 19 号の事務を掌らせるため，官房に経理部を置く。

第 10 條 第 5 條第 2 項及び第 6 條乃至前條の規定により所掌部局の定まらない事務の所掌については，法務総裁の定めるところによる。

第 10 條の 2 検察官に検察に関する学理及び技術の研究を行わせる機関として，法務総裁の管理に属する検察研究所を置く。

検察研究所は，これを東京都に置く。

検察研究所の内部組織は，法務府令でこれを定める。

第 11 條 検察官，検察事務官，法務府事務官その他法務総裁所部の職員に対して，職務上必要な訓練を行う機関として，法務総裁の管理に属する法務府研修所を置く。

法務府研修所は，これを東京都に置く。

法務府研修所の内部組織は，法務府令でこれを定める。

第 12 條 矯正保護の事務に従事する職員に対して，職務上必要な訓練を行う機関として，法務総裁の管理に属する中央矯正保護研修所及び地方矯正保護研修所を置く。

中央矯正保護研修所及び地方矯正保護研修所の内部組織は，法務府令で

これを定める。

第 13 條 法務総裁の監督の下に、別表 2 の上欄に掲げる機関を置き、その設置の目的は、それぞれ同表の下欄に記載する通りとする。

前項の機関の組織、所掌事務及び委員その他の職員については、他の法律（これに基く命令を含む。）に別段の定がある場合を除く外、政令でこれを定める。

第 13 條の 2 法務総裁の管理の下に、第 8 條第 1 項、第 2 項、第 3 項第 1 号乃至第 7 号及び第 4 項の事務を分掌させるため、法務局及び地方法務局を置く。

法務総裁は、法務局の長に、その管轄区域内の地方法務局の事務を指揮監督させることができる。

法務局及び地方法務局の名称、位置及び管轄区域は別表 3 の通りとする。但し、支局又は出張所を置く場合においては、法務府令で、法務局又は地方法務局の管轄区域をその一部に限ることができる。

法務局に、訟務部、民事行政部及び人権擁護部を置く。

法務局及び地方法務局の組織の細目は、法務府令でこれを定める。

法務総裁は、必要と認める地に、法務局又は地方法務局の支局又は出張所を置き、法務局又は地方法務局の事務を分掌させることができる。

支局及び出張所の名称、位置、管轄区域及び内部組織は、法務府令でこれを定める。

法務局若しくは地方法務局又はその支局若しくは出張所は、第 1 項又は第 6 項の規定による事務を分掌する外、他の法令によりその権限に属せしめられた事務を掌る。

第 13 條の 3 法務総裁の管理の下に、監獄法（明治 41 年法律第 28 号）第 1 條第 1 項の規定による監獄を置く。

監獄の名称及び位置は、別表 4 の通りとする。

法務総裁は、必要があると認めるときは、分監を置くことができる。

監獄の内部組織並びに分監の名称、位置及び内部組織は、法務府令でこれを定める。

第 13 條の 4 少年院及び少年保護鑑別所については、少年院法（昭和 23 年

法律第 16 号）の定めるところにより、その名称及び位置は別表 5 の通りとする。

法務総裁は、必要と認めるときは、少年院の分院及び少年保護鑑別所の分所を置くことができる。

少年院及び少年保護鑑別所の内部組織並びに分院及び分所の名称、位置及び内部組織は、法務府令でこれを定める。

第 13 條の 5 矯正保護局の所掌事務を分掌させ、刑務所、少年刑務所、拘留所、少年院及び少年保護鑑別所の適正なる運営管理を図るため、法務総裁の管理に属する矯正保護管区本部を置く。

矯正保護管区本部の所掌事務の範囲及び内部組織は、法務府令でこれを定める。

第 13 條の 6 検察庁については、検察庁法の定めるところによる。

第 13 條の 7 中央更生保護委員会、その地方支分部局たる地方少年保護委員会及び地方成人保護委員会並びに中央更生保護委員会の附属機関たる更生保護事業審議会及び保護司選考会については、犯罪者予防更生法（昭和 24 年法律第 142 号）更生緊急保護法（昭和 25 年法律第 203 号）及び保護司法（昭和 25 年法律第 204 号）の定めるところによる。

第 13 條の 8 司法試験管理委員会については、司法試験法（昭和 24 年法律第 140 号）の定めるところによる。

第 13 條の 9 解散団体売却理事会については、解散団体売却理事会令（昭和 23 年政令第 285 号）の定めるところによる。

第 13 條の 10 各長官総務室に主幹を置く。

主幹は、長官の命を受けて、室務を整理する。

第 13 條の 11 特別審査局に次長 3 人を置く。

次長は、局長を助けて、局務を整理する。

第 13 條の 12 法務府及びその所管各庁におかれる職員については他の法律に特例の定あるものを除く外、国家公務員法（昭和 22 年法律第 120 号）の定めるところによる。

第 13 條の 13 法務府及びその所管各庁に置かれる職員の定員は、別に法律でこれを定める。

附 則

第 14 條 この法律は、公布の後60日を経過した日からこれを施行する。

第 15 條 法務総裁は、昭和24年3月31日までは、徒来司法大臣の管理に属した私立の矯正施設に関する事務を管理する。但し、昭和24年11月1日からは、政令の定めるところにより、右施設の運営について、厚生大臣と協議しなければならない。法務総裁は、昭和23年12月31日までは、徒来司法大臣の管理に属した少年の保護に関する事務を引続き管理し、罪を犯す虞のある少年に関するものを除いては、昭和24年1月1日から、これを厚生大臣の管理に移すものとする。

法務総裁は、第1項の施設の収容者に関する記録を審査し、罪を犯した少年及び家庭裁判所によつて保護処分を受けたその他の少年は、昭和24年3月31日までに、これを官公立の矯正施設に移し、私立の矯正施設は、同日限り、これを廃止しなければならない。

法務総裁は、前項の移管が終了するまでは、厚生大臣と協力して、すべての私立矯正施設が高い標準において管理され及び運営されるよう、これを厳重に監督しなければならない。

第 16 條 犯罪者予防厚生法が施行されるまでの間、臨時に、法務府に刑政長官の指揮監督の下に保護局を置き、少年審判所に関する事項、犯罪人の保護に関する事項、司法保護事業に関する事項、仮出獄並びに少年院収容者の退院及び仮退院に関する事項、その他司法保護に関する事項に係る事項に係る事務を掌らせる。

犯罪者予防更生法が施行されるまでの間、恩赦に関する事務は、検務局においてこれを掌るものとする。

第 17 條 当分の間、特に必要があるときは、第13條の13に定める職員（検察庁の職員を除く。）のうち、133人は、検事をもつてこれに充てることができる。

附 則

この法律のうち、法務府設置法第13條の7の規定は犯罪者予防更生法が施行される日から、その他の規定は昭和24年6月1日から施行する。

左の政令及び勅令は、廃止する。但し、法律（法律に基く命令を含む。）

に別段の定ある場合を除く外、従前の機関及びその職員は、この法律に基く相当の機関及び職員となり、同一性をもつて存続するものとする。

法務庁設置法施行令（昭和23年政令第39号）

法務庁研修所令（昭和23年政令第180号）

刑務官練習所官制（昭和22年政令第71号）

家事審判制度調査委員会官制（昭和14年勅令第815号）

経済罰則調査委員会官制（昭和18年勅令第502号）

刑務委員会官制（昭和22年政令第305号）

矯正科学審議会令（昭和23年政令第391号）

司法事務局令（昭和23年政令第181号）

刑務所及び拘置所令（昭和23年政令第268号）

少年院令（昭和23年政令第397号）

少年観護所令（昭和23年政令第398号）

少年鑑別所令（昭和22年政令第399号）

矯正保護管区設置令（昭和23年政令第400号）

前項但書の規定は、職員の定員に関する法律の運用に影響を及ぼすものではない。

この法律施行前における法務庁の各長官、法務庁事務官及び法務庁教官の在職は、裁判所法第41條、第42條（判事補の職権の特例に関する法律第1條第2項において準用する場合を含む。）及び第44條の規定の運用については、それぞれ法務府の各長官、法務府事務官及び法務府教官の在職とみなす。

他の法令中「法務庁」とあるのは「法務府」と、「法制長官」又は「法務調査意見長官」とあるのは「法制意見長官」と、「検務長官」とあるのは「刑政長官」と、「訟務長官」とあるのは「民事法務長官」と、「法務庁事務官」とあるのは「法務府事務官」と、「法務庁教官」とあるのは、「法務府教官」と、「法務庁技官」とあるのは「法務府技官」と読み替えるものとする。

他の法令中司法事務局又はその出張所に関する規定は、法務局若しくは地方法務局又はその支局若しくは出張所に関する規定とみなす。

(別表) 1

| 名 称 | 位 置 | 名 称 | 位 置 |
|-----------|------|-----------|-----|
| 関東矯正保護研修所 | 東京都 | 九州矯正保護研修所 | 福岡市 |
| 近畿矯正保護研修所 | 大阪市 | 東北矯正保護研修所 | 仙台市 |
| 中部矯正保護研修所 | 名古屋市 | 北海矯正保護研修所 | 札幌市 |
| 中国矯正保護研修所 | 広島市 | 四国矯正保護研修所 | 高松市 |

(別表) 2

| 種 類 | 目 的 |
|-------------|--|
| 法制審議会 | 法務総裁の諮問に応じて、民事法、刑事法その他法務に関する基本的な事項について調査審議すること。 |
| 民事行政審議会 | 法務総裁の諮問に応じて、登記、戸籍、その他民事行政事務の改善について調査審議すること。 |
| 矯正保護審議会 | 法務総裁の諮問に応じて、収容者の矯正保護、刑務作業その他矯正保護施設における矯正保護に関する制度及びその運営の改善について調査審議すること。 |
| 副検事選考審査会 | 検察庁法(昭和22年法律第61号)第18条第2項の規定に基づき、副検事の選考に関する事務を行うこと。 |
| 検察官特別考試審査会 | 検察庁法第18条第3項に規定する検察官の特別考試を行うこと。 |
| 公証人審査会 | 公証人法(明治41年法律第53号)に定める公証人の懲戒に関する議決等を行うこと。 |
| 土地家屋調査士試験委員 | 土地家屋調査士試験に関する事務をつかさどる。 |

(別表) 3

| 名 称 | 位 置 | 管 轄 | 区 域 |
|---------|-----|--|--------------|
| | | 第13条の2第2項の事務に関するもの | その他の事務に関するもの |
| 東京法務局 | 東京都 | 東京都 神奈川県 埼玉県 千葉県 茨城県 栃木県 群馬県 静岡県 山梨県 長野県 新潟県 | 東京都 |
| 横浜地方法務局 | 横浜市 | | 神奈川県 |
| 浦和地方法務局 | 浦和市 | | 埼玉県 |
| 千葉地方法務局 | 千葉市 | | 千葉県 |

| 名 称 | 位 置 | 管 轄 | 区 域 |
|----------|------|--------------------------|------|
| 水戸地方法務局 | 水戸市 | | 茨城県 |
| 宇都宮地方法務局 | 宇都宮市 | | 栃木県 |
| 前橋地方法務局 | 前橋市 | | 群馬県 |
| 静岡地方法務局 | 静岡市 | | 静岡県 |
| 甲府地方法務局 | 甲府市 | | 山梨県 |
| 長野地方法務局 | 長野市 | | 長野県 |
| 新潟地方法務局 | 新潟市 | | 新潟県 |
| 大阪法務局 | 大阪市 | 大阪府 京都府 兵庫県 奈良県 滋賀県 和歌山県 | 大阪府 |
| 京都地方法務局 | 京都市 | | 京都府 |
| 神戸地方法務局 | 神戸市 | | 兵庫県 |
| 奈良地方法務局 | 奈良市 | | 奈良県 |
| 大津地方法務局 | 大津市 | | 滋賀県 |
| 和歌山地方法務局 | 和歌山市 | | 和歌山県 |
| 名古屋法務局 | 名古屋市 | 愛知県 三重県 岐阜県 福井県 石川県 富山県 | 愛知県 |
| 津地方法務局 | 津市 | | 三重県 |
| 岐阜地方法務局 | 岐阜市 | | 岐阜県 |
| 福井地方法務局 | 金沢市 | | 石川県 |
| 金沢地方法務局 | 福井市 | | 福井県 |
| 富山地方法務局 | 富山市 | | 富山県 |
| 広島法務局 | 広島市 | 広島県 山口県 岡山県 鳥取県 島根県 | 広島県 |
| 山口地方法務局 | 山口市 | | 山口県 |
| 岡山地方法務局 | 岡山市 | | 岡山県 |
| 鳥取地方法務局 | 鳥取市 | | 鳥取県 |
| 松江地方法務局 | 松江市 | | 島根県 |

| 名 称 | 位 置 | 管 轄 | 区 域 |
|----------|------|------------------------------------|--|
| 福岡法務局 | 福岡市 | 福岡県 佐賀県 長崎県 大分県 熊本県 鹿児島県 宮崎県 | 福岡県 |
| 佐賀地方法務局 | 佐賀市 | | 佐賀県 |
| 長崎地方法務局 | 長崎市 | | 長崎県 |
| 大分地方法務局 | 大分市 | | 大分県 |
| 熊本地方法務局 | 熊本市 | | 熊本県 |
| 鹿児島地方法務局 | 鹿児島市 | | 鹿児島県 |
| 宮崎地方法務局 | 宮崎市 | | 宮崎県 |
| 仙台法務局 | 仙台市 | 宮城県 福島県 山形県 岩手県 秋田県 青森県 | 宮城県 |
| 福島地方法務局 | 福島市 | | 福島県 |
| 山形地方法務局 | 山形市 | | 山形県 |
| 盛岡地方法務局 | 盛岡市 | | 岩手県 |
| 秋田地方法務局 | 秋田市 | | 秋田県 |
| 青森地方法務局 | 青森市 | | 青森県 |
| 札幌法務局 | 札幌市 | 北海道 | 北海道の内 札幌市 夕張市 岩見沢市 室蘭市 小樽市 苫小牧市 札幌郡 石狩郡 厚田郡 浜益郡 千歳郡 夕張郡 樺戸郡 有珠郡 幌別郡 白老郡 虻田郡 浦河郡 沙流郡 新冠郡 静内郡 三石郡 様似郡 幌泉郡 忍路郡 余市郡 古平郡 美国郡 積丹郡 岩内郡 古宇郡 空知郡の内 北村 栗沢町 幌向村 三笠町 美唄町 砂川町 上砂川町 江部乙村 歌志内町 蘆別町 赤平町 勇払郡 |

| 名 称 | 位 置 | 管 轄 | 区 域 |
|---------|-----|-----|---|
| | | | の内 安平村 厚真村 鶴川村 穂別村 磯谷郡の内 南尻別村 |
| 函館地方法務局 | 函館市 | | 北海道の内 函館市 松前郡 上磯郡 亀田郡 茅部郡 山越郡 太櫓郡 瀬棚郡 檜山郡 爾志郡 久遠郡 奥尻郡 寿都郡 歌棄郡 島牧郡 磯谷郡の内 磯谷村 |
| 旭川地方法務局 | 旭川市 | | 北海道の内 旭川市 留萌市 稚内市 上川郡 (石狩国) 雨竜郡 上川郡 (天塩国) 枝幸郡 増毛郡 留萌郡 苫前郡 宗谷郡 利尻郡 礼文郡 天塩郡 空知郡の内 音江村 上富良野村 中富良野村 富良野町 山部村 東山村 南富良野村 勇払郡の内 占冠村 紋別郡の内 紋別町 上落滑村 落滑村 龍上町 興部村 西興部村 雄武町 |
| 釧路地方法務局 | 釧路市 | | 北海道の内 釧路市 帯広市 北見市 網走市 釧路郡 厚岩郡 川上郡 阿寒郡 白糖郡 河西郡 上川郡(十勝国) 河東郡 中川郡(十勝国) 十勝郡 広尾郡 足寄郡 網走郡 斜里郡 常呂郡 根室郡 花咲郡 野付郡 標津郡 目梨郡 紋別郡の内 生田原村 遠軽町 丸瀬布村 白龍村 上湧別村 下湧別村 |

| 名称 | 位置 | 管轄 | 区域 |
|---------|-----|--------------------|-----|
| 高松法務局 | 高松市 | 香川県 徳島県 高知県 愛媛県 | 香川県 |
| 徳島地方法務局 | 徳島市 | | 徳島県 |
| 高知地方法務局 | 高知市 | | 高知県 |
| 松山地方法務局 | 松山市 | | 愛媛県 |

(別表) 4

| 名称 | 位置 |
|--------|------------|
| 東京拘置所 | 東京都葛飾区 |
| 大阪拘置所 | 大阪市 |
| 京都拘置所 | 京都市 |
| 神戸拘置所 | 神戸市 |
| 名古屋拘置所 | 名古屋市 |
| 小菅刑務所 | 東京都葛飾区 |
| 豊多摩刑務所 | 浦和市 |
| 府中刑務所 | 東京都北多摩郡府中町 |
| 横浜刑務所 | 横浜市 |
| 久里浜刑務所 | 横須賀市 |
| 千葉刑務所 | 千葉市 |
| 宇都宮刑務所 | 宇都宮市 |
| 栃木刑務所 | 栃木市 |
| 前橋刑務所 | 前橋市 |
| 静岡刑務所 | 静岡市 |
| 甲府刑務所 | 甲府市 |
| 長野刑務所 | 長野市 |
| 新潟刑務所 | 新潟市 |
| 大阪刑務所 | 堺市 |
| 京都刑務所 | 京都市 |

| 名称 | 位置 |
|--------|------------|
| 神戸刑務所 | 兵庫県明石郡大久保町 |
| 加古川刑務所 | 兵庫県加古郡加古川町 |
| 滋賀刑務所 | 大津市 |
| 和歌山刑務所 | 和歌山市 |
| 名古屋刑務所 | 名古屋市 |
| 三重刑務所 | 津市 |
| 岐阜刑務所 | 岐阜市 |
| 笠松刑務所 | 岐阜県羽鳥郡笠松町 |
| 福井刑務所 | 福井市 |
| 金沢刑務所 | 金沢市 |
| 富山刑務所 | 富山市 |
| 広島刑務所 | 広島市 |
| 山口刑務所 | 山口市 |
| 岡山刑務所 | 岡山市 |
| 鳥取刑務所 | 鳥取県気高郡大正村 |
| 松江刑務所 | 松江市 |
| 福岡刑務所 | 福岡市 |
| 小倉刑務所 | 小倉市 |
| 北方刑務所 | 小倉市 |
| 麓刑務所 | 佐賀県三養基郡麓村 |
| 長崎刑務所 | 諫早市 |
| 佐世保刑務所 | 佐世保市 |
| 大分刑務所 | 大分市 |
| 熊本刑務所 | 熊本市 |
| 鹿児島刑務所 | 鹿児島市 |
| 宮崎刑務所 | 宮崎市 |
| 宮城刑務所 | 仙台市 |

| 名 | 称 | 位 | 置 |
|---|---------------|---|-------------------|
| 福 | 島 刑務所 | 福 | 島 市 |
| 山 | 形 刑務所 | 山 | 形 市 |
| 秋 | 田 刑務所 | 秋 | 田 市 |
| 青 | 森 刑務所 | 青 | 森 県 東 津 軽 郡 荒 川 村 |
| 札 | 幌 刑務所 | 北 | 海 道 札 幌 郡 札 幌 村 |
| 旭 | 川 刑務所 | 旭 | 川 市 |
| 釧 | 路 刑務所 | 釧 | 路 市 |
| 帯 | 広 刑務所 | 帯 | 広 市 |
| 網 | 走 刑務所 | 網 | 走 市 |
| 高 | 松 刑務所 | 高 | 松 市 |
| 徳 | 島 刑務所 | 徳 | 島 市 |
| 高 | 知 刑務所 | 高 | 知 市 |
| 松 | 山 刑務所 | 松 | 山 市 |
| 八 | 王 子 少 年 刑 務 所 | 八 | 王 子 市 |
| 川 | 越 少 年 刑 務 所 | 川 | 越 市 |
| 水 | 戸 少 年 刑 務 所 | 茨 | 城 県 那 珂 郡 勝 田 町 |
| 松 | 本 少 年 刑 務 所 | 松 | 本 市 |
| 姫 | 路 少 年 刑 務 所 | 姫 | 路 市 |
| 奈 | 良 少 年 刑 務 所 | 奈 | 良 市 |
| 愛 | 知 少 年 刑 務 所 | 愛 | 知 県 西 加 茂 郡 保 見 村 |
| 岩 | 国 少 年 刑 務 所 | 岩 | 国 市 |
| 新 | 光 学 院 | 山 | 口 県 熊 毛 郡 佐 賀 村 |
| 佐 | 賀 少 年 刑 務 所 | 佐 | 賀 市 |
| 盛 | 岡 少 年 刑 務 所 | 盛 | 岡 市 |
| 函 | 館 少 年 刑 務 所 | 函 | 館 市 |

(別表) 5

| 名 | 称 | 位 | 置 |
|---|-------------|---|-------------------|
| 多 | 摩 少 年 院 | 東 | 京 都 南 多 摩 郡 由 井 村 |
| 東 | 京 少 年 院 | 東 | 京 都 澁 谷 区 |
| 愛 | 光 女 子 学 園 | 東 | 京 都 北 多 摩 郡 狛 江 村 |
| 関 | 東 医 療 少 年 院 | 東 | 京 都 北 多 摩 郡 府 中 町 |
| 千 | 葉 星 華 学 院 | 千 | 葉 県 香 取 郡 多 古 町 |
| 印 | 旛 少 年 院 | 千 | 葉 県 印 旛 郡 船 穂 村 |
| 八 | 街 少 年 院 | 千 | 葉 県 印 旛 郡 八 街 町 |
| 茨 | 城 農 芸 学 院 | 茨 | 城 県 稲 敷 郡 奥 野 村 |
| 榛 | 名 少 年 院 | 群 | 馬 県 勢 多 郡 大 胡 町 |
| 東 | 海 農 芸 学 院 | 静 | 岡 県 安 倍 郡 美 知 村 |
| 有 | 明 高 原 寮 | 長 | 野 県 南 安 曇 郡 有 明 村 |
| 新 | 潟 少 年 学 院 | 新 | 潟 県 古 志 郡 栖 吉 村 |
| 浪 | 速 少 年 院 | 茨 | 木 市 |
| 交 | 野 女 子 学 院 | 大 | 阪 府 北 河 内 郡 交 野 町 |
| 宇 | 治 少 年 院 | 京 | 都 府 宇 治 郡 東 宇 治 町 |
| 京 | 都 少 年 療 護 院 | 京 | 都 府 宇 治 郡 東 宇 治 町 |
| 神 | 戸 再 度 山 学 院 | 神 | 戸 市 生 田 区 |
| 加 | 古 川 学 園 | 兵 | 庫 県 加 古 郡 八 幡 村 |
| 瀬 | 戸 少 年 院 | 瀬 | 戸 市 |
| 豊 | ヶ 岡 農 工 学 院 | 愛 | 知 県 愛 知 郡 豊 明 村 |
| 広 | 島 少 年 院 | 広 | 島 県 賀 茂 郡 原 村 |
| 美 | 保 少 年 院 | 鳥 | 取 県 西 伯 郡 大 篠 津 村 |
| 福 | 岡 少 年 院 | 福 | 岡 市 |
| 佐 | 世 保 臨 海 寮 | 佐 | 世 保 市 |
| 人 | 吉 農 芸 学 院 | 熊 | 本 県 球 磨 郡 水 上 村 |
| 東 | 北 少 年 院 | 福 | 島 市 |

| 名 | 称 | 位 | 置 |
|---|---|---|---|
| 北 | 海 | 少 | 年 |
| 院 | | 北 | 海 |
| | | 道 | 千 |
| | | 千 | 歳 |
| | | 郡 | 千 |
| | | 千 | 歳 |
| | | 町 | |
| 四 | 国 | 少 | 年 |
| 院 | | 香 | 川 |
| | | 県 | 仲 |
| | | 多 | 度 |
| | | 郡 | 善 |
| | | 通 | 寺 |
| | | 町 | |
| 東 | 京 | 少 | 年 |
| 所 | | 保 | 護 |
| | | 鑑 | 別 |
| | | 所 | |
| | | 東 | 京 |
| | | 都 | 杉 |
| | | 並 | 区 |
| 横 | 浜 | 少 | 年 |
| 所 | | 保 | 護 |
| | | 鑑 | 別 |
| | | 所 | |
| | | 横 | 浜 |
| | | 市 | |
| 浦 | 和 | 少 | 年 |
| 所 | | 保 | 護 |
| | | 鑑 | 別 |
| | | 所 | |
| | | 浦 | 和 |
| | | 市 | |
| 千 | 葉 | 少 | 年 |
| 所 | | 保 | 護 |
| | | 鑑 | 別 |
| | | 所 | |
| | | 千 | 葉 |
| | | 市 | |
| 水 | 戸 | 少 | 年 |
| 所 | | 保 | 護 |
| | | 鑑 | 別 |
| | | 所 | |
| | | 水 | 戸 |
| | | 市 | |
| 宇 | 都 | 少 | 年 |
| 所 | | 保 | 護 |
| | | 鑑 | 別 |
| | | 所 | |
| | | 宇 | 都 |
| | | 宮 | 市 |
| 前 | 橋 | 少 | 年 |
| 所 | | 保 | 護 |
| | | 鑑 | 別 |
| | | 所 | |
| | | 前 | 橋 |
| | | 市 | |
| 静 | 岡 | 少 | 年 |
| 所 | | 保 | 護 |
| | | 鑑 | 別 |
| | | 所 | |
| | | 静 | 岡 |
| | | 市 | |
| 甲 | 府 | 少 | 年 |
| 所 | | 保 | 護 |
| | | 鑑 | 別 |
| | | 所 | |
| | | 甲 | 府 |
| | | 市 | |
| 長 | 野 | 少 | 年 |
| 所 | | 保 | 護 |
| | | 鑑 | 別 |
| | | 所 | |
| | | 長 | 野 |
| | | 市 | |
| 新 | 潟 | 少 | 年 |
| 所 | | 保 | 護 |
| | | 鑑 | 別 |
| | | 所 | |
| | | 新 | 潟 |
| | | 市 | |
| 大 | 阪 | 少 | 年 |
| 所 | | 保 | 護 |
| | | 鑑 | 別 |
| | | 所 | |
| | | 大 | 阪 |
| | | 市 | |
| 京 | 都 | 少 | 年 |
| 所 | | 保 | 護 |
| | | 鑑 | 別 |
| | | 所 | |
| | | 京 | 都 |
| | | 市 | |
| 神 | 戸 | 少 | 年 |
| 所 | | 保 | 護 |
| | | 鑑 | 別 |
| | | 所 | |
| | | 神 | 戸 |
| | | 市 | |
| 奈 | 良 | 少 | 年 |
| 所 | | 保 | 護 |
| | | 鑑 | 別 |
| | | 所 | |
| | | 奈 | 良 |
| | | 市 | |
| 大 | 津 | 少 | 年 |
| 所 | | 保 | 護 |
| | | 鑑 | 別 |
| | | 所 | |
| | | 大 | 津 |
| | | 市 | |
| 和 | 歌 | 山 | 少 |
| 所 | | 年 | 保 |
| | | 護 | 鑑 |
| | | 別 | 所 |
| | | 和 | 歌 |
| | | 山 | 市 |
| 名 | 古 | 屋 | 少 |
| 所 | | 年 | 保 |
| | | 護 | 鑑 |
| | | 別 | 所 |
| | | 名 | 古 |
| | | 屋 | 市 |
| 津 | | 少 | 年 |
| 所 | | 保 | 護 |
| | | 鑑 | 別 |
| | | 所 | |
| | | 津 | |
| | | 市 | |
| 岐 | 阜 | 少 | 年 |
| 所 | | 保 | 護 |
| | | 鑑 | 別 |
| | | 所 | |
| | | 岐 | 阜 |
| | | 市 | |
| 福 | 井 | 少 | 年 |
| 所 | | 保 | 護 |
| | | 鑑 | 別 |
| | | 所 | |
| | | 福 | 井 |
| | | 市 | |
| 金 | 沢 | 少 | 年 |
| 所 | | 保 | 護 |
| | | 鑑 | 別 |
| | | 所 | |
| | | 金 | 沢 |
| | | 市 | |
| 富 | 山 | 少 | 年 |
| 所 | | 保 | 護 |
| | | 鑑 | 別 |
| | | 所 | |
| | | 富 | 山 |
| | | 市 | |
| 広 | 島 | 少 | 年 |
| 所 | | 保 | 護 |
| | | 鑑 | 別 |
| | | 所 | |
| | | 広 | 島 |
| | | 市 | |
| 山 | 口 | 少 | 年 |
| 所 | | 保 | 護 |
| | | 鑑 | 別 |
| | | 所 | |
| | | 山 | 口 |
| | | 市 | |

| 名 | 称 | 位 | 置 |
|---|---|---|---|
| 岡 | 山 | 少 | 年 |
| 所 | | 保 | 護 |
| | | 鑑 | 別 |
| | | 所 | |
| | | 岡 | 山 |
| | | 市 | |
| 鳥 | 取 | 少 | 年 |
| 所 | | 保 | 護 |
| | | 鑑 | 別 |
| | | 所 | |
| | | 鳥 | 取 |
| | | 市 | |
| 松 | 江 | 少 | 年 |
| 所 | | 保 | 護 |
| | | 鑑 | 別 |
| | | 所 | |
| | | 松 | 江 |
| | | 市 | |
| 福 | 岡 | 少 | 年 |
| 所 | | 保 | 護 |
| | | 鑑 | 別 |
| | | 所 | |
| | | 福 | 岡 |
| | | 市 | |
| 佐 | 賀 | 少 | 年 |
| 所 | | 保 | 護 |
| | | 鑑 | 別 |
| | | 所 | |
| | | 佐 | 賀 |
| | | 市 | |
| 長 | 崎 | 少 | 年 |
| 所 | | 保 | 護 |
| | | 鑑 | 別 |
| | | 所 | |
| | | 長 | 崎 |
| | | 市 | |
| 大 | 分 | 少 | 年 |
| 所 | | 保 | 護 |
| | | 鑑 | 別 |
| | | 所 | |
| | | 大 | 分 |
| | | 市 | |
| 熊 | 本 | 少 | 年 |
| 所 | | 保 | 護 |
| | | 鑑 | 別 |
| | | 所 | |
| | | 熊 | 本 |
| | | 市 | |
| 鹿 | 児 | 島 | 少 |
| 所 | | 年 | 保 |
| | | 護 | 鑑 |
| | | 別 | 所 |
| | | 鹿 | 児 |
| | | 島 | 市 |
| 宮 | 崎 | 少 | 年 |
| 所 | | 保 | 護 |
| | | 鑑 | 別 |
| | | 所 | |
| | | 宮 | 崎 |
| | | 市 | |
| 仙 | 台 | 少 | 年 |
| 所 | | 保 | 護 |
| | | 鑑 | 別 |
| | | 所 | |
| | | 仙 | 台 |
| | | 市 | |
| 福 | 島 | 少 | 年 |
| 所 | | 保 | 護 |
| | | 鑑 | 別 |
| | | 所 | |
| | | 福 | 島 |
| | | 市 | |
| 山 | 形 | 少 | 年 |
| 所 | | 保 | 護 |
| | | 鑑 | 別 |
| | | 所 | |
| | | 山 | 形 |
| | | 市 | |
| 盛 | 岡 | 少 | 年 |
| 所 | | 保 | 護 |
| | | 鑑 | 別 |
| | | 所 | |
| | | 盛 | 岡 |
| | | 市 | |
| 秋 | 田 | 少 | 年 |
| 所 | | 保 | 護 |
| | | 鑑 | 別 |
| | | 所 | |
| | | 秋 | 田 |
| | | 市 | |
| 青 | 森 | 少 | 年 |
| 所 | | 保 | 護 |
| | | 鑑 | 別 |
| | | 所 | |
| | | 青 | 森 |
| | | 市 | |
| 札 | 幌 | 少 | 年 |
| 所 | | 保 | 護 |
| | | 鑑 | 別 |
| | | 所 | |
| | | 札 | 幌 |
| | | 市 | |
| 函 | 館 | 少 | 年 |
| 所 | | 保 | 護 |
| | | 鑑 | 別 |
| | | 所 | |
| | | 函 | 館 |
| | | 市 | |
| 旭 | 川 | 少 | 年 |
| 所 | | 保 | 護 |
| | | 鑑 | 別 |
| | | 所 | |
| | | 旭 | 川 |
| | | 市 | |
| 釧 | 路 | 少 | 年 |
| 所 | | 保 | 護 |
| | | 鑑 | 別 |
| | | 所 | |
| | | 釧 | 路 |
| | | 市 | |
| 高 | 松 | 少 | 年 |
| 所 | | 保 | 護 |
| | | 鑑 | 別 |
| | | 所 | |
| | | 高 | 松 |
| | | 市 | |
| 徳 | 島 | 少 | 年 |
| 所 | | 保 | 護 |
| | | 鑑 | 別 |
| | | 所 | |
| | | 徳 | 島 |
| | | 市 | |
| 高 | 知 | 少 | 年 |
| 所 | | 保 | 護 |
| | | 鑑 | 別 |
| | | 所 | |
| | | 高 | 知 |
| | | 市 | |
| 松 | 山 | 少 | 年 |
| 所 | | 保 | 護 |
| | | 鑑 | 別 |
| | | 所 | |
| | | 松 | 山 |
| | | 市 | |

(別表) 6

| 管区本部の名称 | 管区本部の位置 | 管 区 の 区 域 | | | |
|-------------|---------|-------------------|--------------------|-------------------|------------|
| 東京矯正保護管区本部 | 東 京 都 | 東京都 茨城県 山梨県 | 神奈川県 栃木県 長野県 | 埼玉県 群馬県 新潟県 | 千葉県 静岡県 |
| 大阪矯正保護管区本部 | 大 阪 市 | 大阪府 滋賀県 | 京都府 和歌山県 | 兵庫県 | 奈良県 |
| 名古屋矯正保護管区本部 | 名 古 屋 市 | 愛知県 石川県 | 三重県 富山県 | 岐阜県 | 福井県 |
| 広島矯正保護管区本部 | 広 島 市 | 広島県 島根県 | 山口県 | 岡山県 | 鳥取県 |
| 福岡矯正保護管区本部 | 福 岡 市 | 福岡県 熊本県 | 佐賀県 鹿児島県 | 長崎県 宮崎県 | 大分県 |
| 仙台矯正保護管区本部 | 仙 台 市 | 宮城県 秋田県 | 福島県 青森県 | 山形県 | 岩手県 |
| 札幌矯正保護管区本部 | 札 幌 市 | 北 海 道 | | | |
| 高松矯正保護管区本部 | 高 松 市 | 香川県 | 徳島県 | 高知県 | 愛媛県 |

改 正

昭和26年3月31日法律第83号

法務府設置法の一部を次のように改正する。

別表4名古屋拘置所の項の次に次の一項を加える。

広島拘置所 | 広島市

同表府中刑務所の項の次に次の一項を加える。

八王子医療刑務所 | 八王子市

同表横浜刑務所の項の次に次の一項を加える。

横須賀刑務所 | 横須賀市

同表神戸刑務所の項中「兵庫県明石郡大久保町」を明石市に、同表の加古川刑務所の項中「兵庫県加古郡加古川町」を「加古川市」に改め、同表中「北方刑務所」を「北方医療刑務所」に改め、八王子少年刑務所の項を削る。

別表5中「東京少年院」を「東京医療少年院」に、新潟少年学院の項中「新潟県古志郡栖吉村」を「長岡市」に、「京都少年療護院」を「京都医療少年院」に改め、神戸再度山学院の項の次に次の一項を加える。
鈴蘭台学園 | 神戸市

同表豊ヶ岡農工学院の項の次に次の六項を加える。

明德少女苑 | 愛知県愛知郡天白村

豊浦医療少年院 | 愛知県知多郡豊浜村

三重少年学院 | 津市

各務農芸学院 | 岐阜県稲妻郡各務村

湖南学院 | 金沢市

富山少年学院 | 富山県上新川郡福沢村

同表広島少年院の項の次に次の一項を加える。

貴船原少女苑 | 広島県佐伯郡観音村

同表福岡少年院の項の次に次の一項を加える。

筑紫少女苑 | 福岡市

同表中「佐世保臨海寮」を「佐世保少年院」に改め、東北少年院の項中「福島市」を「仙台市」に改め、同項の次に次の一項を加える。

置賜学院 | 山形県東置賜郡上郷村

丸亀少女の家 | 丸亀市

同表東京少年保護鑑別所の項中「東京都杉並区」を「東京都練馬区」に改める。

附 則

この法律は、昭和26年4月1日から施行する。

Ⅱ 法務府組織規程 (昭和24年6月1日 法務府令第1号) (昭和25年9月30日 法務府令第118号)

本文は昭和26年1月1日現在を示す

改正 {昭和26年6月30日 法務府令第116号}
{昭和26年8月10日 法務府令第130号}

第1條 法務府の内部組織は、この規程の定めるところによる。

第2條 法制意見長官総務室においては、法制意見官長所属各局の指揮監督に関する事務をつかさどる。

第3條 法制意見第一局においては、左の事務をつかさどる。

1. 法務府設置法第1條第2項の規定による意見の陳述又は勧告に関する事項
2. 法制意見第四局の所掌に属するもの以外の内外及び国際法制並びにその運用に関する調査研究に関する事項

第4條 法制意見第二局においては、左の事務をつかさどる。

1. 主として外事、財政、金融、産業又は経済に関する事項に係る法律案及び政令案の審議立案に関する事項
2. 條約案の審議に関する事項

第5條 法制意見第三局においては、主として文教、厚生、労働、運輸又は通信に関する事項その他法制意見第二局又は法制意見第四局の所掌に属しない事項に係る法律案及び政令案の審議立案に関する事務をつかさどる。

第6條 法制意見第四局においては、左の事務をつかさどる。

1. 司法制度、民事及び刑事に関する内外及び国際法制並びにその運用に関する調査研究に関する事項
2. 主として法務に関する事項に係る法律案及び政令案の審議立案に関する事項
3. 法制審議会に関する事項
4. 内外の法令及び判例の収集及び整備に関する事項
5. 法令集等の編さん及び刊行に関する事項
6. 法制に関する資料の収集、整備、編さん及び刊行に関する事項

7. 図書に関する事項

8. 国立国会図書館支部法務図書館に関する事項

9. 法務に関する統計の整備、改善及び企画に関する事項

10. 民事統計、刑事統計その他法務に関する統計に関する事項

11. 統計資料の編さん及び刊行に関する事項

前項第4号及び第5号の事務をつかさどらせるため、法規課を、第6号から第8号までの事務をつかさどらせるため、資料課を、第9号から第11号までの事務をつかさどらせるため、統計課を置く。

第7條 法制意見各局において、意見の陳述若しくは勧告、調査研究又は審議立案について直接局長を補佐する職員を法制意見参事官とする。

第8條 刑政長官総務室においては、刑政長官所属各局の指揮監督に関する事務をつかさどる。

第9條 検務局に総務課、調査課、刑事課、労働社会課、経済第一課及び経済第二課を置く。

総務課においては、左の事務をつかさどる。

1. 検察庁の組織及び運営に関する事項
2. 犯罪人の引渡に関する事項
3. 刑の執行指揮に関する事項
4. 他の課の所掌に属しない事項

調査課においては、ファイル制度の調査及び実施その他検察事務の能率化に関する事務をつかさどる。

刑事課においては、左の事務をつかさどる。

1. 労働社会課、経済第一課及び経済第二課に属しない刑事事件の検察及び犯罪の予防に関する事項
2. 司法警察職員の教養訓練に関する事項
3. 犯罪捜査の科学的研究に関する事項

労働社会課においては、左の事務をつかさどる。

1. 労働関係事件の検察及び犯罪の予防に関する事項
2. 麻薬関係事件その他公衆衛生又は社会福祉関係事件の検察及び犯罪の予防に関する事項

経済第一課においては、左の事項をつかさどる。

1. 経済統制関係事件の検察に関する事項
2. 経済統制の励行確保に関する刑事に関する事項

経済第二課においては、左の事務をつかさどる。

1. 経済民主化及び経済再建関係事件の検察及び犯罪の予防に関する事項
2. 租税関係事件の検察及び犯罪の予防に関する事項
3. その他経済統制以外の経済関係事件の検察及び犯罪の予防に関する事項

第10條 矯正保護局に総務課、保安課、作業課、医療科学分類課、教育課、職員課及び予算管理課を置く。

総務課においては、左の事務をつかさどる。

1. 矯正保護に関する一般的企画に関する事項
2. 矯正保護施設の巡閲及び調査に関する事項
3. 矯正保護に関する統計に関する事項
4. 矯正保護に関する法令の整備に関する事項
5. 矯正保護審議会に関する事項
6. 他の課の所掌に属しない事項

前項第3号の事務をつかさどるため、統計室を置く。

総務課長は、局内の事務の連絡調整を図り、局長に差支あるときは、その職務を代理する。

保安課においては、収容、紀律、拘禁、保安（火災、地震、暴動及び脱獄等の事故に関する措置を含む。）及び満期釈放その他の釈放に関する事務をつかさどる。

作業課においては、左の事務をつかさどる。

1. 作業の企画指導及び運営に関する事項
2. 作業賞与金の支払に関する事項

医療科学分類課においては、左の事務をつかさどる。

1. 処遇の科学化に関する事項
2. 臨時的な分禁、分類及び配置に関する事項
3. 給養、保健及び衛生に関する事項

4. 指紋及び個人識別並びに鑑別に関する事項

教育課においては、左の事務をつかさどる。

1. 職業教育、特殊教育及び訓練に関する事項
2. 少年に対して必要な特殊教育及び訓練方法の調査並びにその実験に関する事項

3. 累進処遇に関する事項

4. 行状、成績、善行等による優遇に関する事項

5. レクリエーションに関する事項

職員課においては、左の事務をつかさどる。

1. 矯正保護職員の研修及び厚生に関する事項
2. 矯正保護職員の配置、職種の分類、給与、紀律及び職責に関する勅告に関する事項

予算管理課においては、左の事務をつかさどる。

1. 予算（所要物資を含む。）の要求及び管理に関する勅告に関する事項
2. 新営工事の施行並びに施設の整備改善の促進に関する事項

第11條 特別審査局に総務課、連絡課、監査第一課、監査第二課、監査第三課、調査第一課、調査第二課及び調査第三課を置く。

総務課においては、左の事務をつかさどる。

1. 局内の事務の連絡調整に関する事項
2. 他の課の所掌に属しない事項

連絡課においては、左の事務をつかさどる。

1. 特別審査局の所掌に属する事務に関する外部機関との連絡に関する事項
2. 特別審査局の所掌に属する事務に関する資料の整理保管に関する事項

監査第一課においては、左の事務をつかさどる。

1. 連合国最高司令官の要求に基く正規陸海軍将校又は陸海軍特別志願予備将校であつた者の調査及び登録に関する事項
2. 公職に関する就職禁止、退職等に関する命令（昭和22年勅令第1号）

の規定による覚書該当者の登録等に関する事項

監査第二課においては公職に関する就職禁止、退職等に関する勅令の規

定による覚書該当者の動静の観察（監査第三課の所掌に属するものを除く。）に関する事務をつかさどる。

監査第三課においては、公職に関する就職禁止、退職等に関する勅令の規定による覚書該当者の軍国主義的、極端な国家主義的、暴力主義的及び反民主主義的動静の観察に関する事務をつかさどる。

調査第一課においては、団体等規正令（昭和24年政令第64号）の規定による各種団体の登録及びこれらの団体の機関誌紙に関する事務をつかさどる。

調査第二課においては、団体等規正令の規定による軍国主義的、極端な国家主義的及び暴力主義的団体の結成の禁止及び解散並びにこれらの団体等に関する調査に関する事務をつかさどる。

調査第三課においては、調査第二課の所掌に属しない団体等規正令の規定による各種団体の結成の禁止及び解散並びにこれらの団体等に関する調査に関する事務をつかさどる。

次長のうち、一人は総務課及び連絡課の事務を、一人は監査第一課、監査第二課及び監査第三課の事務を、一人は調査第一課、調査第二課及び調査第三課の事務を担当するものとする。

第12條 民事法務長官総務室においては、民事法務長官所属各局の指揮監督に関する事務をつかさどる。

第13條 民事訟務局に第一課、第二課及び第三課を置く。

第一課においては、左の事務をつかさどる。

1. 第二課及び第三課の所掌に属しない民事に関する争訟に関する事項
2. 他の課の所掌に属しない事項

第二課においては、国家賠償に関する争訟に関する事務をつかさどる。

第三課においては、運輸及び通信に関する争訟に関する事務をつかさどる。

第14條 行政訟務局に第一課、第二課、第三課、第四課、第五課及び第六課を置く。

第一課においては、左の事務をつかさどる。

1. 選挙争訟に関する事項

2. 国家公務員に関する争訟に関する事項
3. 地方自治に関する争訟に関する事項
4. 他の課の所掌に属しない事項

第二課においては、財政及び金融関係の行政に関する争訟（但し、税務に関する行政に関するものを除く。）に関する事務をつかさどる。

第三課においては、産業及び経済関係の行政に関する争訟に関する事務をつかさどる。

第四課においては、左の事務をつかさどる。

1. 国税滞納処分に関する争訟に関する事項
2. 関税に関する争訟に関する事項
3. 第五課及び第六課の所掌に属しない税務に関する争訟に関する事項

第五課においては、左の事務をつかさどる。

1. 所得税に関する争訟に関する事項
2. 法人税に関する争訟に関する事項

第六課においては、左の事務をつかさどる。

1. 酒税に関する争訟に関する事項
2. 物品税に関する争訟に関する事項
3. 前2号に掲げるものの外、間接税に関する争訟に関する事項

第15條 民事局に第一課、第二課、第三課、第四課、第五課及び第六課を置く。

第一課においては、左の事務をつかさどる。

1. 法務局及び地方法務局に関する事項
2. 公証に関する事項
3. 供託に関する事項
4. 司法書士及び土地家屋調査士
5. 民事行政審議会、公証人審査会及び土地家屋調査士試験委員
6. 財政、金融、運輸及び通信に関する民事（第四課の所掌に属するものを除く。）に関する事項
7. 他の課の所掌に属しない事項

前項第1号の事務で、他の局の所掌事務と関連するものについては、そ

の局と協議しなければならない。

第二課においては、左の事務をつかさどる。

1. 民事に関する事項
2. 戸籍に関する事項
3. 寄留に関する事項
4. 文教、厚生及び通商産業に関する民事（第四課の所掌に属するものを除く。）に関する事項

第三課においては、左の事務をつかさどる。

1. 非訟事件に関する事項
2. 不動産登記その他の登記（第六課の所掌に属するものを除く。）に関する事項
3. 商業登記に関する事項
4. 法人の登記その他登記に関する事項
5. 土地台帳及び家屋台帳に関する事項
6. 外事及び農林に関する民事（第四課の所掌に属するものを除く。）に関する事項

第四課においては、左の事務をつかさどる。

1. 商事に関する事項
2. 経済民主化及び経済再建に関する民事に関する事項
3. 経済統制に関する民事に関する事項

第五課においては、解散団体の財産の管理及び処分等に関する政令の規定による国庫に帰属した財産の管理等に関する事務をつかさどる。

第六課においては、左の事務をつかさどる。

1. 国籍に関する事項
2. 商業登記に関する事項
3. 法人の登記に関する事項
4. 労働に関する民事（第四課の所掌に属するものを除く。）に関する事項

第16條 人権擁護局に第一課、第二課及び第三課を置く。

第一課においては、左の事務をつかさどる。

1. 人権擁護に関する企画に関する事項

2. 民間における人権擁護運動の助長に関する事項
3. 人権擁護委員に関する事項
4. 他の課の所掌に属しない事項

第二課においては、左の事務をつかさどる。

1. 人権侵犯事件の調査に関する事項
2. 人権侵犯事件に関する情報の収集に関する事項

第三課においては、左の事務をつかさどる。

1. 人身保護その他人権に対する侵害の排除及び被害者の救済に関する事項
2. 貧困者の訴訟援助に関する事項
3. 国選弁護に関する事項
4. 自由人権思想の啓蒙活動に関する事項

第17條 官房に秘書課、人事課、経理部、渉外課及び情報課を置く。

秘書課においては、左の事務をつかさどる。

1. 皇統譜副本の保管に関する事項
2. 機密に関する事項
3. 総裁の官印及び府印の管守に関する事項
4. 各部局の所掌事務の連絡調整に関する事項
5. 所管行政の考査に関する事項
6. 本府及びその所管各庁の内部組織に関する事項
7. 最高裁判所との連絡交渉に関する事項
8. 公文書類の接受、審査、発送、編さん及び保存に関する事項
9. 他の部局の所掌に属しない事項

人事課においては、左の事務をつかさどる。

1. 職員の定員の配置に関する事項
2. 職員の任免に関する事項
3. 職員の職階及び給与に関する事項
4. 職員の紀律及び能率に関する事項
5. 職員の試験、選考及び審査に関する事項
6. 職員の研修に関する事項

7. 公証人及び司法書士の身分に関する事項
8. 司法試験管理委員会の庶務に関する事項

経理部においては、総務課、主計課、営繕課及び用度課を置き、左の区分により経理に関する事務をつかさどる。

総務課

1. 会計の監査に関する事項
2. 共済組合に関する事項
3. 職員の厚生に関する事項
4. 府内の警備及び保安に関する事項
5. 運輸に関する事項
6. 他の課の所掌に属しない事項

主計課

1. 予算の作成及び執行並びに決算に関する事項
2. 本府歳入徴収官所管の歳入徴収事務に関する事項
3. 本府支出所管の経費の支出及び支出証明に関する事項

営繕課

1. 営繕の企画及び経理計画に関する事項
2. 営繕工事の設計及び実施に関する事項
3. 本府及びその所管各庁の管理に属する国有財産に関する事項
4. 通信施設に関する事項

用度課

1. 物品の調達、売買及び貸借に関する事項
2. 物資の需給調整に関する事項
3. 没収品その他国庫帰属物品の処理に関する事項
4. 本府の物品の出納及び保管に関する事項
5. 本府の物品会計の経理計画に関する事項

渉外課においては、左の事務をつかさどる。

1. 連合国軍官憲との連絡交渉に関する事項

2. 外務省その他関係各庁との渉外事務の連絡交渉に関する事項
 3. 連合国軍官憲より発せられる指令覚書その他の公文書類の接受及びその連絡に関する事項
 4. 公文書類のほん訳に関する事項
 5. 連合国軍官憲に対する文書の作成及び提出に関する事項
 6. 渉外関係資料の収集、編さん及び保存に関する事項
- 情報課においては、左の事務をつかさどる。

1. 法令の周知徹底に関する事項
2. 本府及びその所管各庁の事務に関する情報宣伝に関する事項

第18條 各局に局長を、経理部に部長を、各長官総務室に主幹を、各課に長を置く。

局長、部長及び課長は、上司の命を受けて、それぞれ局務、部務及び課務をつかさどり、主幹は、長官の命を受けて、室務を整理する。

第19條 官房長、各局長又は経理部長は、必要があると認めるときは、官房各局又は経理部内の一の課に属する事務を適宜他の課において処理させることができる。

第20條 第2條から第17條までの規定により、所掌部局の定まらない事務の所掌については、法務総裁の定めるところによる。

附則

この政令は、公布の日から施行する。

改正

昭和26年6月30日 府令第116号

第15條第2項中第4号を削り、第5号を第4号とし、以下順次1号ずつ繰り上げ、第5項中第1号を削り、第2号を第1号とし、以下順次1号ずつ繰り上げ、第6項中第2号を第4号、第3号を第5号とし、第1号の次に次の二号を加える。

2. 非訟事件に関する事項
3. 司法書士及び土地家屋調査に関する事項

附 則

この府令は、昭和26年7月1日から施行する。

昭和26年8月10日 府令第130号

第9條を次のように改める。

第9條 検務局に総務課、調査課、刑事課、公安課、経済課及び財政課を置く。

総務課においては、左の事務をつかさどる。

1. 検察庁の組織及び運営に関する事項
2. 犯罪人の引渡に関する事項
3. 刑の執行指揮に関する事項
4. 司法警察職員の教養訓練に関する事項
5. 他の課の所掌に属しない事項

調査課においては、ファイル制度の調査及び実施その他検察事務の能率化に関する事務をつかさどる。

1. 公安課、経済課及び財政課に属しない刑事事件の検察及び犯罪の予防に関する事項
2. 犯罪捜査の科学研究に関する事項

公安課においては、左の事務をつかさどる。

1. 労働関係事件その他公安関係事件の検察及び犯罪の予防に関する事項
2. 麻薬関係事件の検察及び犯罪の予防に関する事項

経済課においては、左の事務をつかさどる。

1. 産業経済関係事件の検察及び予防に関する事項
2. 外国貿易及び外国為替関係事件の検察及び犯罪の予防に関する事項
3. 経済統制関係事件の検察及び犯罪の予防に関する事項

財政課においては左の事務をつかさどる。

1. 租税関係事件の検察及び犯罪の予防に関する事項
2. 専売関係事件の検察及び犯罪の予防に関する事項
3. 金融機関事件の検察及び犯罪の予防に関する事項
4. 経済民主化関係事件の検察及び犯罪の予防に関する事項

附 則

この府令は、昭和26年8月15日から施行する。

Ⅲ 法務府職員定数規程 (昭和24年8月30日法務府令第51号) (昭和25年12月13日法務府令第142号)

本文は昭和26年1月1日現在を示す

改正 {昭和26年4月7日 法務府令第54号}
{昭和26年12月8日 法務府令第169号}

1. 法務府に置かれる職員の内各内部部局、各附属機関及び各地方支分部局別並びに検察庁の定数は、長官、官房長、法務府事務官、法務府技官、法務府教官、検察官、検察事務官、検察技官及びその他の職員を通じて左に掲げる通りとする。

本府

| 区 | 分 | 定数 | 備考 |
|------|----------|--------|---|
| 内部部局 | 総裁官房 | 568人 | うち434人は、経理部の定数とする。 うち7人は、国立国会図書館支部法務図書館の職員とする。 |
| | 法制意見長官部内 | | |
| | 長官総務室 | 7人 | |
| | 法制意見第一局 | 23人 | |
| | 法制意見第二局 | 21人 | |
| | 法制意見第三局 | 21人 | |
| | 法制意見第四局 | 70人 | |
| | 刑政長官部内 | | |
| | 長官総務室 | 7人 | |
| | 検務局 | 80人 | |
| | 矯正保護局 | 74人 | |
| | 特別審査局 | 1,199人 | |
| | 民事法務長官部内 | | |
| | 長官総務室 | 7人 | |
| | 民事訟務局 | 23人 | |
| | 行政訟務局 | 45人 | |
| | 民事局 | 96人 | |
| | 人権擁護局 | 20人 | |
| | 計 | 2,261人 | |

| 区 | 分 | 定数 | 備考 |
|--------|-------------------|---------|----|
| 附属機関 | 検察研究所 | 43人 | |
| | 法務府研修所 | 17人 | |
| | 矯正保護研修所 | 33人 | |
| | 解散団体財産売却 理事會 | 16人 | |
| | 計 | 101人 | |
| 地方支分部局 | 法務局 (地方法務局を含む) | 8,517人 | |
| | 監獄 | 17,427人 | |
| | 少年院 | 1,244人 | |
| | 少年保護鑑別所 | 1,061人 | |
| | 矯正保護管区本部 | 248人 | |
| 計 | 28,497人 | | |
| 検察庁 | | 11,335人 | |
| 合 | 計 | 42,202人 | |

中央更生保護委員会 (外局)

| 区 | 分 | 定数 | 備考 |
|--------|---------------|--------|----|
| 内部部局 | 事務局総務部 | 20人 | |
| | 事務局少年部 | 9人 | |
| | 事務局成人部 | 8人 | |
| 計 | 37人 | | |
| 地方支分部局 | 地方少年 保護委員会 | 663人 | |
| | 地方成人 保護委員会 | 473人 | |
| | 計 | 1,136人 | |
| 合 | 計 | 1,173人 | |

司法試験管理委員会 (外局)

| 区 | 分 | 定数 | 備考 |
|---|---|----|----|
| | | 1人 | |

2. 各矯正保護研修所, 各法務局, 各地方法務局, 各監獄, 各少年院, 各少年観護所, 各少年鑑別所, 各矯正保護管区本部, 各検察庁, 各地方少年保護事務局, 各少年保護観察所, 各地方成人保護事務局, 各成人保護観察所別の定数は, 前項に規定する当該附属機関又は地方支部分局別並びに検察庁の定数の範囲内において法務総裁又は外局長が別に定める。

附 則

1. この府令は, 公布の日から施行し, 昭和26年6月1日から適用する。
2. 昭和24年6月30日までは, 検務局の職員の定数は82人, 刑政長官の指揮監督の下に臨時に置かれる保護局の職員の定数は63人, 少年審判所の職員の定数は735人, 司法保護委員会の職員の定数は177人とする。
3. 法務府に置かれる雇員等の定数に関する件(昭和23年法務庁令第99号)は廃止する。
4. 各内部部局, 各附属機関又は地方支部分局において, この府令で定める定数を超える員数の職員は, 昭和24年9月30日までの間は, その定数の外に置くことができる。

改 正

昭和26年4月7日 府令第54号

行政機関職員定員法(昭和24年法律第126号)第3條の規定に基づき, 法務府職員定数規程(昭和24年法務府令第51号)の一部を次のように改正する。

第1項本府の表及び中央更生保護委員会(外局)の表をそれぞれ次のように改める。

本 府

| 区 | 分 | 定 数 | 備 考 |
|---------|-----------------|------|---------------------|
| 内 部 部 局 | 総 裁 官 房 | 566人 | うち429人は, 経理部の定数とする。 |
| | 法 制 意 見 長 官 部 内 | | |
| | 長 官 総 務 室 | 33人 | |
| | 法 制 意 見 第 一 局 | 13人 | |
| | 法 制 意 見 第 二 局 | 10人 | |

| 区 | 分 | 定 数 | 備 考 |
|-------------|----------------------------|---------|------------------------------|
| 本 府 | 法 制 意 見 第 三 局 | 10人 | うち7人は, 国立国会図書館支部法務図書館の職員とする。 |
| | 法 制 意 見 第 四 局 | 75人 | |
| | 刑 政 長 官 部 内 | | |
| | 長 官 総 務 室 | 7人 | |
| | 検 務 局 | 80人 | |
| | 矯 正 保 護 局 | 74人 | |
| | 特 別 審 査 局 | 1,145人 | |
| | 民 事 法 務 長 官 部 内 | | |
| | 長 官 総 務 室 | 7人 | |
| | 民 事 訟 務 局 | 23人 | |
| | 行 政 訟 務 局 | 50人 | |
| | 民 事 局 | 94人 | |
| | 人 権 擁 護 局 | 20人 | |
| | 計 | 2,207人 | |
| 附 属 機 関 | 検 察 研 究 所 | 39人 | |
| | 法 務 府 研 修 所 | 24人 | |
| | 矯 正 保 護 研 修 所 | 33人 | |
| | 解 散 団 体 財 産 売 却 理 事 会 | 16人 | |
| | 計 | 112人 | |
| 地 方 支 分 部 局 | 法 務 局 (地 方 法 務 局 を 含 む) | 8,517人 | |
| | 監 獄 | 17,662人 | |
| | 少 年 院 | 1,712人 | |
| | 少 年 保 護 鑑 別 所 | 1,061人 | |
| | 矯 正 保 護 管 区 本 部 | 248人 | |
| | 計 | 29,200人 | |
| 検 察 庁 | | 11,372人 | |
| 合 計 | | 42,891人 | |

中央更生保護委員会（外局）

| 区 | 分 | 定数 | 備考 |
|------|-----------|--------|----|
| 内部部局 | 事務局総務部 | 20人 | |
| | 事務局少年部 | 9人 | |
| | 事務局成人部 | 8人 | |
| | 計 | 37人 | |
| | 地方少年保護委員会 | 713人 | |
| | 地方成人保護委員会 | 523人 | |
| | 計 | 1,236人 | |
| 合計 | | 1,273人 | |

附則

この府令は、公布の日から施行し、昭和26年4月1日から適用する。

各内部部局、各附属機関又は各地方支分部局において、改正後の法務府職員定数規程で定める定数をこえる員数の職員は、昭和26年6月30日までの間は、その定数の外に置くことができる。

昭和26年12月8日 府令第169号

行政機関職員定員法（昭和24年法律第126号）第3條の規定に基づき、法務府職員定数規程（昭和24年法務府令第51号）の一部を次のように改正する。

本府

| 区 | 分 | 定数 | 備考 |
|------|-------------------|------|------------------------------|
| 内部部局 | 総裁官房 | 430人 | うち353人は、経理部の定数とする。 |
| | 法制意見長官部内 長官総務室 | 25人 | |
| | 法制意見第一局 | 12人 | |
| | 法制意見第二局 | 10人 | |
| | 法制意見第三局 | 10人 | |
| | 法制意見第四局 | 70人 | うち6人は、国立国会図書館支部法務府図書館の職員とする。 |
| | 刑政長官部内 長官総務室 | 5人 | |

| 区 | 分 | 定数 | 備考 |
|-----------------|-------------------|-----------------|-----|
| | 検務局 | 67人 | |
| | 矯正保護局 | 52人 | |
| | 特別審査局 | 1,145人 | |
| | 民事法務長官部内 長官総務室 | 5人 | |
| | 民事訟務局 | 19人 | |
| | 行政訟務局 | 40人 | |
| | 民事局 | 67人 | |
| | 人権擁護局 | 14人 | |
| | 計 | 1,971人 | |
| | 附属機関 | 検察研究所 | 32人 |
| 法務府研修所 | | 22人 | |
| 矯正保護研修所 | | 29人 | |
| 解散団体財産売却 理事會 | | —人 | |
| 計 | | 83人 | |
| 地方支分部局 | 法務局 (地方法務局を含む) | 8,338人 | |
| | 監獄 | 17,304人 | |
| | 少年院 | 1,676人 | |
| | 少年保護鑑別所 | 1,037人 | |
| | 矯正保護管区本部 計 | 240人 28,595人 | |
| 検察庁 | | 10,907人 | |
| 合計 | | 41,556人 | |

中央更生保護委員会（外局）

| 区 | 分 | 定数 | 備考 |
|--------|----------------|----------------|----|
| 内部部局 | 事務局総務部 | 20人 | |
| | 事務局少年部 | 9人 | |
| | 事務局成人部 | 8人 | |
| | 計 | 37人 | |
| 地方支分部局 | 地方少年保護委員会 | 638人 | |
| | 地方成人保護委員会 計 | 471人 1,109人 | |
| 合計 | | 1,146人 | |

附 則

この府令は、昭和27年1月1日から施行する。

各内部部局、各附属機関又は各地方支分部局において、改正後の法務府職員定数規程で定める定数をこえる員数の職員は、昭和27年6月30日までの間は、その定数の外に置くことができる。

IV 国家行政組織法 (昭和23年7月1日法律第120号 昭和25年12月20日法律第292号)抄

本文は昭和26年1月1日現在を示す

| | | | |
|-----|---|------------|---------|
| 改 正 | { | 昭和26年3月28日 | 政令第51号 |
| | | 昭和26年3月31日 | 法律第80号 |
| | | 昭和26年4月1日 | 法律第115号 |
| | | 昭和26年6月1日 | 法律第175号 |
| | | 昭和26年6月1日 | 法律第176号 |
| | | 昭和26年6月1日 | 法律第179号 |
| | | 昭和26年10月4日 | 政令第320号 |

(総 則)

第1條 この法律は、内閣の統轄の下における行政機関の組織の基準を定め、もつて国の行政事務の能率的な遂行のために必要な国家行政組織を整えることを目的とする。

第2條 ① 国家行政組織は、内閣統轄の下に、明確な範囲の所掌事務と権限を有する行政機関の全体によつて、系統的に構成されなければならない。

② 国の行政機関は、内閣の統轄の下に、行政機関相互の連絡を図り、すべて、一体として、行政機能を発揮するようにしなければならない。

(行政機関の設置、廃止、所掌事務等)

第3條 ① 国の行政機関の組織は、この法律でこれを定めるものとする。

② 行政組織のため置かれる国の行政機関は、府、省、委員会及び庁とし、その設置及び廃止は、別に法律の定めるところによる。

③ 委員会及び庁は、総理府、法務府又は各省の外局として置かれるものとする。

④ 第2項の行政機関として置かれるものは、別表第1にこれを掲げる。

第4條 前條の行政機関の所掌事務の範囲及び権限は、別に法律でこれを定める。

(行政機関の長)

第5條 ① 総理府、法務府及び各省の長は、それぞれ内閣総理大臣、法務総裁及び各省大臣(以下各省大臣と総称する。)とし、内閣法(昭和22年法律第5号)にいう主任の大臣として、それぞれ行政事務を分担管理

する。

- ② 法務総裁は、その地位に最もふさわしい者の中から、内閣総理大臣がこれを命ずる。その者は、国务大臣でなければならない。
- ③ 各省大臣は、国务大臣の中から、内閣総理大臣がこれを命ずる。但し、内閣総理大臣が、自らこれに当ることは妨げない。

(内部部局及び機関)

第7條 ① 府及び省には、その所掌事務を遂行するため、左に掲げる内部部局を置く。

官 房
局
課

- ② 庁には、その所掌事務を遂行するため、左に掲げる内部部局を置くことができる。

官 房
部
課

- ③ 前二項の官房、局及び部の設置並びに所掌事務の範囲は、法律でこれを定め、課の設置及び所掌事務の範囲は、その法律の範囲内で、各大臣又は各外局の長が、これを定める。但し、課を置く場合においては、予算上の措置がこれに伴っていないなければならない。

- ④ 委員会に事務局を置く。前二項の規定は、事務局の内部組織に、これを準用する。

第9條 第3條の各行政機関には、その所掌事務を分掌させる必要がある場合においては、法律の定めるところにより、地方支分部局を置くことができる。

第12條 ① 各大臣は、主任の行政事務について、法律若しくは政令を施行するため、又は法律若しくは政令の特別の委任に基づいて、それぞれの機関の命令(総理府令、法務府令又は省令)を発することができる。

- ② 各外局の長は、その機関の所掌事務について、それぞれ主任の各大臣に対し、案をそなえて、前項の命令を発することを求めることができる。

- ③ 前二項の命令には、法律の委任がなければ、罰則を設け、又は義務を課し、若しくは国民の権利を制限する規定を設けることができない。

第27條 第3條第4項及び第22條第2項に規定する別表は、第3條及び第22條の規定に基く法律がすべて制定された後に、整備の上附加されるものとする。但し、それは昭和24年4月1日以後であつてはならない。

(別表 第1—第27條の規定に基く。)

| | | | |
|---------|------------------------|---|-----|
| 府、省又は本部 | 委 員 会 | 庁 | 公 団 |
| 法 務 府 | 中央更生保護委員会 司法試験管理委員会 | | |

(別表 第2)

| | |
|------------------|-------|
| 府、省又は本部の官房又は局 | |
| 法 務 府 総 裁 官 房 | 経 理 部 |

V 行政機関職員定員法 (昭和24年5月31日法律第126号 昭和25年12月16日法律第269号)抄

本文は昭和26年1月1日現在を示す

改正 {昭和26年3月31日 法律第81号}
 {昭和26年12月6日 法律第297号}

(定義)

第1条 この法律において「行政機関」とは、総理府、法務府、各省、経済安定本部及びこれらの外局をいい、「職員」とは、附則第4項及び第6項から第10項までに規定する場合を除き、行政機関に常時勤務する国家公務員で一般職に属する者（二箇月以内の期間を定めて雇傭される者を除く。）をいう。

(各行政機関の職員の定員)

第2条 各行政機関の職員の定員は、左に掲げる通りとする。

| 行政機関の区分 | 定員 | 備考 | |
|---------|------------------------|--------------|------------------------|
| (略) | | | |
| 法務府 | 本府 | 40,849人 | うち、11,479人は、検察庁の職員とする。 |
| | 中央更生保護委員会 司法試験管理委員会 | 1,029人 一人 | |
| | 計 | 41,905人 | |
| (略) | | | |

第2項、第3項及び第4項略

(内部部局、地方支分部局及び附属機関別の職員の定数)

第3条 各行政機関に置かれる職員の各内部部局、各地方支分部局及び各附属機関別の定数は、前条第1項に掲げる当該行政機関の定員の範囲内において、それぞれ総理府令、法務府令、省令又は経済安定本部令で定める。但し、法律に別段の定ある場合は、この限りでない。

附則

- この法律は、昭和24年6月1日から施行する。但し、この法律の規定中、中央更生保護委員会に関する部分については、同年7月1日から施行し、通商産業省に関する部分については、通商産業省設置法（昭和24年法律第102号）施行の日から適用する。
- 法務府の本府の定員は、昭和24年6月30日までの間は、第2条第1項の規定にかかわらず、41,854人とする。
- 各行政機関の職員は、その数は昭和24年10月1日において、第2条に規定する定員をこえないように、同年9月30日までの間に、逐次整理されるものとし、それまでの間は、同条の定員をこえる員数の職員は定員の外にあるものとする。

第4項略

- 国家公務員法第89条から第92条までの規定は、前2項の規定により降任され、又は免職された職員については、適用しない。

第6項乃至第10項略

- 第3項、第4項、第6項及び第7項の規定による整理により退職する者に対して支給する退職手当については、昭和24年度予算の範囲内において、恩給法（大正12年法律第48号）、国家公務員共済組合法（昭和23年法律第69号）及び労働基準法等の施行に伴う政府職員に係る給与の応急措置に関する法律（昭和22年法律第167号）に基く給与その他の給付との関係を考慮して、政令で定める。
- 未帰還職員に対する取扱については、なお従前の例による。日本専売公社及び日本国有鉄道の未帰還職員に関する取扱も、これに準ずるものとする。

後略

改正

昭和26年3月31日 法律第81号

第2条を次のように改める。

第2條 各行政機関の職員の数員は左に掲げる通りとする。

| 行政機関の区分 | 定員 | 備考 |
|---------|-----------|----------------------------------|
| (略) | | |
| 法務府 | 本府 | 42,891人 うち11,372人は、検察庁の職員とする。 |
| | 中央更生保護委員会 | 1,273人 |
| | 司法試験管理委員会 | 一人 |
| | 計 | 44,164人 |
| (略) | | |

附則

この法律は、昭和26年4月1日から施行する。

第2項略

各行政機関においては、改正後の行政機関職員定員法第2條の規定による定員（前項の規定が適用される場合においては、同項の規定によつて置くことができる定員とする。）をこえる員数の職員は、昭和26年6月30日までの間は定員の外に置くことができる。

昭和26年12月6日法律第297号

行政機関職員定員法（昭和24年法律第126号）の一部を次のように改正する。

第1條中「2箇月以内の期間を定めて雇用される者を除く。」を「2月以内の期間を定めて雇用される者及び退職者を除く。」に改める。

第2條第1項の表を次のように改める。

| 行政機関の区分 | 定員 | 備考 | |
|---------|------------------------|--------------|-----------------------|
| (略) | | | |
| 本府 | 41,556人 | | |
| | 中央更生保護委員会 司法試験管理委員会 | 1,146人 一人 | うち10,907人は、検察庁の職員とする。 |
| | 計 | 42,702人 | |
| (略) | | | |

附則

この法律は、昭和27年1月1日から施行する。

第二篇 会 計

I 予算・決算

一 法務府所管 昭和27年度政府職員予算定員表

法務府所管の昭和27年度における政府職員の予算定員は

| | |
|----------------|-------------------|
| 特別職の職員 | 8人 |
| 一般職の職員 | 43,488人(外721人2ヵ月) |
| 一般俸給表の適用を受けるもの | 22,779人(外721人2ヵ月) |
| 特別俸給表の適用を受けるもの | 20,709人 |
| 内訳 | |
| { 検 察 官 | 1,717人 |
| { 刑 務 職 員 | 18,992人 |
| 合 計 | 43,496人(外721人2ヵ月) |

であつて、その組織内の職階級別内訳は下記のとおりである。

1. 法務本府

| | |
|--------|------------------|
| 職員定数 | 1,974人(外124人2ヵ月) |
| 特別職の職員 | 3人 |
| 一般職の職員 | 1,971人(外124人2ヵ月) |

内 訳

| | |
|------------|----|
| (1) 特別職の職員 | 3人 |
| 総 裁 | 1人 |
| 政 務 次 官 | 1人 |
| 秘 書 官 | 1人 |

| | |
|------------|--------|
| (2) 一般職の職員 | 1,971人 |
|------------|--------|

一般俸給表の適用を受けるもの

| 級 別 | 定 数(人) | 備 考 |
|-------|--------|---|
| 十五級職 | 4 | 内100人は検事をもつて充てることができる。この場合においては十級職以上の定員中から充てるものとする。 |
| 十四級職 | 2 | |
| 十三級職 | 13 | |
| 十二級職 | 30 | |
| 十一級職 | 70 | |
| 十 級 職 | 132 | |
| 九 級 職 | 170* | |

| 一般俸給表の適用を受けるもの | | | |
|----------------|----|-------|----------|
| 級 | 別 | 定数(人) | 備考 |
| 八 | 級職 | 393 | |
| 七 | 級職 | 347 | |
| 六 | 級職 | 279 | |
| 五 | 級職 | 194 | |
| 四 | 級職 | 170 | |
| 三 | 級職 | 131 | |
| 二 | 級職 | 34 | |
| 一 | 級職 | 2 | |
| | 計 | 1,971 | 外124人2ヵ月 |

2. 法務府研修所

職員定数 22人(外1人2ヵ月)

一般職の職員

内訳

| 一般俸給表の適用を受けるもの | | | |
|----------------|-----|-------|---|
| 級 | 別 | 定数(人) | 備考 |
| 十 | 三級職 | 1 | 内4人は検事をもつて充てることができる。この場合においては十級職以上の定員中から充てるものとする。 |
| 十 | 二級職 | 1 | |
| 十 | 一級職 | 4 | |
| 十 | 級職 | 1 | |
| 九 | 級職 | 1 | |
| 八 | 級職 | 1 | |
| 七 | 級職 | 1 | |
| 六 | 級職 | 1 | |
| 五 | 級職 | 4 | |
| 四 | 級職 | 5 | |
| 三 | 級職 | 1 | |
| 二 | 級職 | 1 | |
| | 計 | 22 | 外1人2ヵ月 |

3. 検察研究所

職員定数 32人(外3人2ヵ月)

一般職の職員

| 内訳 | | | | |
|----------------|-----|-------|---|--------|
| 一般俸給表の適用を受けるもの | | | | |
| 級 | 別 | 定数(人) | 備考 | |
| 十 | 四級職 | 1 | 内6人は検事をもつて充てることができる。この場合においては十級職以上の定員中から充てるものとする。 | |
| 十 | 三級職 | 1 | | |
| 十 | 二級職 | 2 | | |
| 十 | 一級職 | 5 | | |
| 十 | 級職 | 4 | | |
| 九 | 級職 | 3 | | |
| 八 | 級職 | 2 | | |
| 七 | 級職 | 3 | | |
| 六 | 級職 | 2 | | |
| 五 | 級職 | 6 | | |
| 四 | 級職 | 2 | | |
| 三 | 級職 | 1 | | |
| | 計 | 32 | | 外3人2ヵ月 |

4. 法務局

職員定数 8,338人(外89人2ヵ月)

一般職の職員

内訳

| 一般俸給表の適用を受けるもの | | | |
|----------------|-----|-------|--|
| 級 | 別 | 定数(人) | 備考 |
| 十 | 三級職 | 4 | 内14人は検事をもつて充てることができる。この場合においては十級職以上の定員中から充てるものとする。 |
| 十 | 二級職 | 17 | |
| 十 | 一級職 | 42 | |
| 十 | 級職 | 127 | |
| 九 | 級職 | 741 | |
| 八 | 級職 | 1,029 | |
| 七 | 級職 | 691 | |
| 六 | 級職 | 740 | |
| 五 | 級職 | 676 | |
| 四 | 級職 | 1,755 | |
| 三 | 級職 | 1,928 | |
| 二 | 級職 | 570 | |
| 一 | 級職 | 18 | |
| | 計 | 8,338 | |

| 5. 最高検察庁 | | | | | |
|----------------|------------|--------|----------------|------------|----------|
| 職員定数 | | | 125人(外2人2ヵ月) | | |
| 一般職の職員 | | | | | |
| 内訳 | | | | | |
| 一般俸給表の適用を受けるもの | | | 特別俸給表の適用を受けるもの | | |
| | | | 検 察 官 | | |
| 級 別 | 定 数 (人) | 備 考 | 級 別 | 定 数 (人) | 備 考 |
| 十二級職 | 1 | | 検 事 | 18 | 検事総長 |
| 十一級職 | 3 | | | | 次長検事 |
| 十級職 | 4 | | | | 検事 |
| 九級職 | 10 | | | | (特号, 1号) |
| 八級職 | 6 | | | | |
| 七級職 | 17 | | | | |
| 六級職 | 18 | | | | |
| 五級職 | 16 | | | | |
| 四級職 | 16 | | | | |
| 三級職 | 9 | | | | |
| 二級職 | 6 | | | | |
| 一級職 | 1 | | | | |
| 計 | 107 | 外2人2ヵ月 | 計 | 18 | |

| 6. 高等検察庁 | | | | | |
|----------------|------------|-----|----------------|------------|-----------|
| 職員定数 | | | 717人(外15人2ヵ月) | | |
| 一般職の職員 | | | | | |
| 内訳 | | | | | |
| 一般俸給表の適用を受けるもの | | | 特別俸給表の適用を受けるもの | | |
| | | | 検 察 官 | | |
| 級 別 | 定 数 (人) | 備 考 | 級 別 | 定 数 (人) | 備 考 |
| 十二級職 | 5 | | 検 事 | 129 | 検事長 |
| 十一級職 | 4 | | | 787 | 検事(1号-7号) |
| 十級職 | 26 | | | | |
| 九級職 | 42 | | | | |
| 八級職 | 33 | | | | |

| 一般俸給表の適用を受けるもの | | | 特別俸給表の適用を受けるもの | | |
|----------------|------------|----------|----------------|------------|-----|
| | | | 検 察 官 | | |
| 級 別 | 定 数 (人) | 備 考 | 級 別 | 定 数 (人) | 備 考 |
| 七級職 | 46 | | | | |
| 六級職 | 97 | | | | |
| 五級職 | 114 | | | | |
| 四級職 | 106 | | | | |
| 三級職 | 88 | | | | |
| 二級職 | 24 | | | | |
| 一級職 | 3 | | | | |
| 計 | 588 | 外215人2ヵ月 | 計 | 129 | |

| 7. 地方検察官署 | | | | | |
|----------------|------------|----------|-------------------|------------|------------|
| 職員定数 | | | 10,065人(外215人2ヵ月) | | |
| 一般職の職員 | | | | | |
| 内訳 | | | | | |
| 一般俸給表の適用を受けるもの | | | 特別俸給表の適用を受けるもの | | |
| | | | 検 察 官 | | |
| 級 別 | 定 数 (人) | 備 考 | 級 別 | 定 数 (人) | 備 考 |
| 十二級職 | 5 | | 検 事 | 783 | 検事(特号-14号) |
| 十一級職 | 15 | | 副 検 事 | 787 | 副検事(1号-3号) |
| 十級職 | 170 | | | | |
| 九級職 | 372 | | | | |
| 八級職 | 576 | | | | |
| 七級職 | 761 | | | | |
| 六級職 | 1,120 | | | | |
| 五級職 | 1,515 | | | | |
| 四級職 | 1,871 | | | | |
| 三級職 | 1,579 | | | | |
| 二級職 | 473 | | | | |
| 一級職 | 38 | | | | |
| 計 | 8,495 | 外215人2ヵ月 | 計 | 1,570 | |

| 8. 矯正保護管区本部 | |
|-------------|--------------|
| 職員定数 | 240人(外4人2ヵ月) |

| 一般職の職員 | | | | | |
|----------------|------------|--------|----------------|------------|-----|
| 内 訳 | | | | | |
| 一般俸給表の適用を受けるもの | | | 特別俸給表の適用を受けるもの | | |
| | | | 刑 務 職 員 | | |
| 級 別 | 定 数 (人) | 備 考 | 級 別 | 定 数 (人) | 備 考 |
| 十三級職 | 8 | | 八級職 | 10 | |
| 十二級職 | 2 | | 七級職 | 14 | |
| 七級職 | 6 | | 六級職 | 62 | |
| 六級職 | 4 | | 五級職 | 39 | |
| 五級職 | 6 | | 四級職 | 41 | |
| 四級職 | 16 | | | | |
| 三級職 | 23 | | | | |
| 二級職 | 9 | | | | |
| 計 | 74 | 外4人2ヵ月 | 計 | 166 | |

9. 矯正保護研修所

職員定数 29人(外2人2ヵ月)

一般職の職員

内 訳

| 一般俸給表の適用を受けるもの | | | |
|----------------|---------|--------|--|
| 級 別 | 定 数 (人) | 備 考 | |
| 十三級職 | 1 | | |
| 十二級職 | 1 | | |
| 十一級職 | 1 | | |
| 十級職 | 4 | | |
| 九級職 | 6 | | |
| 八級職 | 7 | | |
| 七級職 | 4 | | |
| 五級職 | 2 | | |
| 四級職 | 2 | | |
| 三級職 | 1 | | |
| 計 | 29 | 外2人2ヵ月 | |

10. 刑 務 所

職員定数 17,097人(外174人2ヵ月)

| 一般職の職員 | | | | | |
|----------------|------------|----------|----------------|------------|-----|
| 内 訳 | | | | | |
| 一般俸給表の適用を受けるもの | | | 特別俸給表の適用を受けるもの | | |
| | | | 刑 務 職 員 | | |
| 級 別 | 定 数 (人) | 備 考 | 級 別 | 定 数 (人) | 備 考 |
| 十三級職 | 13 | | 八級職 | 70 | |
| 十二級職 | 47 | | 七級職 | 149 | |
| 八級職 | 13 | | 六級職 | 332 | |
| 七級職 | 177 | | 五級職 | 733 | |
| 六級職 | 105 | | 四級職 | 1,349 | |
| 五級職 | 271 | | 三級職 | 2,652 | |
| 四級職 | 201 | | 二級職 | 4,243 | |
| 三級職 | 298 | | 一級職 | 6,266 | |
| 二級職 | 166 | | | | |
| 一級職 | 12 | | | | |
| 計 | 1,303 | 外174人2ヵ月 | 計 | 15,794 | |

11. 少 年 院

職員定数 2,326人(外18人2ヵ月)

一般職の職員

内 訳

| 一般俸給表の適用を受けるもの | | | 特別俸給表の適用を受けるもの | | |
|----------------|------------|---------|----------------|------------|-----|
| | | | 刑 務 職 員 | | |
| 級 別 | 定 数 (人) | 備 考 | 級 別 | 定 数 (人) | 備 考 |
| 十三級職 | 5 | | 八級職 | 26 | |
| 十二級職 | 12 | | 七級職 | 58 | |
| 六級職 | 29 | | 六級職 | 91 | |
| 五級職 | 73 | | 五級職 | 166 | |
| 四級職 | 99 | | 四級職 | 274 | |
| 三級職 | 121 | | 三級職 | 425 | |
| 二級職 | 42 | | 二級職 | 399 | |
| 一級職 | 4 | | 一級職 | 502 | |
| 計 | 385 | 外18人2ヵ月 | 計 | 1,941 | |

12. 少年保護鑑別所

| 職員定数 | | | 1,037人(外12人2ヵ月) | | |
|----------------|-------|---------|-----------------|-------|----|
| 一般職の職員 | | | | | |
| 内訳 | | | | | |
| 一般俸給表の適用を受けるもの | | | 特別俸給表の適用を受けるもの | | |
| | | | 刑務職員 | | |
| 級別 | 定数(人) | 備考 | 級別 | 定数(人) | 備考 |
| 十二級職 | 2 | | 八級職 | 11 | |
| 七級職 | 8 | | 七級職 | 54 | |
| 六級職 | 20 | | 六級職 | 50 | |
| 五級職 | 31 | | 五級職 | 89 | |
| 四級職 | 62 | | 四級職 | 116 | |
| 三級職 | 135 | | 三級職 | 147 | |
| 二級職 | 27 | | 二級職 | 154 | |
| 計 | 285 | 外12人2ヵ月 | 一級職 | 131 | |
| | | | 計 | 752 | |

13. 巢鴨刑務所

| 職員定数 | | | 343人 | | |
|----------------|-------|----|----------------|-------|----|
| 一般職の職員 | | | | | |
| 内訳 | | | | | |
| 一般俸給表の適用を受けるもの | | | 特別俸給表の適用を受けるもの | | |
| | | | 刑務職員 | | |
| 級別 | 定数(人) | 備考 | 級別 | 定数(人) | 備考 |
| 十三級職 | 1 | | 八級職 | 2 | |
| 十二級職 | 1 | | 七級職 | 4 | |
| 六級職 | 1 | | 六級職 | 8 | |
| 五級職 | 1 | | 五級職 | 28 | |
| | | | 四級職 | 26 | |
| | | | 三級職 | 57 | |
| | | | 二級職 | 103 | |
| | | | 一級職 | 111 | |
| 計 | 4 | | 計 | 339 | |

14. 中央厚生保護委員会

| 職員定数 | | | 35人(外3人2ヵ月) | | |
|------------|-------|---|----------------|-------|----|
| 特別職の職員 | | | 5人 | | |
| 一般職の職員 | | | 30人(外3人2ヵ月) | | |
| 内訳 | | | | | |
| (1) 特別職の職員 | | | | | |
| 委員 | | | 5人 | | |
| (2) 一般職の職員 | | | | | |
| | | | 一般俸給表の適用を受けるもの | | |
| 級別 | 定数(人) | 備考 | 級別 | 定数(人) | 備考 |
| 十四級職 | 1 | 内3人は検事をもつて充てることができる。この場合においては十級職以上の定員中から充てるものとする。 | 十四級職 | 1 | |
| 十三級職 | 2 | | 十三級職 | 2 | |
| 十二級職 | 3 | | 十二級職 | 3 | |
| 十一級職 | 4 | | 十一級職 | 4 | |
| 十級職 | 3 | | 十級職 | 3 | |
| 九級職 | 2 | | 九級職 | 2 | |
| 八級職 | 3 | | 八級職 | 3 | |
| 七級職 | 1 | | 七級職 | 1 | |
| 六級職 | 2 | | 六級職 | 2 | |
| 五級職 | 2 | | 五級職 | 2 | |
| 四級職 | 3 | | 四級職 | 3 | |
| 三級職 | 2 | | 三級職 | 2 | |
| 二級職 | 2 | | 二級職 | 2 | |
| 計 | 30 | | 外3人2ヵ月 | 計 | 30 |

15. 地方保護委員会

| | | | | | |
|--------|--|--|---------------|--|--|
| 職員定数 | | | 256人(外15人2ヵ月) | | |
| 一般職の職員 | | | | | |
| 内訳 | | | | | |

| 一般俸給表の適用を受けるもの | | | |
|----------------|----|-------|---|
| 級 | 別 | 定数(人) | 備考 |
| 十三 | 級職 | 17 | 内6人は検事をもつて充てることができる。この場合においては十級職以上の定員中から充てるものとする。 |
| 十二 | 級職 | 43 | |
| 十一 | 級職 | 24 | |
| 十 | 級職 | 16 | |
| 九 | 級職 | 31 | |
| 八 | 級職 | 24 | |
| 七 | 級職 | 27 | |
| 六 | 級職 | 9 | |
| 五 | 級職 | 12 | |
| 四 | 級職 | 28 | |
| 三 | 級職 | 20 | |
| 二 | 級職 | 5 | |
| 計 | | 256 | |

16. 保護観察所

| | |
|--------|---------------|
| 職員定数 | 860人(外44人2ヵ月) |
| 一般職の職員 | |

内訳

| 一般俸給表の適用を受けるもの | | | |
|----------------|----|-------|---------|
| 級 | 別 | 定数(人) | 備考 |
| 十二 | 級職 | 16 | 外44人2ヵ月 |
| 十一 | 級職 | 49 | |
| 十 | 級職 | 56 | |
| 九 | 級職 | 74 | |
| 八 | 級職 | 136 | |
| 七 | 級職 | 76 | |
| 六 | 級職 | 96 | |
| 五 | 級職 | 64 | |
| 四 | 級職 | 123 | |
| 三 | 級職 | 124 | |
| 二 | 級職 | 41 | |
| 一 | 級職 | 5 | |
| 計 | | 810 | |

二 法務府主管理昭度歳入決算額

| 主管別部款項目 | 歳入予算額 | 徴収決定済額 | 収納済歳入額 | 不納欠損額 | 収納未済歳入額 |
|---------------------|------------------|------------------|------------------|----------|---------------|
| 2. 官業及官有財産収入 | 2,016,014,000.00 | 1,697,886,570.67 | 1,658,362,161.67 | 1,232.00 | 39,523,177.00 |
| 2. 官業収入 | 2,000,000,000.00 | 1,662,103,012.91 | 1,622,593,138.91 | 1,232.00 | 39,508,642.00 |
| (1) 刑務所収入 | 16,014,000.00 | 35,783,557.76 | 35,769,022.76 | 0 | 14,535.00 |
| 3. 官有財産収入 | 1,734,000.00 | 2,495,725.84 | 2,495,725.84 | 0 | 0 |
| (1) 官有財産貸付料 | 14,280,000.00 | 33,287,831.92 | 33,273,296.92 | 0 | 14,535.00 |
| (2) 官有財産売払代 | 1,234,093,000.00 | 1,218,496,467.24 | 1,218,262,670.24 | 0 | 233,797.00 |
| 3. 雑収入 | 34,195,000.00 | 42,587,314.15 | 42,587,314.15 | 0 | 0 |
| 1. 雑収入 | 290,250,000.00 | 290,250,000.00 | 290,250,000.00 | 0 | 0 |
| (1) 恩給法納金及特別会計等恩給負担 | 812,312,000.00 | 610,418,415.15 | 610,418,415.15 | 0 | 0 |
| (2) 特別会計受入金 | 8,760,000.00 | 15,265,264.40 | 15,038,277.40 | 0 | 226,987.00 |
| (4) 懲罰及没収金 | 88,576,000.00 | 259,975,473.54 | 259,968,663.54 | 0 | 6,810.00 |
| (7) 弁償及返納金 | 3,250,107,000.00 | 2,916,383,037.91 | 2,876,624,831.91 | 1,232.00 | 39,756,974.00 |
| (12) 雑収入 | | | | | |
| 法務府主管計 | | | | | |

三 法務府所管昭和25年

| 所管別部局別部款項目 | 歳出予算額 | 前年度繰越額 |
|---------------------|------------------|---------------|
| 法務府所管 | | |
| (本府関係) | | |
| 法務総裁官房 | | |
| 行政部費 | 455,740,000.00 | 0 |
| 法務府 | | |
| 法務本府 | 441,693,000.00 | 0 |
| 2. 職員基本給 | 38,368,550.00 | 0 |
| 4. 超過勤務手当 | 2,263,750.00 | 0 |
| 5. 諸手当 | 68,882,000.00 | 0 |
| 6. 雑給与 | 2,065,000.00 | 0 |
| 8. 旅費 | 4,932,200.00 | 0 |
| 9. 物品費 | 18,348,340.00 | 0 |
| 11. 役務費 | 112,971,300.00 | 0 |
| 12. 食糧費 | 414,860.00 | 0 |
| 15. 施設費 | 43,154,000.00 | 0 |
| 16. 国家公務員共済組合負担金 | 142,025,000.00 | 0 |
| 16. 法務府共済組合短期給付費補助金 | 6,366,000.00 | 0 |
| 17. 交際費 | 900,000.00 | 0 |
| 18. 賠償償還及払戻金 | 1,002,000.00 | 0 |
| 海外出張其他海外払関係諸費 | | |
| 海外出張其他海外払関係諸費 | 14,047,000.00 | 0 |
| 8. 旅費 | 8,030,000.00 | 0 |
| 16. 国際刑法監獄委員会分担金 | 6,017,000.00 | 0 |
| 公共事業費 | 1,157,222,130.00 | 95,679,161.00 |
| 公共事業事務費 | 18,595,000.00 | 0 |
| 2. 職員基本給 | 16,030,200.00 | 0 |
| 4. 超過勤務手当 | 448,000.00 | 0 |
| 5. 諸手当 | 451,000.00 | 0 |
| 9. 物品費 | 934,960.00 | 0 |
| 11. 役務費 | 664,400.00 | 0 |
| 12. 食糧費 | 66,440.00 | 0 |
| 一般公共事業費 | 1,094,927,130.00 | 95,679,116.00 |
| 官庁営繕費 | | |

度歳出決算額

| 流用等増減(△)額 | 支出済歳出額 | 翌年度繰越額 | 不用額 |
|-----------------|------------------|---------------|--------------|
| | | | |
| 円 | 円 | 円 | 円 |
| 18,129,300.00 | 456,600,086.25 | 0 | 5,156,213.75 |
| △ 12,113,000.00 | | | |
| 18,129,300.00 | 442,553,144.68 | 0 | 5,156,155.32 |
| △ 12,113,000.00 | | | |
| 800,000.00 | 37,356,947.00 | 0 | 211,603.00 |
| △ 1,147,480.00 | 3,410,349.00 | 0 | 881.00 |
| 89,000.00 | 42,310,624.47 | 0 | 1,332,334.53 |
| △ 25,328,041.00 | | | |
| 712,000.00 | 2,726,105.00 | 0 | 50,895.00 |
| △ 1,674,920.00 | 6,605,058.00 | 0 | 2,062.00 |
| 10,712,000.00 | 29,059,554.67 | 0 | 785.33 |
| 24,619,380.00 | 126,089,678.30 | 0 | 1,709,401.70 |
| △ 9,791,600.00 | | | |
| 115,000.00 | 529,780.00 | 0 | 80.00 |
| △ 16,348,600.00 | 52,495,562.35 | 0 | 7,037.65 |
| 7,000,000.00 | 131,650,423.88 | 0 | 1,342,712.12 |
| △ 9,031,864.00 | | | |
| 0 | 6,366,000.00 | 0 | 0 |
| 0 | 899,909.00 | 0 | 91.00 |
| 2,549,425.00 | 3,053,153.01 | 0 | 498,271.99 |
| 0 | 14,047,941.57 | 0 | 58.43 |
| 0 | 8,030,000.00 | 0 | 0 |
| 0 | 6,016,941.57 | 0 | 58.43 |
| 0 | 1,158,911,141.36 | 92,189,711.00 | 1,800,393.64 |
| 0 | 17,387,380.00 | 0 | 1,207,620.00 |
| △ 217,830.00 | 14,666,928.00 | 0 | 1,145,442.00 |
| 36,830.00 | 484,217.00 | 0 | 613.00 |
| 181,000.00 | 571,479.00 | 0 | 60,521.00 |
| 206,000.00 | 1,140,601.00 | 0 | 359.00 |
| △ 206,000.00 | 457,905.00 | 0 | 495.00 |
| 0 | 66,250.00 | 0 | 190.00 |
| 0 | 1,098,332,894.36 | 91,689,711.00 | 583,640.64 |

| 所管別部局別部款項目 | 歳出予算額 | 前年度繰越額 |
|--------------------------|----------------|--------|
| 14. 政党登録地方公共団体事務委託費 | 4,418,000.00 | 0 |
| 14. 追放者監察調査委託費 | 1,920,000.00 | 0 |
| 14. 追放者監察調査地方公共団体事務委託費 | 27,761,000.00 | 0 |
| 14. 旧陸海軍将校調査地方公共団体事務委託費 | 9,953,000.00 | 0 |
| 14. 引揚調査地方公共団体事務委託費 | 10,586,000.00 | 0 |
| 14. 不正入国外国人送還地方公共団体事務委託費 | 1,534,000.00 | 0 |
| 15. 施設費 | 5,370,000.00 | 0 |
| 民事法務長官 | | |
| 行政部費 | | |
| 法務府 | 109,928,000.00 | 0 |
| 法務本府 | 99,928,000.00 | 0 |
| 2. 職員基本給 | 24,314,460.00 | 0 |
| 4. 超過勤務手当 | 535,840.00 | 0 |
| 5. 諸手当 | 1,030,000.00 | 0 |
| 6. 雑給与 | 1,927,500.00 | 0 |
| 7. 報償費 | 2,200,000.00 | 0 |
| 8. 旅費 | 6,652,300.00 | 0 |
| 9. 物品費 | 4,392,470.00 | 0 |
| 11. 役務費 | 21,477,900.00 | 0 |
| 12. 食糧費 | 178,530.00 | 0 |
| 14. 解散団体財産管理地方公共団体事務委託費 | 25,957,000.00 | 0 |
| 14. 外国人登録地方公共団体事務委託費 | 11,262,000.00 | 0 |
| 訟務費 | 10,000,000.00 | 0 |
| 6. 雑給与 | 2,100,000.00 | 0 |
| 8. 旅費 | 5,200,000.00 | 0 |
| 9. 物品費 | 300,000.00 | 0 |
| 11. 役務費 | 700,000.00 | 0 |
| 14. 訟務調査委託費 | 1,000,000.00 | 0 |
| 18. 賠償償還及払戻金 | 500,000.00 | 0 |
| 19. 保証金 | 200,000.00 | 0 |

| 流用等増減(△)額 | 支出済歳出額 | 翌年度繰越額 | 不用額 |
|-----------------|----------------|--------|------------|
| 0 | 4,418,000.00 | 0 | 0 |
| 0 | 1,920,000.00 | 0 | 0 |
| 0 | 27,761,000.00 | 0 | 0 |
| 0 | 9,953,000.00 | 0 | 0 |
| △ 2,142,000.00 | 8,444,000.00 | 0 | 0 |
| 0 | 1,534,000.00 | 0 | 0 |
| 2,825,000.00 | 8,195,000.00 | 0 | 0 |
| 円 | | | |
| △ 11,234,670.00 | 119,250,877.40 | 0 | 814,792.60 |
| △ 1,097,000.00 | | | |
| △ 11,234,670.00 | 109,002,217.00 | 0 | 563,453.00 |
| △ 1,597,000.00 | | | |
| △ 1,500,000.00 | 22,585,509.00 | 0 | 228,951.00 |
| | 287,670.00 | 0 | 32.00 |
| △ 150,000.00 | 870,504.00 | 0 | 9,496.00 |
| 0 | 1,918,983.00 | 0 | 8,517.00 |
| 400,000.00 | 2,600,000.00 | 0 | 0 |
| 0 | 6,338,401.00 | 0 | 313,899.00 |
| 3,387,000.00 | 7,778,451.00 | 0 | 1,019.00 |
| △ 3,387,000.00 | 18,089,472.00 | 0 | 1,428.00 |
| 0 | 178,524.00 | 0 | 6.00 |
| 10,600,000.00 | 36,556,895.00 | 0 | 105.00 |
| 0 | 11,262,000.00 | 0 | 0 |
| 500,000.00 | 10,248,660.40 | 0 | 251,339.60 |
| 0 | 2,082,170.00 | 0 | 17,830.00 |
| 500,000.00 | 5,689,689.40 | 0 | 10,310.60 |
| △ 77,192.00 | 222,808.00 | 0 | 0 |
| 77,192.00 | 777,192.00 | 0 | 0 |
| 0 | 1,000,000.00 | 0 | 0 |
| △ 202,000.00 | 275,186.00 | 0 | 22,814.00 |
| 202,000.00 | 201,615.00 | 0 | 200,385.00 |

| 所管別部局別部款項目 | 歳出予算額 | 前年度繰越額 |
|-------------------|----------------|--------|
| (附 属 機 関) | | |
| 法 務 府 研 修 所 | | |
| 行 政 部 費 | | |
| 法 務 府 | 円 | |
| 法 務 本 府 | 14,216,000.00 | 0 |
| 2. 職 員 基 本 給 | 2,221,300.00 | 0 |
| 4. 超 過 勤 務 手 当 | 128,100.00 | 0 |
| 5. 諸 手 当 | 100,000.00 | 0 |
| 6. 雑 給 与 | 280,000.00 | 0 |
| 8. 旅 費 | 10,732,000.00 | 0 |
| 9. 物 品 費 | 383,120.00 | 0 |
| 11. 役 務 費 | 370,400.00 | 0 |
| 12. 食 糧 費 | 1,080.00 | 0 |
| 検 察 研 究 所 | | |
| 行 政 部 費 | | |
| 法 務 府 | 円 | |
| 検 察 研 究 所 | 21,444,000.00 | 0 |
| 2. 職 員 基 本 給 | 4,639,480.00 | 0 |
| 4. 超 過 勤 務 手 当 | 194,020.00 | 0 |
| 5. 諸 手 当 | 215,000.00 | 0 |
| 6. 雑 給 与 | 864,000.00 | 0 |
| 8. 旅 費 | 8,765,000.00 | 0 |
| 9. 物 品 費 | 4,044,310.00 | 0 |
| 11. 役 務 費 | 1,897,900.00 | 0 |
| 12. 食 糧 費 | 104,290.00 | 0 |
| 14. 検 察 研 究 委 託 費 | 720,000.00 | 0 |
| (地 方 部 局) | | |
| 法 務 局 | | |
| 行 政 部 費 | | |
| 法 務 府 | 円 | |
| 法 務 局 | 970,532,000.00 | 0 |
| 法 務 局 | 826,385,000.00 | 0 |
| 2. 職 員 基 本 給 | 581,436,400.00 | 0 |
| 3. 特 殊 勤 務 手 当 | 11,173,360.00 | 0 |

| 流用等増減(△)額 | 支出済歳出額 | 翌年度繰越額 | 不 用 額 |
|----------------|----------------|--------|--------------|
| | 円 | 円 | 円 |
| △ 23,660.00 | 14,166,276.00 | 0 | 33,384.00 |
| △ 40,000.00 | 2,178,046.00 | 0 | 13,254.00 |
| △ 30,000.00 | 156,681.00 | 0 | 79.00 |
| △ 28,660.00 | 84,879.00 | 0 | 121.00 |
| △ 15,000.00 | 279,875.00 | 0 | 125.00 |
| 0 | 10,713,720.00 | 0 | 18,280.00 |
| 0 | 385,659.00 | 0 | 461.00 |
| 3,000.00 | 366,336.00 | 0 | 1,064.00 |
| 3,000.00 | 1,080.00 | 0 | 0 |
| 0 | | | |
| | 円 | 円 | 円 |
| △ 277,000.00 | 21,137,290.00 | 0 | 29,710.00 |
| △ 284,920.00 | 4,328,251.00 | 0 | 26,309.00 |
| △ 37,920.00 | 231,905.00 | 0 | 35.00 |
| △ 30,000.00 | 184,642.00 | 0 | 358.00 |
| 0 | 863,400.00 | 0 | 600.00 |
| 0 | 8,764,525.00 | 0 | 475.00 |
| 309,100.00 | 4,353,327.00 | 0 | 83.00 |
| 309,100.00 | 1,586,950.00 | 0 | 1,850.00 |
| 0 | 104,290.00 | 0 | 0 |
| 0 | 720,000.00 | 0 | 0 |
| | 円 | 円 | 円 |
| △ 2,452,540.00 | 980,734,646.72 | 0 | 2,876,593.28 |
| △ 4,444,300.00 | 833,624,294.66 | 0 | 2,741,345.34 |
| △ 2,452,540.00 | 574,881,487.50 | 0 | 2,240,912.50 |
| △ 7,542,900.00 | 11,766,015.00 | 0 | 59,745.00 |
| △ 4,314,000.00 | | | |
| △ 1,215,400.00 | | | |
| △ 563,000.00 | | | |

| 所管別部局別部款項目 | 歳出予算額 | 前年度繰越額 |
|-------------------|----------------|--------|
| 4. 超過勤務手当 | 31,079,840.00 | 0 |
| 5. 諸手当 | 23,348,000.00 | 0 |
| 6. 雜給与 | 800,000.00 | 0 |
| 7. 報償費 | 123,000.00 | 0 |
| 8. 旅費 | 54,359,400.00 | 0 |
| 9. 物品費 | 52,052,100.00 | 0 |
| 11. 役務費 | 59,656,800.00 | 0 |
| 12. 食糧費 | 2,336,100.00 | 0 |
| 13. 渡切費 | 7,160,000.00 | 0 |
| 17. 交際費 | 245,000.00 | 0 |
| 18. 賠償償還及払戻金 | 2,615,000.00 | 0 |
| 登記諸費 | 144,147,000.00 | 0 |
| 8. 旅費 | 10,665,000.00 | 0 |
| 9. 物品費 | 82,451,000.00 | 0 |
| 11. 役務費 | 51,031,000.00 | 0 |
| (検 察 庁) | | |
| 最 高 検 察 庁 | | |
| 司 法 及 警 察 費 | | |
| 円 | | |
| 検 察 庁 | 26,015,000.00 | 0 |
| 最 高 検 察 庁 | 23,924,000.00 | 0 |
| 2. 職 員 基 本 給 | 14,569,400.00 | 0 |
| 4. 超 過 勤 務 手 当 | 544,100.00 | 0 |
| 5. 諸 手 当 | 595,000.00 | 0 |
| 6. 雜 給 与 | 43,000.00 | 0 |
| 7. 報 償 費 | 1,152,000.00 | 0 |
| 8. 旅 費 | 2,487,300.00 | 0 |
| 9. 物 品 費 | 2,199,750.00 | 0 |
| 11. 役 務 費 | 1,079,800.00 | 0 |
| 12. 食 糧 費 | 121,650.00 | 0 |
| 14. 検 察 調 査 委 託 費 | 1,097,000.00 | 0 |
| 17. 交 際 費 | 35,000.00 | 0 |
| 検 察 費 | 2,091,000.00 | 0 |
| 6. 雜 給 与 | 30,500.00 | 0 |
| 8. 旅 費 | 1,223,700.00 | 0 |
| 9. 物 品 費 | 534,800.00 | 0 |
| 11. 役 務 費 | 302,000.00 | 0 |

| 流用等増減(△)額 | 支出済歳出額 | 翌年度繰越額 | 不 用 額 |
|-----------|--------------|----------------|------------|
| | 3,941,540.00 | 35,020,549.00 | 0 |
| △ | 926,000.00 | 22,394,208.00 | 0 |
| | 0 | 739,472.00 | 0 |
| | 0 | 121,740.00 | 0 |
| △ | 879,800.00 | 53,458,512.70 | 0 |
| | 2,539,187.00 | 54,588,631.62 | 0 |
| △ | 6,218,687.00 | 68,251,386.84 | 0 |
| | 115,000.00 | 2,449,212.00 | 0 |
| | 0 | 7,159,720.00 | 0 |
| | 0 | 244,942.00 | 0 |
| | 0 | 2,548,418.00 | 0 |
| | 3,098,600.00 | 147,110,352.06 | 0 |
| | 8,454,600.00 | 19,087,713.00 | 0 |
| | 7,243,158.00 | 84,500,839.08 | 0 |
| △ | 5,192,500.00 | | 0 |
| △ | 7,406,658.00 | 43,521,799.98 | 0 |
| 円 | | | |
| | 331,800.00 | 26,083,473.40 | 0 |
| | 131,800.00 | 23,795,337.40 | 0 |
| △ | 27,000.00 | 14,325,649.50 | 0 |
| | 158,800.00 | 702,849.00 | 0 |
| | 0 | 551,802.00 | 0 |
| | 0 | 42,875.00 | 0 |
| | 0 | 1,151,907.90 | 0 |
| | 0 | 2,487,265.00 | 0 |
| | 0 | 2,199,726.00 | 0 |
| | 0 | 1,079,755.00 | 0 |
| | 0 | 121,650.00 | 0 |
| | 0 | 1,097,000.00 | 0 |
| | 0 | 34,858.00 | 0 |
| | 200,000.00 | 2,288,136.00 | 0 |
| | 0 | 30,000.00 | 0 |
| | 200,000.00 | 1,421,901.00 | 0 |
| | 4,020.00 | 538,569.00 | 0 |
| △ | 4,020.00 | 297,666.00 | 0 |
| 円 | | | |
| | | | 263,326.60 |
| | | | 260,462.60 |
| | | | 216,750.50 |
| | | | 51.00 |
| | | | 43,198.00 |
| | | | 125.00 |
| | | | 92.10 |
| | | | 35.00 |
| | | | 24.00 |
| | | | 45.00 |
| | | | 0 |
| | | | 0 |
| | | | 142.00 |
| | | | 2,864.00 |
| | | | 500.00 |
| | | | 1,799.00 |
| | | | 251.00 |
| | | | 314.00 |

| 所管別部局別部款項目 | 歳出予算額 | 前年度繰越額 |
|-------------|------------------|--------|
| 高等檢察庁 | | |
| 司法及警察費 | 円 | |
| 檢察庁 | 164,838,000.00 | 0 |
| 高等檢察庁 | 109,245,000.00 | 0 |
| 2. 職員基本給 | 80,362,690.00 | 0 |
| 3. 特殊勤務手当 | 792,200.00 | 0 |
| 4. 超過勤務手当 | 3,069,210.00 | 0 |
| 5. 諸手当 | 3,560,000.00 | 0 |
| 6. 雑給与 | 135,000.00 | 0 |
| 7. 報償費 | 2,312,000.00 | 0 |
| 8. 旅費 | 4,653,100.00 | 0 |
| 9. 物品費 | 7,706,560.00 | 0 |
| 11. 役務費 | 4,463,400.00 | 0 |
| 12. 食糧費 | 728,840.00 | 0 |
| 14. 檢察調査委託費 | 1,382,000.00 | 0 |
| 17. 交際費 | 80,000.00 | 0 |
| 檢察費 | 55,593,000.00 | 0 |
| 6. 雑給与 | 598,400.00 | 0 |
| 8. 旅費 | 37,878,100.00 | 0 |
| 9. 物品費 | 10,216,500.00 | 0 |
| 11. 役務費 | 6,900,000.00 | 0 |
| 地方檢察庁 | | |
| 司法及警察費 | 円 | |
| 檢察庁 | 1,246,920,000.00 | 0 |
| 地方檢察庁 | 951,684,000.00 | 0 |
| 2. 職員基本給 | 703,747,330.00 | 0 |
| 3. 特殊勤務手当 | 8,583,000.00 | 0 |
| 4. 超過勤務手当 | 45,425,170.00 | 0 |
| 5. 諸手当 | 27,271,000.00 | 0 |
| 6. 雑給与 | 697,000.00 | 0 |
| 7. 報償費 | 8,882,000.00 | 0 |
| 8. 旅費 | 51,701,300.00 | 0 |
| 9. 物品費 | 66,807,450.00 | 0 |
| 11. 役務費 | 26,403,800.00 | 0 |
| 12. 食糧費 | 3,279,950.00 | 0 |
| 14. 檢察調査委託費 | 2,850,000.00 | 0 |

| 流用等増減(△)額 | 支出済歳出額 | 翌年度繰越額 | 不用額 |
|-----------------|------------------|--------------|--------------|
| | 円 | 円 | 円 |
| △ 890,000.00 | 153,231,319.00 | 0 | 2,357,680.30 |
| △ 10,139,000.00 | | | |
| △ 890,000.00 | 105,856,946.50 | 0 | 1,639,053.50 |
| △ 2,639,000.00 | | | |
| △ 3,785,400.00 | 75,784,694.00 | 0 | 792,596.00 |
| | | | |
| | 225,300.00 | 0 | 108,924.00 |
| | | | |
| | 561,100.00 | 0 | 134.00 |
| | | | |
| | 0 | 0 | 651,763.00 |
| | | | |
| | 0 | 0 | 12,200.00 |
| | | | |
| | 0 | 0 | 1,764.00 |
| | | | |
| | 1,090,000.00 | 0 | 65,351.00 |
| | | | |
| | 579,400.00 | 0 | 1,011.70 |
| △ 579,400.00 | 3,880,600.00 | 0 | 3,399.80 |
| | | | |
| | 160,000.00 | 0 | 460.00 |
| | | | |
| | 0 | 0 | 1,400.00 |
| | | | |
| | 0 | 0 | 50.00 |
| △ 7,500,000.00 | 47,374,373.20 | 0 | 718,626.80 |
| | | | |
| | 0 | 0 | 162,600.00 |
| △ 7,500,000.00 | 29,855,561.40 | 0 | 522,538.60 |
| | | | |
| | 90,000.00 | 0 | 1,643.20 |
| △ 90,000.00 | 6,778,155.00 | 0 | 31,845.00 |
| | | | |
| | 円 | 円 | 円 |
| △ 3,360,000.00 | 1,240,871,512.85 | 2,600,000.00 | 5,722,137.15 |
| △ 1,086,350.00 | | | |
| △ 52,587,350.00 | 894,479,180.09 | 0 | 4,581,469.91 |
| △ 66,242,460.00 | 634,040,046.82 | 0 | 3,464,823.18 |
| | | | |
| | 2,733,200.00 | 0 | 746,819.00 |
| | | | |
| | 7,171,910.00 | 0 | 2,692.00 |
| △ 2,700,000.00 | 24,394,661.00 | 0 | 176,339.00 |
| | | | |
| | 0 | 0 | 28,164.00 |
| | | | |
| | 0 | 0 | 1,168.00 |
| △ 890,000.00 | 50,702,458.90 | 0 | 108,841.10 |
| | | | |
| | 3,037,500.00 | 0 | 35,298.50 |
| | | | |
| △ 6,500,000.00 | 29,858,756.87 | 0 | 7,543.13 |
| △ 3,037,500.00 | | | |
| | | | |
| | 840,000.00 | 0 | 1,654.00 |
| | | | |
| | 0 | 0 | 2,455.00 |

| 所管別部局別部款項目 | 歳出予算額 | 前年度繰越額 |
|----------------|----------------|--------|
| 15. 施設費 | 5,500,000.00 | 0 |
| 17. 交際費 | 500,000.00 | 0 |
| 検察費 | 295,272,000.00 | 0 |
| 6. 雑給与 | 4,096,000.00 | 0 |
| 8. 旅費 | 128,828,500.00 | 0 |
| 9. 物品費 | 86,522,300.00 | 0 |
| 11. 役務費 | 75,825,200.00 | 0 |
| 19. 保証金 | 0 | 0 |
| 区 検 察 庁 | | |
| 司法及警察費 | | |
| 検察庁 | 402,969,000.00 | 0 |
| 区 検 察 庁 | | |
| 2. 職員基本給 | 264,258,500.00 | 0 |
| 3. 特殊勤務手当 | 3,470,600.00 | 0 |
| 4. 超過勤務手当 | 28,119,700.00 | 0 |
| 5. 諸手当 | 0 | 0 |
| 7. 報償費 | 795,000.00 | 0 |
| 8. 旅費 | 11,240,600.00 | 0 |
| 9. 物品費 | 12,386,050.00 | 0 |
| 11. 役務費 | 14,779,500.00 | 0 |
| 12. 食糧費 | 1,217,050.00 | 0 |
| 14. 検察調査委託費 | 1,290,000.00 | 0 |
| 検察費 | 65,412,000.00 | 0 |
| 6. 雑給与 | 141,400.00 | 0 |
| 8. 旅費 | 24,657,100.00 | 0 |
| 9. 物品費 | 21,089,800.00 | 0 |
| 11. 役務費 | 19,523,700.00 | 0 |
| (矯正関係) | | |
| 矯正保護管区本部 | | |
| 司法及警察費 | | |
| 矯正保護費 | | |
| 矯正保護官署 | 47,477,000.00 | 0 |
| 2. 職員基本給 | 32,342,960.00 | 0 |

| 流用等増減(△)額 | 支出済歳出額 | 翌年度繰越額 | 不 用 額 |
|-----------------|----------------|--------------|--------------|
| 0 | 5,494,686.00 | 0 | 5,314.00 |
| 0 | 499,641.00 | 0 | 359.00 |
| 54,861,000.00 | 346,392,332.76 | 2,600,000.00 | 1,140,667.24 |
| 0 | 3,793,244.00 | 0 | 302,756.00 |
| 21,756,000.00 | 149,919,534.88 | 0 | 664,965.12 |
| 9,067,929.00 | 95,556,212.58 | 0 | 34,016.42 |
| 29,251,000.00 | 97,122,335.30 | 0 | 137,835.70 |
| △ 5,216,029.00 | 1,006.00 | 0 | 1,094.00 |
| 2,100.00 | | | |
| 円 | | | |
| 6,643,550.00 | 407,481,448.34 | 0 | 2,131,101.00 |
| 643,550.00 | | | |
| △ 7,897,000.00 | 328,412,147.15 | 0 | 1,891,402.85 |
| 700,000.00 | | | |
| △ 24,438,400.00 | 239,220,603.00 | 0 | 1,299,497.00 |
| 1,616,400.00 | | | |
| △ 629,000.00 | 4,416,170.00 | 0 | 41,830.00 |
| 643,550.00 | | | |
| 9,925,000.00 | 28,762,138.00 | 0 | 1,112.00 |
| △ 71,000.00 | 9,498,902.00 | 0 | 355,098.00 |
| 0 | | | |
| 0 | 794,890.00 | 0 | 110.00 |
| 5,000,000.00 | 16,100,929.20 | 0 | 139,670.80 |
| 3,259,500.00 | | | |
| 0 | 15,642,358.40 | 0 | 3,191.60 |
| △ 3,259,500.00 | 11,471,125.55 | 0 | 48,874.45 |
| 0 | | | |
| 0 | 1,216,881.00 | 0 | 169.00 |
| 0 | | | |
| 0 | 1,288,150.00 | 0 | 1,850.00 |
| 13,897,000.00 | 79,069,301.19 | 0 | 239,698.81 |
| 0 | | | |
| 0 | 115,308.00 | 0 | 26,092.00 |
| 6,883,000.00 | 31,424,872.00 | 0 | 115,228.00 |
| 2,532,210.00 | | | |
| 5,514,000.00 | 23,607,134.43 | 0 | 14,875.57 |
| △ 1,032,210.00 | 23,921,986.76 | 0 | 83,503.24 |
| 円 | | | |
| 841,880.00 | | | |
| △ 4,344,000.00 | 43,742,910.00 | 0 | 231,970.00 |
| 810,880.00 | | | |
| △ 7,000,000.00 | 25,968,165.00 | 0 | 184,795.00 |

| 所管所部局別部款項目 | 歳出予算額 | 前年度繰越額 |
|----------------|------------------|--------|
| 3. 特殊勤務手当 | 677,710.00 | 0 |
| 4. 超過勤務手当 | 2,778,230.00 | 0 |
| 5. 諸手当 | 1,274,800.00 | 0 |
| 7. 報償費 | 240,000.00 | 0 |
| 8. 旅費 | 5,551,000.00 | 0 |
| 9. 物品費 | 2,768,200.00 | 0 |
| 11. 役務費 | 1,716,000.00 | 0 |
| 12. 食糧費 | 128,100.00 | 0 |
| 矯正保護研修所 | | |
| 司法及警察費 | | |
| 矯正保護費 | | |
| 円 | | |
| 矯正保護官署 | 10,961,000.00 | 0 |
| 2. 職員基本給 | 3,843,300.00 | 0 |
| 4. 超過勤務手当 | 210,700.00 | 0 |
| 5. 諸手当 | 136,000.00 | 0 |
| 6. 雑給与 | 300,000.00 | 0 |
| 8. 旅費 | 6,186,600.00 | 0 |
| 9. 物品費 | 173,440.00 | 0 |
| 11. 役務費 | 107,600.00 | 0 |
| 12. 食糧費 | 3,360.00 | 0 |
| 拘置所 | | |
| 司法及警察費 | | |
| 矯正保護費 | | |
| 円 | | |
| 矯正保護官署 | 1,017,988,000.00 | 0 |
| 矯正保護官署 | 505,598,000.00 | 0 |
| 2. 職員基本給 | 381,105,170.00 | 0 |
| 3. 特殊勤務手当 | 4,284,980.00 | 0 |
| 4. 超過勤務手当 | 60,666,350.00 | 0 |
| 5. 諸手当 | 13,837,000.00 | 0 |
| 6. 雑給与 | 135,400.00 | 0 |
| 7. 報償費 | 75,000.00 | 0 |
| 8. 旅費 | 10,812,200.00 | 0 |
| 9. 物品費 | 28,313,760.00 | 0 |

| 流用等増減(△)額 | 支出済歳出額 | 翌年度繰越額 | 不用額 |
|-----------------|------------------|--------|---------------|
| △ 170,000.00 | 504,568.00 | 0 | 3,142.00 |
| 231,880.00 | 3,010,101.00 | 0 | 9.00 |
| △ 30,000.00 | 1,205,618.00 | 0 | 39,182.00 |
| 0 | 240,000.00 | 0 | 0 |
| 1,667,000.00 | 7,217,939.00 | 0 | 61.00 |
| △ 228,000.00 | 2,858,200.00 | 0 | 690.00 |
| 138,000.00 | | | |
| △ 1,127,000.00 | 2,610,909.00 | 0 | 4,091.00 |
| △ 228,000.00 | | | |
| 0 | 128,100 | 0 | 0 |
| 円 | | | |
| △ 335,220.00 | 10,868,735.00 | 0 | 60,485.00 |
| 367,000.00 | | | |
| △ 900,000.00 | 2,901,132.00 | 0 | 42,168.00 |
| △ 45,220.00 | 255,898.00 | 0 | 22.00 |
| 0 | 117,985.00 | 0 | 18,015.00 |
| 0 | 299,963.00 | 0 | 37.00 |
| △ 8,000.00 | 6,178,416.00 | 0 | 184.00 |
| 490,000.00 | 663,435.00 | 0 | 5.00 |
| 341,000.00 | 448,546.00 | 0 | 54.00 |
| 0 | 3,360.00 | 0 | 0 |
| 円 | | | |
| △ 18,084,620.00 | 1,006,555,006.27 | 0 | 16,044,613.73 |
| 13,473,000.00 | | | |
| △ 18,084,620.00 | 481,502,153.40 | 0 | 1,603,466.60 |
| △ 40,577,000.00 | | | |
| △ 3,210,000.00 | 341,908,552.20 | 0 | 1,406,618.00 |
| △ 41,000,000.00 | | | |
| 161,000.00 | 4,162,860.00 | 0 | 83,120.00 |
| △ 200,000.00 | | | |
| 5,724,620.00 | 96,386,087.00 | 0 | 4,883.00 |
| △ 400,000.00 | 13,411,657.00 | 0 | 25,343.00 |
| 0 | 131,755.00 | 0 | 3,645.00 |
| 0 | 70,000.00 | 0 | 5,000.00 |
| △ 830,000.00 | 9,948,846.30 | 0 | 33,353.70 |
| 120,464.00 | | | |
| △ 1,408,000.00 | 27,016,679.00 | 0 | 9,545.00 |

| 別管別部局別部款項目 | 歳出予算額 | 前年度繰越額 |
|--------------|------------------|---------------|
| 11. 役 務 費 | 3,943,300.00 | 0 |
| 12. 食 糧 費 | 264,840.00 | 0 |
| 15. 施 設 費 | 2,160,000.00 | 0 |
| 矯正保護収容費 | 512,390,000.00 | 0 |
| 6. 雜 給 与 | 935,000.00 | 0 |
| 8. 旅 費 | 43,612,000.00 | 0 |
| 9. 物 品 費 | 148,881,580.00 | 0 |
| 11. 役 務 費 | 10,249,000.00 | 0 |
| 12. 食 糧 費 | 247,112,420.00 | 0 |
| 18. 賠償償還及払戻金 | 61,600,000.00 | 0 |
| 刑 務 所 | | |
| 司法及警察費 | | |
| 矯正保護費 | 4,825,158,000.00 | 22,000,000.00 |
| 矯正保護官署 | 1,512,816,000.00 | 22,000,000.00 |
| 2. 職員基本給 | 1,080,255,220.00 | 0 |
| 3. 特殊勤務手当 | 22,013,740.00 | 0 |
| 4. 超過勤務手当 | 186,287,940.00 | 0 |
| 5. 諸 手 当 | 44,460,000.00 | 0 |
| 6. 雜 給 与 | 655,800.00 | 0 |
| 7. 報 償 費 | 705,000.00 | 0 |
| 8. 旅 費 | 42,162,600.00 | 0 |
| 9. 物 品 費 | 94,970,820.00 | 0 |
| 11. 役 務 費 | 19,846,200.00 | 0 |
| 12. 食 糧 費 | 980,680.00 | 0 |
| 15. 施 設 費 | 20,478,000.00 | 22,000,000.00 |
| 矯正保護収容費 | 2,112,342,000.00 | 0 |
| 6. 雜 給 与 | 4,531,000.00 | 0 |
| 8. 旅 費 | 172,722,000.00 | 0 |
| 9. 物 品 費 | 608,495,750.00 | 0 |
| 11. 役 務 費 | 52,000,000.00 | 0 |
| 12. 食 糧 費 | 1,274,593,250.00 | 0 |
| 刑務所作業費 | 1,200,000,000.00 | 0 |

| 流用等増減(△)額 | 支出済歳出額 | 翌年度繰越額 | 不 用 額 |
|-----------------|------------------|--------|---------------|
| 2,500,000.00 | 6,290,877.10 | 0 | 31,958.90 |
| △ 120,464.00 | | | |
| 0 | 264,840.00 | 0 | 0 |
| 9,750,000.00 | 11,910,000.00 | 0 | 0 |
| 30,039,000.00 | 525,052,852.87 | 0 | 14,441,147.13 |
| △ 2,935,000.00 | | | |
| 0 | 902,392.00 | 0 | 32,608.00 |
| △ 5,392,010.00 | 35,556,134.50 | 0 | 2,663,855.50 |
| 1,069,000.00 | 148,816,530.45 | 0 | 49.55 |
| △ 1,134,000.00 | | | |
| 6,893,010.00 | 17,142,009.80 | 0 | 0.20 |
| △ 1,069,000.00 | 236,569,315.83 | 0 | 9,444,104.17 |
| 26,737,000.00 | 86,036,470.29 | 0 | 2,300,529.71 |
| | | | |
| | 円 | | 円 |
| 36,585,500.00 | 4,842,046,350.59 | 0 | 27,011,889.41 |
| △ 14,685,260.00 | | | |
| 31,747,870.00 | 1,563,089,742.41 | 0 | 3,474,127.59 |
| 3,931,000.00 | 1,081,025,859.66 | 0 | 3,160,360.34 |
| 1,140,000.00 | 21,999,042.00 | 0 | 63,698.00 |
| △ 1,091,000.00 | | | |
| 13,024,370.00 | 199,311,824.00 | 0 | 486.00 |
| △ 1,900,000.00 | 42,501,645.00 | 0 | 58,355.00 |
| 0 | 647,500.00 | 0 | 8,300.00 |
| 0 | 704,940.00 | 0 | 60.00 |
| △ 2,081,000.00 | 40,059,493.90 | 0 | 22,106.10 |
| 787,000.00 | 90,726,175.10 | 0 | 644.90 |
| △ 5,031,000.00 | | | |
| 8,532,000.00 | 27,513,301.75 | 0 | 77,898.25 |
| △ 787,000.00 | | | |
| 0 | 980,665.00 | 0 | 15.00 |
| 18,223,500.00 | 57,619,296.00 | 0 | 82,204.00 |
| △ 3,000,000.00 | | | |
| 15,419,000.00 | 2,062,764,167.00 | 0 | 19,730,203.00 |
| △ 45,266,630.00 | | | |
| 0 | 4,514,045.00 | 0 | 16,955.00 |
| 11,000,000.00 | 179,304,372.90 | 0 | 4,417,627.10 |
| 5,863,000.00 | 610,717,089.70 | 0 | 4,785.30 |
| △ 3,636,875.00 | | | |
| 20,126,875.00 | 72,125,188.91 | 0 | 1,686.09 |
| △ 63,200,630.00 | 1,196,103,470.49 | 0 | 15,289,149.51 |
| 20,000,000.00 | 1,216,192,441.18 | 0 | 3,807,558.82 |

| 所管別部局別部款項目 | 歳出予算額 | 前年度繰越額 |
|------------------|----------------|--------|
| 6. 雑 給 与 | 61,100,000.00 | 0 |
| 8. 旅 費 | 16,400,000.00 | 0 |
| 9. 物 品 費 | 240,500,000.00 | 0 |
| 10. 原 材 料 費 | 800,000,000.00 | 0 |
| 11. 役 務 費 | 82,000,000.00 | 0 |
| 少 年 刑 務 所 | | |
| 司法及警察費 | | |
| 矯正保護費 | 418,307,000.00 | 0 |
| 矯正保護官署 | | |
| 2. 職 員 基 本 給 | 141,735,980.00 | 0 |
| 3. 特 殊 勤 務 手 当 | 2,786,800.00 | 0 |
| 4. 超 過 勤 務 手 当 | 24,422,520.00 | 0 |
| 5. 諸 手 当 | 5,130,000.00 | 0 |
| 6. 雑 給 与 | 100,000.00 | 0 |
| 7. 報 償 費 | 180,000.00 | 0 |
| 8. 旅 費 | 5,184,700.00 | 0 |
| 9. 物 品 費 | 9,897,520.00 | 0 |
| 11. 役 務 費 | 2,415,800.00 | 0 |
| 12. 食 糧 費 | 139,680.00 | 0 |
| 15. 施 設 費 | 3,600,000.00 | 0 |
| 矯正保護収容費 | 222,714,000.00 | 0 |
| 6. 雑 給 与 | 697,000.00 | 0 |
| 8. 旅 費 | 25,724,000.00 | 0 |
| 9. 物 品 費 | 73,564,050.00 | 0 |
| 11. 役 務 費 | 4,216,300.00 | 0 |
| 12. 食 糧 費 | 118,512,650.00 | 0 |
| 少 年 院 | | |
| 司法及警察費 | | |
| 矯正保護費 | 360,034,000.00 | 0 |
| 矯正保護官署 | | |
| 2. 職 員 基 本 給 | 98,529,820.00 | 0 |

| 流用等増減(△)額 | 支出済歳出額 | 翌年度繰越額 | 不 用 額 |
|-----------------|----------------|--------|---------------|
| △ 6,712,000.00 | 50,711,919.77 | 0 | 3,676,080.23 |
| 0 | 16,381,772.60 | 0 | 18,227.40 |
| △ 12,890,000.00 | 227,554,991.67 | 0 | 55,008.83 |
| 39,602,000.00 | 839,601,726.70 | 0 | 273.30 |
| 0 | 81,942,030.44 | 0 | 57,969.56 |
| 円 | | | |
| △ 4,023,620.00 | 392,071,843.58 | 0 | 11,707,276.42 |
| △ 18,551,500.00 | | | |
| △ 4,540,120.00 | 190,186,745.80 | 0 | 753,974.20 |
| △ 9,192,400.00 | | | |
| △ 3,650,000.00 | 134,721,679.50 | 0 | 697,600.50 |
| △ 9,966,700.00 | | | |
| 571,200.00 | 2,390,710.00 | 0 | 17,290.00 |
| △ 950,000.00 | | | |
| 1,493,620.00 | 25,916,039.00 | 0 | 101.00 |
| 57,100.00 | 4,988,880.00 | 0 | 28,220.00 |
| △ 170,000.00 | | | |
| 0 | 99,970.00 | 0 | 30.00 |
| 0 | 180,000.00 | 0 | 0 |
| △ 259,000.00 | 4,924,465.40 | 0 | 1,234.60 |
| 50,000.00 | 9,451,946.60 | 0 | 573.40 |
| △ 495,000.00 | | | |
| 900,000.00 | 3,257,902.30 | 0 | 7,897.70 |
| △ 50,000.00 | | | |
| 0 | 139,680.00 | 0 | 0 |
| 516,500.00 | 4,115,473.00 | 0 | 1,027.00 |
| 2,230,400.00 | 201,885,097.78 | 0 | 10,953,302.22 |
| △ 12,106,000.00 | | | |
| 0 | 696,955.00 | 0 | 45.00 |
| △ 4,000,000.00 | 20,836,394.78 | 0 | 887,606.00 |
| 1,069,000.00 | 73,850,146.00 | 0 | 14,904.00 |
| △ 768,000.00 | | | |
| 4,642,400.00 | 8,858,682.00 | 0 | 18.00 |
| △ 10,819,000.00 | 97,642,920.78 | 0 | 10,050,729.22 |
| 円 | | | |
| △ 19,482,740.00 | 369,548,166.01 | 0 | 4,717,573.99 |
| △ 5,251,000.00 | | | |
| △ 16,720,740.00 | 155,421,918.36 | 0 | 1,483,821.64 |
| △ 5,251,000.00 | | | |
| △ 5,700,000.00 | 91,723,150.00 | 0 | 1,106,670.00 |

| 所管別部局別部款項目 | 歳出予算額 | 前年度繰越額 |
|---------------------|--------------------------|-----------------------|
| 保護観察所 | | |
| 司法及警察費 | | |
| 矯正保護費 | | |
| 矯正保護官署 | 213,395,000.00 | 0 |
| 2. 職員基本給 | 64,111,670.00 | 0 |
| 3. 特殊勤務手当 | 1,450,140.00 | 0 |
| 4. 超過勤務手当 | 9,562,590.00 | 0 |
| 5. 諸手当 | 2,852,000.00 | 0 |
| 6. 雑給与 | 26,734,000.00 | 0 |
| 8. 旅費 | 29,122,100.00 | 0 |
| 9. 物品費 | 12,737,860.00 | 0 |
| 11. 役務費 | 8,035,300.00 | 0 |
| 12. 食糧費 | 587,340.00 | 0 |
| 14. 援護委託費 | 14,112,000.00 | 0 |
| 18. 賠償償還及払戻金 | 44,090,000.00 | 0 |
| 国立国会図書館支部図書館 | | |
| 行政部費 | | |
| 法務府 | | |
| 法務本府 | 1,286,000.00 | 0 |
| 2. 職員基本給 | 682,890.00 | 0 |
| 4. 超過勤務手当 | 19,210.00 | 0 |
| 5. 諸手当 | 25,000.00 | 0 |
| 9. 物品費 | 483,500.00 | 0 |
| 11. 役務費 | 73,100.00 | 0 |
| 12. 食糧費 | 2,300.00 | 0 |
| 法務府所管合計 | 12,194,566,130.00 | 117,679,116.00 |

| 流用等増減(△)額 | 支出済歳出額 | 翌年度繰越額 | 不用額 |
|----------------|-------------------|----------------|---------------|
| 円 | 円 | | 円 |
| 777,760.00 | 208,458,792.21 | 0 | 3,912,967.09 |
| △ 1,801,000.00 | | | |
| △ 578,000.00 | 61,743,446.90 | 0 | 1,790,223.10 |
| 0 | 1,101,682.00 | 0 | 348,458.00 |
| 905,760.00 | 10,465,432.56 | 0 | 2,917.44 |
| 0 | 2,388,525.00 | 0 | 463,475.00 |
| 0 | 26,732,561.00 | 0 | 1,439.00 |
| △ 2,161,000.00 | 26,914,446.83 | 0 | 46,653.17 |
| 1,300,000.00 | 14,025,654.16 | 0 | 12,205.84 |
| 2,310,000.00 | 10,026,449.46 | 0 | 18,850.54 |
| △ 300,000.00 | | | |
| 0 | 586,612.00 | 0 | 728.00 |
| 0 | 13,474,450.00 | 0 | 637,550.00 |
| △ 2,500,000.00 | 40,999,533.00 | 0 | 590,467.00 |
| 円 | 円 | | 円 |
| △ 62,000.00 | 1,178,489.00 | 0 | 45,511.00 |
| △ 40,730.00 | 599,167.00 | 0 | 42,993.00 |
| 1,730.00 | 20,933.00 | 0 | 7.00 |
| △ 23,000.00 | 0 | 0 | 2,000.00 |
| 31,000.00 | 514,102.00 | 0 | 398.00 |
| △ 31,000.00 | 42,037.00 | 0 | 63.00 |
| 0 | 2,250.00 | 0 | 50.00 |
| 0 | 12,130,226,720.27 | 107,139,711.00 | 89,949,814.73 |

四 昭和27年度法務府主管歳入予算額

昭和27年度法務府主管の歳入予算額は 3,052,060,000円
 であつて、これを前年度予算額 2,775,196,000円
 に比較すると 276,864,000円
 を増加する。

今これを部、款、項、目に区分し、各目について、見積の事由及び計算の
 基礎を示すと、次のとおりである。

(前年度予算額は本年度予算額との比較対照のため、組替掲記したので成
 立予算額とは符合しない。)

| 部 款 項 目 | 昭和27年度 予算額(円) | 前年度予算額 (円) | 昭和27年度予算額の見積 の事由及び計算の基礎 |
|------------------|------------------|---------------|---|
| 官業益金及官業収入 | | | |
| 官業収入 | 1,813,995,000 | 1,702,109,000 | |
| 刑務作業収入 | | | |
| 刑務作業収入 | 1,803,170,000 | 1,700,000,000 | 本年度の出役見込人員と昭和25年度の刑務所作業費の作業収入に対する回収割合の実績を基礎として算出した。 |
| 製品等売払収入 | 10,825,000 | 2,109,000 | |
| 家畜売払代 | 66,000 | 33,000 | 昭和25年度の実績を基礎として算出した。 |
| 少年院収入 | 10,759,000 | 2,076,000 | 本年度の原材料費予算額を基礎として算出した。 |
| 雑収入 | 1,238,065,000 | 1,073,087,000 | |
| 官有財産利用収入 | | | |
| 官有財産貸付料 | 3,832,000 | 4,093,000 | |
| 土地及水面貸付料 | 234,000 | 1,026,000 | 法務本府等の土地の本年度貸付見込坪数によつて算出した。 |
| 建物及物件貸付料 | 5,000 | 0 | 法務局等の建物の本年度貸付見込坪数によつて算出した。 |
| 公務員宿舍貸付料 | 3,593,000 | 3,067,000 | 本年度の宿舍貸付見込坪数によつて算出した。 |
| 諸収入 | 1,234,233,000 | 1,068,994,000 | |

| 部 款 項 目 | 昭和27年度 予算額(円) | 前年度予算額 (円) | 昭和27年度予算額の見積 の事由及び計算の基礎 |
|------------------|----------------------|----------------------|--|
| 恩給法納金及特別会計等恩給負担金 | | | |
| 恩給法納金 | 69,172,000 | 56,365,000 | 恩給法の適用を受ける者の本年度の本俸予算額を基礎として算出した。 |
| 特別会計受入金 | | | |
| 解散団体財産収入金特別会計受入金 | 266,789,000 | 173,334,000 | 本年度において同会計から受入れる見込額であつて、解散団体の財産の売却及び管理収入並びに雑収入の合計額から債務償還金等の支出の合計額を差引いた額によつた。 |
| 不用物品等売払代 | | | |
| 不用物品売払代 | 23,286,000 | 24,803,000 | 昭和23年度以降3カ年度間の平均収入実績を基礎として算出した。 |
| 懲罰及没収金 | 610,418,000 | 546,974,000 | |
| 罰金及科料 | 423,266,000 | 365,653,000 | 昭和25年度の収入実績を基礎として算出した。 |
| 没収金 | 187,152,000 | 181,321,000 | 同 |
| 弁償及返納金 | 8,733,000 | 8,777,000 | |
| 弁償及違約金 | 7,636,000 | 7,384,000 | 昭和23年度以降3カ年度間の平均収入実績を基礎として算出した。 |
| 延滞金及 期満後収入 | 368,000 | 254,000 | 同 |
| 返納金 | 729,000 | 1,139,000 | 同 |
| 雑収入 | | | |
| 雑収入 | 255,826,000 | 258,741,000 | 昭和25年度の収入実績を基礎として算出した。 |
| 計 | 3,052,060,000 | 2,775,196,000 | |

五 法務府所管予算額項目別表

| 項 目 | 昭和27年度要求額 (円) | 前年度予算額(円) | 比較増減(△)(円) |
|---------------------------------|------------------|---------------|-------------|
| 法 務 本 府 | 1,335,773,000 | 1,275,487,000 | 60,286,000 |
| 2. 職 員 給 与 | 351,081,000 | 323,968,800 | 27,112,200 |
| 4. 超 過 勤 務 手 当 | 19,460,000 | 18,184,000 | 1,276,000 |
| 5. 司 法 試 験 委 員 手 当 | 204,000 | 158,400 | 45,600 |
| 5. 検 察 官 適 格 審 査 会 等 委 員 手 当 | 106,000 | 21,600 | 84,400 |
| 5. 法 制 審 議 会 委 員 手 当 | 330,000 | 330,000 | 0 |
| 5. 委 員 手 当 | 54,000 | 54,800 △ | 800 |
| 5. 非 常 勤 職 員 手 当 | 750,000 | 750,000 | 0 |
| 5. 休 職 者 給 与 | 4,089,000 | .0 | 4,089,000 |
| 5. 公 務 災 害 補 償 費 | 19,754,000 | 14,888,000 | 4,866,000 |
| 5. 退 官 退 職 手 当 | 72,139,000 | 115,262,000 △ | 43,123,000 |
| 5. 臨 時 定 員 外 職 員 給 | 2,416,000 | 1,933,000 | 483,000 |
| 5. 雜 手 当 | 0 | 10,000 △ | 10,000 |
| 6. 諸 謝 金 | 4,330,000 | 4,206,500 | 123,500 |
| 7. 報 償 金 | 2,530,000 | 3,730,000 △ | 1,200,000 |
| 7. 団 体 等 調 査 報 償 費 | 29,300,000 | 42,900,000 △ | 13,600,000 |
| 8. 職 員 旅 費 | 9,974,000 | 11,213,680 △ | 1,239,680 |
| 8. 赴 任 旅 費 | 607,000 | 659,400 △ | 52,400 |
| 8. 会 計 職 員 講 習 旅 費 | 2,273,000 | 2,277,600 △ | 4,600 |
| 8. 法 務 研 究 旅 費 | 836,000 | 846,000 △ | 10,000 |
| 8. 団 体 等 調 査 旅 費 | 28,149,000 | 28,166,200 △ | 17,200 |
| 8. 解 散 団 体 財 産 売 却 旅 費 | 1,219,000 | 1,808,700 △ | 589,700 |
| 8. 人 権 侵 犯 事 件 調 査 旅 費 | 503,000 | 458,800 | 44,200 |
| 8. 委 員 等 旅 費 | 1,758,000 | 1,441,820 | 316,180 |
| 9. 庁 費 | 78,699,000 | 74,616,500 | 4,082,500 |
| 9. 情 報 宣 伝 費 | 2,758,000 | 2,900,000 △ | 142,000 |
| 9. 図 書 購 入 費 | 25,298,000 | 24,033,100 | 1,264,900 |
| 9. 判 例 整 備 用 費 備 品 購 入 費 | 9,506,000 | 7,353,000 | 2,153,000 |
| 9. 国 会 図 書 館 支 部 庁 費 | 728,000 | 762,100 △ | 34,100 |
| 9. 解 散 団 体 財 産 売 却 庁 費 | 6,402,000 | 8,600,800 △ | 2,198,800 |
| 9. 人 権 擁 護 宣 伝 費 | 910,000 | 910,000 | 0 |
| 9. 通 信 専 用 料 | 76,547,000 | 72,177,000 | 4,370,000 |
| 9. 庁 舎 借 料 | 6,481,000 | 6,797,000 △ | 316,000 |
| 9. 各 所 修 繕 | 226,000,000 | 110,413,000 | 115,587,000 |

| 項 目 | 昭和27年度要求額 (円) | 前年度予算額(円) | 比較増減(△)(円) |
|---|------------------|-----------------|-------------|
| 9. 会 議 費 | 1,904,000 | 1,872,200 | 31,800 |
| 14. 団 体 等 調 査 委 託 費 | 26,504,000 | 38,840,000 △ | 13,336,000 |
| 14. 団 体 等 調 査 地 方 公 共 団 体 委 託 費 | 56,071,000 | 53,052,000 | 3,019,000 |
| 14. 解 散 団 体 財 産 管 理 都 道 府 県 委 託 費 | 18,497,000 | 27,347,000 △ | 8,850,000 |
| 14. 旧 陸 海 軍 将 校 調 査 地 方 公 共 団 体 委 託 費 外 2 目 | 0 | 39,009,000 △ | 39,009,000 |
| 16. 国 家 公 務 員 共 済 組 合 負 担 金 | 242,710,000 | 230,472,000 | 12,238,000 |
| 16. 国 際 刑 法 及 国 際 監 獄 委 員 会 分 担 金 | 1,786,000 | 0 | 1,786,000 |
| 17. 交 際 費 | 2,400,000 | 900,000 | 1,500,000 |
| 18. 賠 償 償 還 及 払 戻 金 | 610,000 | 1,063,000 △ | 453,000 |
| 19. 保 証 金 | 100,000 | 100,000 | 0 |
| 法 務 府 施 設 費 | 1,057,142,000 | 1,132,209,000 △ | 75,067,000 |
| 6. 諸 謝 金 | 292,000 | 296,000 △ | 4,000 |
| 8. 職 員 旅 費 | 15,158,000 | 18,125,000 △ | 2,967,000 |
| 9. 庁 費 | 11,369,000 | 13,523,000 △ | 2,154,000 |
| 9. 会 議 費 | 2,332,000 | 2,814,000 △ | 482,000 |
| 15. 不 動 産 購 入 費 | 34,000,000 | 34,163,000 △ | 163,000 |
| 15. 検 察 庁 庁 舎 其 他 新 営 | 236,228,000 | 337,743,000 △ | 101,515,000 |
| 15. 矯 正 保 護 管 区 本 部 庁 舎 其 他 新 営 費 | 3,800,000 | 7,778,000 △ | 3,978,000 |
| 15. 刑 務 所 施 設 整 備 費 | 256,900,000 | 388,364,000 △ | 131,464,000 |
| 15. 少 年 院 施 設 整 備 費 | 442,294,000 | 273,268,000 | 169,026,000 |
| 15. 少 年 保 護 鑑 別 所 施 設 整 備 費 | 14,966,000 | 37,001,000 △ | 22,035,000 |
| 15. 保 護 観 察 所 庁 舎 其 他 新 営 費 | 9,803,000 | 19,134,000 △ | 9,331,000 |
| 15. 各 所 新 営 | 30,000,000 | 0 | 30,000,000 |
| 住 民 登 録 制 度 実 施 費 | 360,000,000 | 17,407,000 | 342,593,000 |
| 8. 職 員 旅 費 | 1,628,000 | 512,500 | 1,115,500 |
| 9. 庁 費 | 5,914,000 | 150,000 | 5,764,000 |
| 9. 戸 籍 附 票 等 作 成 費 | 78,925,000 | 13,186,500 | 65,738,500 |
| 9. 会 議 費 | 53,000 | 27,000 | 26,000 |
| 16. 住 民 登 録 市 町 村 補 助 金 | 273,480,000 | 3,531,000 | 269,949,000 |
| 訟 務 費 | 28,575,000 | 13,680,000 | 14,895,000 |
| 6. 諸 謝 金 | 5,000,000 | 3,825,000 | 1,175,000 |
| 8. 訟 務 旅 費 | 9,181,000 | 5,761,000 | 3,420,000 |

| 項 目 | 昭和27年度要求額 (円) | 前年度予算額(円) | 比較増減(△)(円) |
|---------------|------------------|---------------|--------------|
| 9. 庁 費 | 737,000 | 737,000 | 0 |
| 9. 訴訟用印紙購入費 | 10,300,000 | 300,000 | 10,000,000 |
| 14. 訟務調査委託費 | 2,357,000 | 2,357,000 | 0 |
| 18. 賠償償還及払戻金 | 500,000 | 500,000 | 0 |
| 19. 保証金 | 500,000 | 200,000 | 300,000 |
| 法務府研修所 | 19,777,000 | 17,920,000 | 1,857,000 |
| 2. 職員給与 | 5,416,000 | 4,446,900 | 969,100 |
| 4. 超過勤務手当 | 267,000 | 200,600 | 66,400 |
| 6. 諸謝金 | 344,000 | 344,000 | 0 |
| 8. 職員旅費 | 34,000 | 34,000 | 0 |
| 8. 赴任旅費 | 40,000 | 32,000 | 8,000 |
| 8. 研修生旅費 | 12,683,000 | 11,880,000 | 803,000 |
| 9. 庁費 | 989,000 | 980,400 | 8,600 |
| 9. 会議費 | 4,000 | 2,100 | 1,900 |
| 検察研究所 | 19,427,000 | 18,887,000 | 540,000 |
| 2. 職員給与 | 7,325,000 | 6,727,000 | 598,000 |
| 4. 超過勤務手当 | 265,000 | 237,000 | 28,000 |
| 6. 諸謝金 | 611,000 | 739,000 | △ 128,000 |
| 8. 職員旅費 | 523,000 | 523,000 | 0 |
| 8. 赴任旅費 | 40,000 | 0 | 40,000 |
| 8. 検察研究旅費 | 6,649,000 | 6,649,000 | 0 |
| 9. 庁費 | 3,518,000 | 3,411,000 | 107,000 |
| 9. 会議費 | 96,000 | 88,000 | 8,000 |
| 14. 検察調査委託費 | 400,000 | 513,000 | △ 113,000 |
| 法務局 | 1,185,425,000 | 1,091,618,000 | 93,807,000 |
| 2. 職員給与 | 940,766,000 | 845,303,000 | 95,463,000 |
| 3. 特殊勤務手当 | 200,000 | 129,600 | 70,400 |
| 4. 超過勤務手当 | 64,954,000 | 51,496,500 | 13,457,500 |
| 5. 休職者給与 | 10,144,000 | 0 | 10,144,000 |
| 6. 諸謝金 | 768,000 | 797,000 | △ 29,000 |
| 7. 報償費 | 123,000 | 122,500 | 500 |
| 8. 職員旅費 | 18,006,000 | 233,232,100 | △ 5,276,100 |
| 8. 赴任旅費 | 19,086,000 | 15,275,000 | 3,811,000 |
| 8. 人権侵害事件調査旅費 | 1,159,000 | 600,000 | 559,000 |
| 8. 委員等旅費 | 1,177,000 | 1,220,900 | △ 43,900 |
| 9. 庁費 | 70,400,000 | 112,016,590 | △ 41,616,590 |
| 9. 常勤労務者賃金 | 33,450,000 | 22,500,000 | 10,950,000 |
| 9. 庁舎借料 | 9,291,000 | 5,331,010 | 3,959,990 |
| 9. 会議費 | 2,783,000 | 2,223,800 | 559,200 |

| 項 目 | 昭和27年度要求額 (円) | 前年度予算額(円) | 比較増減(△)(円) |
|---------------|------------------|---------------|-------------|
| 13. 渡切費 | 8,950,000 | 7,152,000 | 1,798,000 |
| 17. 交際費 | 245,000 | 245,000 | 0 |
| 18. 人権擁護委員実費金 | 3,923,000 | 3,923,000 | 0 |
| 登記諸費 | 167,345,000 | 154,148,000 | 13,197,000 |
| 8. 登記登録旅費 | 10,496,000 | 9,687,000 | 809,000 |
| 9. 庁費 | 156,849,000 | 144,461,000 | 12,388,000 |
| 最高検察庁 | 44,385,000 | 36,995,000 | 7,390,000 |
| 2. 職員給与 | 30,872,000 | 24,293,100 | 6,578,900 |
| 4. 超過勤務手当 | 982,000 | 825,000 | 157,000 |
| 6. 諸謝金 | 40,000 | 40,000 | 0 |
| 7. 報償費 | 1,152,000 | 1,152,000 | 0 |
| 8. 職員旅費 | 1,361,000 | 1,367,720 | △ 6,720 |
| 8. 赴任旅費 | 297,000 | 246,480 | 50,520 |
| 9. 庁費 | 7,100,000 | 7,207,700 | △ 107,700 |
| 9. 情報宣伝費 | 426,000 | 427,000 | △ 1,000 |
| 9. 会議費 | 113,000 | 94,000 | 19,000 |
| 14. 検察調査委託費 | 1,542,000 | 1,042,000 | 500,000 |
| 17. 交際費 | 500,000 | 300,000 | 200,000 |
| 高等検察庁 | 185,481,000 | 158,574,000 | 26,907,000 |
| 2. 職員給与 | 161,198,000 | 133,404,000 | 27,794,000 |
| 4. 超過勤務手当 | 5,404,000 | 4,347,300 | 1,056,700 |
| 6. 諸謝金 | 168,000 | 168,000 | 0 |
| 7. 報償費 | 2,192,000 | 2,192,000 | 0 |
| 8. 職員旅費 | 2,765,000 | 2,906,000 | △ 141,000 |
| 8. 赴任旅費 | 300,000 | 248,000 | 52,000 |
| 9. 庁費 | 10,509,000 | 12,644,700 | △ 2,135,700 |
| 9. 情報宣伝費 | 582,000 | 582,000 | 0 |
| 9. 会議費 | 650,000 | 689,000 | △ 39,000 |
| 14. 検察調査委託費 | 1,313,000 | 1,313,000 | 0 |
| 17. 交際費 | 400,000 | 80,000 | 320,000 |
| 地方検察官署 | 1,952,222,000 | 1,639,142,000 | 313,080,000 |
| 2. 職員給与 | 1,567,160,000 | 1,328,553,200 | 238,606,800 |
| 3. 特殊勤務手当 | 35,000 | 35,000 | 0 |
| 4. 超過勤務手当 | 136,019,000 | 104,717,900 | 31,301,100 |
| 5. 休職者給与 | 19,195,000 | 0 | 19,195,000 |
| 6. 諸謝金 | 676,000 | 676,000 | 0 |
| 7. 報償費 | 9,277,000 | 9,277,000 | 0 |
| 8. 職員旅費 | 33,616,000 | 34,540,800 | △ 924,800 |
| 8. 赴任旅費 | 17,296,000 | 9,274,100 | 8,021,900 |

| 項 目 | 昭和27年度要求額 (円) | 前年度予算額(円) | 比較増減(△)(円) |
|-----------------|------------------|---------------|-------------|
| 8. 司法警察職員修習旅費 | 8,414,000 | 8,414,000 | 0 |
| 8. 司法修習生旅費 | 483,000 | 513,100 △ | 28,100 |
| 9. 庁費 | 80,514,000 | 89,743,250 △ | 9,229,250 |
| 9. 自動車購入費 | 38,500,000 | 27,977,000 | 10,523,000 |
| 9. 採証器具費 | 9,962,000 | 14,386,750 △ | 4,424,750 |
| 9. 無電機材費 | 20,000,000 | 0 | 20,000,000 |
| 9. 庁舎借料 | 1,073,000 | 1,425,000 △ | 352,000 |
| 9. 会議費 | 4,568,000 | 5,174,900 △ | 606,900 |
| 14. 檢察調査委託費 | 3,934,000 | 3,934,000 | 0 |
| 17. 交際費 | 1,500,000 | 500,000 | 1,000,000 |
| 檢察費 | 503,522,000 | 469,610,000 | 33,912,000 |
| 6. 諸謝金 | 5,000,000 | 5,000,000 | 0 |
| 8. 檢察旅費 | 233,534,000 | 224,556,000 | 8,978,000 |
| 8. 衆議院議員総選挙取締旅費 | 22,240,000 | 0 | 22,240,000 |
| 9. 庁費 | 230,608,000 | 240,054,000 △ | 9,446,000 |
| 9. 衆議院議員総選挙取締庁費 | 12,140,000 | 0 | 12,140,000 |
| 矯正保護官署 | 3,906,530,000 | 3,277,929,000 | 628,601,000 |
| 2. 職員給与 | 2,916,114,000 | 2,491,804,600 | 424,309,400 |
| 3. 特殊勤務手当 | 4,995,000 | 4,994,800 | 200 |
| 4. 超過勤務手当 | 561,629,000 | 464,448,300 | 97,180,700 |
| 5. 矯正保護審議会委員手当 | 101,000 | 100,800 | 200 |
| 5. 非常勤職員手当 | 4,689,000 | 3,541,300 | 1,147,700 |
| 5. 休職者給与 | 31,890,000 | 0 | 31,890,000 |
| 6. 諸謝金 | 1,443,000 | 1,273,400 | 169,600 |
| 7. 報償費 | 2,174,000 | 2,029,000 | 145,000 |
| 8. 職員旅費 | 43,152,000 | 40,537,800 | 2,614,200 |
| 8. 赴任旅費 | 27,073,000 | 23,659,900 | 3,413,100 |
| 8. 研修生旅費 | 13,330,000 | 11,742,300 | 1,587,700 |
| 8. 委員等旅費 | 162,000 | 161,600 | 400 |
| 9. 庁費 | 139,910,000 | 109,585,200 | 30,324,800 |
| 9. 看守等被服費 | 115,691,000 | 113,717,100 | 1,973,900 |
| 9. 警備用器具費 | 40,223,000 | 8,701,800 | 31,521,200 |
| 9. 会議費 | 3,954,000 | 1,631,100 | 2,322,900 |
| 矯正保護収容費 | 3,874,040,000 | 3,810,730,000 | 63,310,000 |
| 6. 諸謝金 | 13,856,000 | 11,475,200 | 2,380,800 |
| 6. 収容者作業賞与金 | 52,317,000 | 55,600,000 △ | 3,283,000 |
| 6. 職業補償賞与金 | 3,389,000 | 3,389,000 | 0 |

| 項 目 | 昭和27年度要求額 (円) | 前年度予算額(円) | 比較増減(△)(円) |
|---------------|------------------|---------------|-------------|
| 8. 護送旅費 | 293,199,000 | 279,804,300 | 13,394,700 |
| 8. 帰宅旅費 | 3,801,000 | 5,313,800 △ | 1,512,800 |
| 9. 収容諸費 | 899,633,000 | 914,375,500 △ | 14,742,500 |
| 9. 収容者被服費 | 272,821,000 | 325,021,900 △ | 52,200,900 |
| 9. 収容者食糧費 | 2,227,627,000 | 2,110,291,000 | 117,336,000 |
| 10. 原材料費 | 10,759,000 | 7,471,800 | 3,287,200 |
| 18. 自治体警察実費弁償 | 96,638,000 | 97,987,500 △ | 1,349,500 |
| 刑務作業費 | 1,153,370,000 | 1,142,863,000 | 10,507,000 |
| 8. 職員旅費 | 19,053,000 | 19,982,000 △ | 929,000 |
| 9. 作業諸費 | 243,761,000 | 277,286,000 △ | 33,525,000 |
| 9. 作業場等借料 | 3,526,000 | 5,000,000 △ | 1,474,000 |
| 9. 作業用器具費 | 73,794,000 | 19,000,000 | 54,794,000 |
| 9. 物品税 | 2,800,000 | 1,500,000 | 1,300,000 |
| 9. 木材引取税 | 1,340,000 | 0 | 1,340,000 |
| 10. 原材料費 | 809,096,000 | 820,095,000 △ | 10,999,000 |
| 巢鴨刑務所 | 200,000,000 | 0 | 200,000,000 |
| 2. 職員給与 | 49,078,000 | 0 | 49,078,000 |
| 4. 超過勤務手当 | 5,223,000 | 0 | 5,223,000 |
| 6. 諸謝金 | 108,000 | 0 | 108,000 |
| 6. 作業賞与金 | 118,000 | 0 | 118,000 |
| 7. 報償費 | 60,000 | 0 | 60,000 |
| 8. 職員旅費 | 11,000 | 0 | 11,000 |
| 8. 赴任旅費 | 4,688,000 | 0 | 4,688,000 |
| 8. 作業旅費 | 272,000 | 0 | 272,000 |
| 8. 帰宅旅費 | 781,000 | 0 | 781,000 |
| 9. 庁費 | 5,814,000 | 0 | 5,814,000 |
| 9. 器具整備費 | 55,000,000 | 0 | 55,000,000 |
| 9. 収容諸費 | 12,769,000 | 0 | 12,769,000 |
| 9. 作業諸費 | 4,589,000 | 0 | 4,589,000 |
| 9. 看守等被服費 | 1,568,000 | 0 | 1,568,000 |
| 9. 収容者被服費 | 1,700,000 | 0 | 1,700,000 |
| 9. 物品税 | 50,000 | 0 | 50,000 |
| 9. 土地借料 | 641,000 | 0 | 641,000 |
| 9. 各所修繕 | 2,449,000 | 0 | 2,449,000 |
| 9. 会議費 | 108,000 | 0 | 108,000 |
| 9. 収容者食糧費 | 28,470,000 | 0 | 28,470,000 |
| 10. 原材料費 | 26,453,000 | 0 | 26,453,000 |
| 17. 交際費 | 50,000 | 0 | 50,000 |
| 更生保護官署 | 283,861,000 | 256,579,000 | 27,282,000 |

| 項 目 | 昭和27年度要求額 (円) | 前年度予算額(円) | 比較増減(△)(円) |
|----------------|-----------------------|-----------------------|----------------------|
| 2. 職員給与 | 178,236,000 | 163,405,300 | 14,830,000 |
| 4. 超過勤務手当 | 25,254,700 | 19,022,900 | 6,231,100 |
| 5. 委員手当 | 13,000 | 13,200 △ | 200 |
| 6. 退職者給与 | 1,942,000 | 0 | 1,942,000 |
| 6. 諸謝金 | 26,863,000 | 26,862,500 | 500 |
| 7. 報償費 | 440,000 | 440,000 | 0 |
| 8. 職員旅費 | 6,673,000 | 6,594,900 | 78,100 |
| 8. 赴任旅費 | 2,158,000 | 2,066,300 | 91,700 |
| 8. 仮釈放等審査旅費 | 16,900,000 | 15,022,000 | 1,878,000 |
| 8. 視察官保護司研修旅費 | 3,579,000 | 3,579,300 △ | 300 |
| 9. 庁費 | 20,112,000 | 18,042,800 | 2,069,200 |
| 9. 庁舎借料 | 418,000 | 462,000 △ | 44,000 |
| 9. 会議費 | 1,080,000 | 924,800 | 155,200 |
| 14. 更生保護研究委託費 | 143,000 | 143,000 | 0 |
| 17. 交際費 | 50,000 | 0 | 50,000 |
| 更生保護会補助 | | | |
| 16. 更生保護会補助金 | 20,681,000 | 17,766,000 | 2,915,000 |
| 補導援護費 | 141,032,000 | 120,239,000 | 20,793,000 |
| 8. 補導援護旅費 | 23,204,000 | 22,237,100 | 966,900 |
| 9. 庁費 | 15,077,000 | 7,850,900 | 7,226,100 |
| 14. 更生保護委託費 | 27,151,000 | 27,151,000 | 0 |
| 18. 保護司実費弁償金 | 75,600,000 | 63,000,000 | 12,600,000 |
| 法務府所管合計 | 16,438,588,000 | 14,651,783,000 | 1,786,805,000 |

六 法務府所管特別会計昭和26年度歳入歳出予算額

| 款 項 目 | 昭和27年度予定額 (円) | 昭和26年度予算額 (円) | 比較増減(△)(円) |
|-----------------|--------------------|--------------------|-------------------|
| 歳 入 | | | |
| 解散団体財産売却収入 | | | |
| 財産売却収入 | | | |
| 1. 財産売却収入 | 301,998,000 | 202,334,000 | 99,664,000 |
| 解散団体財産管理収入 | | | |
| 財産管理収入 | | | |
| 1. 財産管理収入 | 600,000 | 2,400,000 △ | 1,800,000 |
| 雑収入 | | | |
| 雑収入 | | | |
| 1. 雑収入 | 1,200,000 | 3,600,000 △ | 2,400,000 |
| 前年度繰越資金受入 | | | |
| 前年度繰越資金受入 | | | |
| 前年度繰越資金受入 | 0 | 80,000,000 △ | 80,000,000 |
| 歳 入 合 計 | 303,798,000 | 288,334,000 | 15,464,000 |
| 歳 出 | | | |
| 解散団体債務償還金 | | | |
| 1. 解散団体債務償還金 | 12,000,000 | 63,000,000 △ | 51,000,000 |
| 朝鮮人福利厚生事業交付金 | | | |
| 1. 朝鮮人福利更生事業交付金 | 10,000,000 | 50,000,000 △ | 40,000,000 |
| 一般会計へ繰入 | | | |
| 1. 一般会計へ繰入 | 266,798,000 | 173,334,000 | 93,464,000 |
| 諸支出金 | | | |
| 1. 諸払戻金 | 15,000,000 | 2,000,000 | 13,000,000 |
| 歳 出 合 計 | 303,798,000 | 288,334,000 | 15,464,000 |

七 昭和26年度法務官署營繕費

(附 昭和27年度要求額 △建設省經由)

| 事 項 | 昭和26年度予算額 (円) | 昭和27年度要求額 (円) | 備 考 |
|----------------|--------------------------------|----------------------------------|-----|
| 法 務 本 府 | △ 34,196,000 | △ 634,678,000 | |
| 法務府研修所及檢察科学研究所 | △ 9,243,000 | | |
| 検 察 庁 | △ 126,812,240 220,499,760 | 1,873,651,000 | |
| 法 務 局 | △ 64,655,372 79,237,628 | △ 882,891,000 | |
| 矯正保護管区及研修所 | 7,988,000 | 45,174,000 | |
| 刑 務 所 | 406,947,000 | 2,677,387,000 | |
| 少 年 院 | 279,971,000 | 3,647,804,000 | |
| 少年保護鑑別所 | 38,000,000 | 712,309,000 | |
| 委員会及觀察所 | 19,676,000 | 175,231,000 | |
| 各所新営及修繕 | | 188,933,000 | |
| 計 | △ 234,906,612 1,052,319,388 | △ 1,517,569,000 9,320,579,000 | |
| 合 計 | 1,287,226,000 | 10,838,148,000 | |

Ⅱ 財 産

法務府所管国有財産現在額

(一) 行政財産(公用財産)

| 庁名 | 土 地 | | 立 木 竹 | | 建 物 | |
|-------------------|---------------|----------------|------------------------------------|---------------------------------------|----------------------------|------------------|
| | 数 量 | 価 格 | 数 量 | 価 格 | 数量(延坪) | 価 格 |
| | 坪 | 円 | 数量 | 円 | 坪 | 円 |
| 法務本府 | 16,886.00 | 12,862,156.99 | 木950.00 石 - 束 - | 199,298.00 | 3,069.299 5,738.299 | 150,651,433.36 |
| 裁 判 所 | 43,633.00 | 9,577,358.55 | 288.00 - | 2,530.00 | 7,924.374 14,047.374 | 25,397,064.14 |
| 検 察 庁 | 129,986.00 | 109,130,114.69 | 747.00 17.00 | 178,957.97 2,733.50 | 36,699.850 47,632.350 | 564,521,805.63 |
| 法 務 局 | 131,928.00 | 49,095,122.43 | 1,026.00 - | 82,121.62 | 25,180.497 30,939.497 | 168,595,712.49 |
| 矯正保護 管区本部 | 13,393.78 | 15,682,331.40 | 8.00 - | 852.50 | 2,369.875 3,292.875 | 51,619,698.99 |
| 刑 務 所 | 8,860,247.43 | 100,332,153.37 | 23,682.00 54,762.25 1,000.00 | 369,999.50 151,066.75 35,000.00 | 305,393.868 357,921.194 | 1,174,820,494.10 |
| 少 年 刑 務 所 | 694,582.00 | 11,390,846.61 | 635.00 - | 4,458.42 | 40,819.667 49,016.292 | 173,102,594.44 |
| 拘 置 所 | 105,154.66 | 42,515,838.01 | 132.00 - | 1,733.00 | 22,277.685 32,683.685 | 89,345,866.37 |
| 少 年 院 | 927,801.00 | 20,457,180.14 | 350.00 1,268.00 | 43,749.00 458,070.66 | 33,741.843 37,027.933 | 307,885,520.88 |
| 少年保護 鑑別所 | 69,329.00 | 43,398,906.95 | 140.00 - | 35,644.00 | 13,364.485 15,228.695 | 228,218,262.91 |
| 矯正保護 研修所 | - | - | - | - | 138.000 242.000 | 3,840,216.22 |
| 地方少年 保護 委員会 | 446.00 | 309,088.00 | - | - | 159.000 301.000 | 2,442,463.12 |
| 少年保護 観察所 | 55,842.00 | 8,801,922.74 | 128.00 - | 10,730.00 | 3,254.250 4,251.750 | 31,141,633.75 |
| 合 計 | 11,049,228.87 | 423,553,019.88 | 28,526.00 56,047.25 1,000.00 | 930,074.01 611,870.91 35,000.00 | 494,392.693 598,322.944 | 2,971,582,776.40 |

昭和26年3月31日現在

| 工 作 物 | 法第2条第1項 第5章に掲げ る 権 利 | | 船 舶 | | 機 械 器 具 | 合 計 |
|----------------|----------------------------|-----------|------------------------------|--------------------------------------|---------------|------------------|
| | 価 格 | 数 量 | 価 格 | 数 量 | | |
| 円 | 坪 | 円 | 隻 屯 | 円 | 円 | 円 |
| 33,498,630.16 | - | - | - | - | - | 197,211,518.51 |
| 4,131,642.91 | - | - | - | - | - | 39,108,595.60 |
| 79,147,826.97 | 21 | 1,267.50 | - | - | - | 752,982,706.26 |
| 12,928,204.33 | 181 | 13,267.40 | - | - | - | 230,714,428.27 |
| 7,144,995.47 | - | - | - | - | - | 74,447,878.36 |
| 239,223,804.00 | - | - | 2 10.50 4 8.00 14 | 5,708.70 89,470.00 9,109.00 | 57,334,304.30 | 1,572,371,109.72 |
| 67,646,936.39 | - | - | 2 63.32 4 | 109,415.66 2,253.10 | - | 252,256,504.62 |
| 56,859,837.73 | - | - | - | - | - | 188,723,275.11 |
| 61,206,395.20 | - | - | 0 0 0 0 1 | 174,000.00 | 633,633.00 | 390,858,548.88 |
| 57,268,958.12 | - | - | - | - | - | 328,921,771.97 |
| 632,890.72 | - | - | - | - | - | 4,473,106.94 |
| 131,878.02 | - | - | - | - | - | 2,883,429.14 |
| 3,316,602.52 | - | - | - | - | - | 43,270,889.01 |
| 623,138,602.54 | 202 | 14,534.90 | 2 10.50 6 71.32 19 | 5,708.70 198,885.66 185,362.10 | 57,767,937.30 | 4,078,223,762.40 |

備考

1. 裁判所は現在最高裁判所にて使用中。
2. 検察庁の内浦和、前橋、長野、大阪、神戸、山口、福岡、佐賀、長崎、熊本、
3. 法務局の内横浜、浦和、長野、奈良、福岡、大分、熊本、福島、函館、松山は
4. 矯正保護管区本部は東京、大阪、名古屋、広島、福岡、札幌、高松の七カ所と
5. 刑務所は全庁分。
6. 少年刑務所は川越、水戸、松本、八王子、姫路、奈良、岩国、佐賀、盛岡、函
7. 拘置所は東京、京都、大阪、神戸、名古屋の五カ所とす。
8. 少年院は多摩、東京、愛好女子、千葉星華、茨城農芸、榛名、印幡、八街、関
9. 少年保護鑑別所は全庁分。
10. 少年保護観察所は東京、横浜、浦和、千葉、前橋、静岡、甲府、新潟、大阪、
- 本、宮崎、仙台、福島、山形、秋田、札幌、旭川、高松、徳島の三十一カ所と
- 尚関東、近畿地方少年保護事務局の三カ所を含む。

4056

仙台、盛岡、秋田、札幌、函館、松山、高知はいずれも裁判所庁舎一部供用す。
いずれも裁判所庁舎一部供用す。
す。

館、愛知、新光学院の十二カ所とす。

東医療、東海農芸、有明、新潟、浪速、交野女子、宇治、京都、神戸、加古川、四国

神戸、奈良、大津、名古屋、福井、金沢、富山、広島、山口、岡山、福岡、長崎、熊
す。

(二) 普通財産

イ (一般会計)

| 庁名 | 土地 | |
|------|-----------|----------------|
| | 数量 | 価格 |
| 法務本府 | 9285.00 歩 | 1,124,756.18 円 |
| 法務局 | 3,0420.10 | 204,466.61 |
| 刑務所 | 1,1406.00 | 214,507.92 |
| 計 | 5,1111.10 | 1,543,730.71 |

ロ (解散団体財産収入金特別会計)

| 庁名 | 土地 | | 建物 | | 工作物 |
|-------------|--------------|-----------------|--------------------------|------------------|-------------|
| | 数量 | 価格 | 数量(延坪) | 価格 | 価格 |
| 解散団体財産売却理事会 | 13,9107.65 歩 | 20,300,696.59 円 | 18,985.463 35,459.454 | 245,918,963.94 円 | 38,440.00 円 |
| 計 | 13,9107.65 | 20,300,696.56 | 18,985.463 35,459.454 | 245,918,963.94 | 38,440.00 |

| 立木竹 | | 工作物 | 計 |
|-----|--------|----------|--------------|
| 数量 | 価格 | 価格 | |
| 本石束 | - | 円 | 円 |
| - | - | - | 1,124,756.18 |
| 54 | 133.10 | 904.19 | 205,503.90 |
| 0 | 0 | 0 | 216,18 |
| 0 | 0 | 0 | 214,724.10 |
| 54 | 133.10 | 1,120.37 | 1,544,984.18 |
| 0 | 0 | 0 | |
| 0 | 0 | 0 | |

| 機械器具 | 法第2条第1項第号に掲げる権利 | | 有価証券その他 | | 計 |
|--------------|-----------------|--------------|---------|--------------|------------------|
| | 価格 | 数量 | 価格 | 数量 | |
| 515,750.00 円 | 14 坪 | 158,000.00 円 | | 273,593.00 円 | 267,205,443.50 円 |
| 515,750.00 | 14 | 158,000.00 | | 273,593.00 | 267,205,443.50 |

第三篇 本 府

I 内部部局

○ 局課分掌業務の目的及び実施概要

一 法制意見部

1 法制意見長官総務室

A 目的

法制意見長官総務室においては、法制意見長官所属各局——法制意見第一局、同第二局、同第三局及び第四局——の指揮監督に関する事務を掌る。すなわち、法務総裁の権限に属し、又はその管理する事務のうち、(イ) 法律問題に関する政府の最高顧問としての内閣並びに内閣総理大臣及び各省大臣に対する意見の陳述勧告に関する事務、(ロ) 内閣提出の法律案及び政令案の審議立案に関する事務、(ハ) 条約案の審議に関する事務、(ニ) 内外及び国際法制の調査に関する事務（法務府設置法第1條第2項、第3項）について法務総裁を補佐する法制意見長官の指揮監督を受けて、長官所属各局の事務の連絡調整を図るのである。

B 業務の実施状況

総務室の事務の内容としては、部内の事務の連絡調整、予算の編成、部内の組織に関する事項、部内の人事、会計及び庶務、部外との連絡等管理的・行政的事務が主であるが、併せて部内各局の本来の事務についても、長官を助けて一般的にこれを監督する。

上に述べた長官所属各局の事務は、いずれも民主主義の基調をなす「法による政治」を実現するための基礎を作るものであつて、その広さにおいて極めて広はんな法律分野にまたがり、かつその深さにおいて特に高度の専門的知識を必要とする困難かつ大切な仕事であるが、講和条約を控え今後幾多の新法令の制定と旧法令の改廃を控え、われわれの当面する法律問題もますます多きを加えることが予想されるので、内外関係機関の協力を得て、一層高度の法律的識見と法律技術を具えた職員の充実を図り、各局の事務の遂行に

遺憾のないよう努めたいと思う。

2 法制意見第一局

A 目 的

法務総裁は、法律問題に関する政府の最高顧問として、内閣並びに内閣総理大臣及び各省大臣に対し、意見を述べ、又は勧告するという重要な任務をもっているが（法務府設置法第1条第2項）、法務総裁のこの意見の陳述又は勧告に関する事務を補佐する機関として、法制意見長官の下に、法制意見第一局が置かれているのである（同法第6条第1項第1号）。その他、この局は、法務府設置法上、民事、刑事以外のあらゆる内外及び国際法制並びにその運用に関する調査研究をも行うことになっているが（同法第6条第1項第2号）、その仕事の重点は、何といても、上に掲げた意見の陳述又は勧告に関する事務である。

このような仕事をする官庁は、旧憲法時代には全くなかつたもので、昭和23年2月15日司法省が廃止され、同時に法務庁が設置された際に、この意見・勧告及び調査研究に関する事務を処理するため、あらたに、設置されたのであるが、昭和24年6月1日法務庁が法務府に改組されるに及んでこの事務は従来のいわゆる法制関係の事務とともに、法制意見長官によつて統轄されることとなり、その後現在に至るまで法制意見長官の下に、法制意見第一局において、これを処理してきているのである。

意見の陳述又は勧告は、法務府設置法上の規定の正面からいえば、法務総裁が内閣、内閣総理大臣及び各省大臣に対してすることになっているが、従来、この本来の任務に附随して、総司令部、国会、地方公共団体等からの照会にも応じ意見を陳述してきた。しかしながら、地方公共団体からの照会については、それと同一又は類似の問題について、すでに当該法令の所管行政庁から、見解が表明されている場合が多いし、また、地方公共団体からの照会は逐年増加をたどっているため、これに対してすべて回答をなすことは本来の任務をおろそかにすることとなるおそれも生じて来たので、本年8月22日以降の受理に係る地方公共団体の照会は原則として、所管行政庁に廻付することとし、当該行政庁からあらためて意見を求めて来た場合にのみ意見を

表明する取扱としたのである。

この仕事は法務総裁の任務のうちでも、最も重要なものであつて新憲法によつてすべての法律、命令及び行政処分が裁判所による審査に服することとなつた結果、政府のなす法令の立案、解釈及びその適用が憲法その他の法令に違反し、後日裁判所によつて違法の判断を受け、国政上の混乱を引き起こすことのないように、政府の最高法律顧問として行政各部に法律上の意見を陳述又は勧告するものである。いいかえれば、この局の担当する法律上の意見の陳述又は勧告は、いわゆる行政解釈として最高の権威をもつものであつて、あたかも、司法裁判所の法律解釈が終局的には最高裁判所によつて統一されるのとその軌を一にするものである。しかしながら、この意見の陳述又は勧告は、純粹に法律問題に限つて行われるものであつて、事実の認定や政策に関する問題を取扱うのではない。従つて、法律問題である限り、どんな問題でもこれを回避することはできないが、その範囲を超えた事実認定の問題や政策に関する問題は、その権限外にある。

次に、内外及び国際法制並びにその運用に関する調査研究（民事及び刑事に関するものを除く。）であるが、これは、大局的な見地から基礎的かつ計画的に行われる場合もあり、特別の法律問題について、必要な限度で行われる場合もある。

B 業務の実施状況

さて、昭和26年1月1日から同年12月31日の間において、この局の処理した事務をふりかえつてみれば、おおむね次の如くである。

1) 意見・勧告

法令の疑義に関する照会は、文書によるものと口頭又は電話によるものがあることは、従来通りである。この局の任務が次第にひろく理解され、かつその意見・勧告が重視せられてきたために、その件数は、逐年増加してきたのであるが、前に述べた通り、本年8月22日以降の受理に係る地方公共団体の照会は、原則として該当法令の主管行政官庁に廻付することとしたために、照会件数においては前年度とほぼ同数であるにもかかわらず、正式の意見陳述の件数は減少した。その比較を示せば、昭和25年度においては照会221件（月平均18.4件）、意見回答102件であつたのに対し、昭和

26年度においては、照会 207 件（月平均17.3件）、意見回答87件、廻付43件となつている。その外に口頭又は電話による照会は、休日を除いては、ほとんど毎日これを受けており、日に数件を上廻ることもめずらしくない状態である。これらの意見・勧告がどのような機関に対してなされたかをみると、文書によるものの傾向は、別表(2)に示される通りである。

次に、意見・勧告のうち、どのような法令のどのような点が問題となつたかを、文書によつたものについて、実質的に整理してみると、別表(3)の通りであつて、地方自治関係が最も多く、次に、司法、一般行政、経済、行政組織、憲法、財政、社会、管理法、国会関係という順序になつている。このような意見・勧告のうち、主要なものを内容別に説明して見れば、一般行政通則のものとしては、刑事判決の行政処分の効力に及ぼす影響に関して、刑罰法規の違反を理由としてなされた行政庁の処分の効力は、刑事事件における無罪の判決によつて直ちに影響をうけるものではない旨の意見や、地方公共団体の公園の一時使用に関して、その使用関係に借地法の適用がないという意見等がある。また、法律と地方公共団体の条例又は規則との関係について、法律が、一定の行政目的の下に、一定の行為をすることについて届出を要する旨を定めている場合は、それが単に届出をもつて足るものとする趣旨であると認められるとともに、地方公共団体が条例または規則によつて、同様の目的から右の行為を禁止し、又は制限することが出来ない旨の意見がある。次に、議会関係のものとしては、地方公共団体の議会の応訴能力に関して普通地方公共団体の長が地方自治法第176条5項により議会を被告として裁判所に出訴した場合、議会在これに応訴するには、特にその旨の議決を必要とするものでない旨の意見がある。また、議会に関連をもつものとしては、教育委員会の予算提出権をめぐる同委員会と地方公共団体の長との権限争議の問題があるが、これについて、教育委員会の送付に係る歳出見積については、地方公共団体の長はできるだけすみやかにこれを予算として議会に提出しなければならず、地方公共団体の長は、その定める款項の区分により整理された教育委員会の送付に係る歳出見積について款項を削除することができるし、議会は、その款項を議決によつて復活することができるとの意見がある。公務員関係としては、

地方公務員、教育公務員の身分関係、労働関係のものが圧倒的に多い。警察予備隊の警察官に対する公務災害補償についての意見、休職を命ぜられた地方公務員の復職に関する意見、公立学校の校長及び教員に対するその意に反する転任が地方公務員法にいう「不利益処分」に該当するか否かの意見、地方公務員の職員団体の登録資格に関する意見等である。ここで便宜上労働関係の問題について附言すれば、公共企業体労働関係の適用上、公共企業体の旅費規則や巡視の服務規程や解雇の条件が団体交渉の対象となりうるかどうかに関する意見や、国外で施行される土木建築工事に関する労働者災害補償保険法の適用に関する意見等があり、戦後新たに開拓された分野であるだけに、常に新しい法律問題が提出されてくる。次に、警察関係では、風俗営業関係のものが多く、第一には、風俗営業に関する条例についてであり、風俗営業取締法に基く都道府県の条例で風俗営業を営む者の身分的な営業資格を定めることはできない等という意見があり、第二には、浴場、旅館業営業許可そのものについて私法上の権利関係に争があつても、許可を与える場合、許可権者は、何ら拘束されないという意見がある。その他警察関係としては、管轄区域外における警察官の職権行使に関する意見や、狩猟免許有効期間満了後における残火薬類の所持が火薬取締法に違反しないかどうかを判断した意見等がある。以上のほか、県公安委員会の処分に関する訴願を提起すべき行政庁の有無に関する意見、国民金融公庫の資金の貸付と憲法第89条との関係に関する意見、民事訴訟法第77条の訴訟告知に民事訴訟用印紙法による印紙を貼用すべきか否かについての意見、公立小中学校の授業料に関する意見等がある。このように、意見・勧告は、行政官庁の所掌するあらゆる法律問題にわたつているが、これらの意見・勧告は結論だけを示すという方法をとらず、つとめてその理由を明らかにし、これを受ける者が、できるだけ納得のゆくように説明することとしている。

以上、意見・勧告の大体の傾向を示したのであるが、この事務は、さきにも述べた通り、極めて重要なもので、その結論の如何によつては、国の政策を左右することなしとしないので、その取扱には特に慎重を期している。しかしながら、法律の解釈にはおのずから一定の限界があるのであつ

て、白を黒といいきるわけには行かないし、また仮りに一応の理窟はつくとしても、その結論が司法裁判所の判断を受けた場合に排斥されるようなことになると、却つて国政の混乱を引き起すような結果になるので、必ずしも、政府機関の当面の要望に添いうるとは限らない。根本は、いかにして公正な結論を得るかに努力を集中することにあるのであつて、公正な結論を照会者に与えることこそが法治主義の精神にそうゆゑんであることはいふまでもないところである。

このような方針の下に、文書によつて意見の陳述又は勧告を行うには、いずれも主任官が、関係庁の意見をきく等周到な調査をした上で、必らず局長を中心とした局の全体会議を開き、十分検討し結論を得た後、主査係官が文案を作り、さらにこれを再審査した上、法制意見長官又は法務総裁の決裁を経て、回答又は勧告を発するものであつて、時には法制意見長官を囲んで会議を開くこともある。口頭又は電話によるもので、重要なものについては、これと同様な方法をとるが、その多くはそれほど複雑ではないから、適宜主任から答えた後に、事後審査の形式でその照会及び回答に関する報告を、文書による場合と同様に、関係官が検討し、万一訂正すべき点を発見したときは、直ちに訂正の手続をとるようにしている。

而して、このようにして決定した意見・勧告は、その関係するところ一行政庁にとどまらない場合が多いから、文書によつた場合には、それぞれ写を関係庁に送付するようにしている。

なお、この意見・勧告については、法制意見第四局資料課の編さんにかかる「法務総裁意見年報」が発行される外、「法曹時報」、「時の法令」その他の刊行物にその主要なものの全文又は要旨が掲載されている。

2) 調査研究

基礎的かつ計画的な調査研究としては、昨年にくみ及ぶわが国における不当労働行為法の調査研究の外、新憲法実施後における判例を通じてみた行政法の研究を行つている。時々の法律問題に伴う調査研究としては、きわめて多岐にわたつたが、特に本年において注目すべきものは、平和条約及び日米安全保障条約の締結に伴う憲法上の諸問題についてであつた。

別 表 (1)

| 年度別 月別 | 昭 和 25 年 度 | | | | 昭 和 26 年 度 | | | |
|-----------|------------|-----------|--------------------|------|------------|-----------|--------------------|------|
| | 受理件数 | 文書による回答件数 | 口頭, 私文, 取下等による処理件数 | 未済件数 | 受理件数 | 文書による回答件数 | 口頭, 私文, 取下等による処理件数 | 未済件数 |
| 前年度より繰越 | 22 | | | 22 | 73 | | | 73 |
| 1 月 | 11 | 7 | 2 | 24 | 10 | 2 | 6 | 75 |
| 2 月 | 17 | 14 | 4 | 25 | 15 | 7 | 5 | 78 |
| 3 月 | 16 | 9 | 8 | 24 | 17 | 3 | 7 | 85 |
| 4 月 | 21 | 8 | 2 | 35 | 13 | 11 | 5 | 82 |
| 5 月 | 21 | 9 | 8 | 39 | 10 | 5 | 7 | 80 |
| 6 月 | 15 | 8 | 3 | 43 | 17 | 13 | 10 | 74 |
| 7 月 | 18 | 7 | 2 | 52 | 29 | 5 | 1 | 97 |
| 8 月 | 17 | 5 | 9 | 55 | 23 | 5 | | 115 |
| 9 月 | 26 | 4 | 7 | 70 | 17 | 7 | 7 | 118 |
| 10 月 | 21 | 9 | 2 | 80 | 23 | 32 | 8 | 101 |
| 11 月 | 22 | 7 | 13 | 82 | 11 | 21 | 7 | 84 |
| 12 月 | 16 | 15 | 10 | 73 | 22 | 20 | 7 | 79 |
| 計 | 243 | 102 | 68 | | 280 | 131 | 70 | |
| 次年度へ繰越 | | | | 73 | | | | 79 |

別 表 (2)

| 庁 名 | 件 数 | 庁 名 | 件 数 |
|----------|-----|---------|-----|
| 裁判官訴追委員会 | 1 | 総理府 本 府 | 5 |
| 会計検査院 | 1 | 地方財政委員会 | 1 |

| | | | |
|--------------|----|----------|--------------|
| 総理府外国為替管理委員会 | 2 | 通商産業省 | 3 |
| 特別調達庁 | 2 | 運輸省 | 4 |
| 法務府 | 10 | 電気通信省 | 2 |
| 外務省 | 1 | 労働省 | 4 |
| 大蔵省 | 2 | 地方公共団体 | 82 内廻付 43 |
| 文部省 | 1 | 政府に準ずる機関 | 3 |
| 厚生省 | 2 | その他 | 1 |
| 農林省 | 4 | 計 | 131 |

=備考=
1. 総理府を除く各府及び省には、その外局を含む。

別表(3)

| 意見・勧告事項別一覧表 (昭26.1.1~同12.31) | | | | | | |
|------------------------------|---------|----------|-------------|---------------------------------|-----------|---|
| | 法令別 | 件数 | 法令別 | 件数 | | |
| (1) 憲法 (附属法令を含む) 関係 | 第20条 | 1 | (3) 行政組織関係 | 警察予備隊令 | 1 | |
| | 第22条 | 1 | | 運輸省設置法 | 1 | |
| | 第26条 | 1 | | 電気通信省設置法 | 1 | |
| | 第29条 | 1 | | 国家公務員法 | 3 | |
| | 第65条 | 1 | | 国家公務員共済組合法 | 1 | |
| | 第72条 | 1 | | 労働基準法の施行に伴う政府職員に係る給与の応急措置に関する法律 | 1 | |
| | 第89条 | 1 | | 国家公務員等に対する退職手当の臨時措置に関する法律 | 1 | |
| | 国家賠償法 | 1 | | 計 | 11 | |
| | 訴願法 | 1 | | (4) 財政 | 国有財産法 | 1 |
| | 計 | 9 | | | 国立病院特別会計法 | 1 |
| 公職選挙法 | 1 | 印刷庁特別会計法 | 1 | | | |
| (2) 国会関係 | 計 | 1 | 国有林野事業特別会計法 | 1 | | |
| | 国家行政組織法 | 2 | 貿易特別会計法 | 1 | | |

| | | | | | |
|------------|-----------------------|------------|---------------|------------|---|
| 関係 | 公団等の予算及び決算の暫定措置に関する法律 | 1 | (7) 社会関係 | 労働関係調整法 | 1 |
| | 予算執行職員の責任に関する法律 | 1 | | 労働基準法 | 1 |
| | 国庫出納金端数計算法 | 1 | | 公共企業労働関係法 | 3 |
| | 会計検査院法 | 1 | | 労働者災害補償保険法 | 1 |
| | 計 | 9 | | 失業保険法 | 1 |
| (5) 地方自治関係 | 地方自治法 | 12 | (8) 経済 | 計 | 8 |
| | 警察法 | 4 | | 証券取引法 | 1 |
| | 教育委員会法 | 3 | | 商品取引所法 | 1 |
| | 地方税法 | 2 | | 公認会計士法 | 1 |
| | 地方財政平衡交附金法 | 1 | | 農村中央金庫法 | 1 |
| | 地方公務員法 | 2 | | 国民金融公庫法 | 1 |
| | 教育公務員特例法 | 3 | | 日本国有鉄道法 | 2 |
| 計 | 27 | (6) 一般行政関係 | 電波法 | 1 | |
| 道路交通取締法 | 1 | | 電信法 | 1 | |
| 風俗営業取締法 | 2 | | 電信線電話線建設条例 | 1 | |
| 火薬類取締法 | 1 | | 森林法 | 1 | |
| 狩猟法 | 1 | | 外国為替及び外国貿易管理法 | 1 | |
| 公衆浴場法 | 1 | | 物価統制令 | 1 | |
| 旅館業法 | 1 | | 計 | 13 | |
| 理容師法 | 1 | | (9) 司法関係 | 民法 | 6 |
| 食品衛生法 | 1 | | | 商法 | 2 |
| 河川法 | 1 | | | 民事訴訟法 | 2 |
| 公営住宅法 | 1 | 民事訴訟用印紙法 | | 1 | |
| 家畜改良増殖法 | 1 | 行政事件訴訟特例法 | | 1 | |
| 教育基本法 | 1 | 刑法 | | 3 | |
| 学校教育法 | 1 | 刑事訴訟法 | | 2 | |
| 計 | 14 | 計 | 17 | | |
| 労働組合法 | 1 | | | | |

| | | | |
|-----------|-----------------|---|---|
| (10) 管理関係 | 昭和21年勅令第233号 | 2 | 備考 (イ) 本表は文書によつて取扱つた意見・勧告の中で具体的に問題となつた事項を取り上げて法令別に整理したものである。従つて、本表の数字は具体的に問題となつた事項にかかるもので、意見・勧告の件数ではない。 (ロ) 政令・省令その他の命令は、いわゆるボツダム勅(政)令を除き、便宜上根拠法律の中に含まれた。 |
| | 航空機等に関する措置に関する件 | 1 | |
| | 工場事業場等の管理に関する件 | 1 | |
| | 連合国人自動車購入登録規則 | 1 | |
| | 計 | 5 | |

(ハ) 憲法については、特に該当条文を掲げることとした。
(ニ) (5)、地方自治関係の欄には、警察、消防及び教育(国の教育を除く)関係を含ませた。

3 法制意見第二・三局

A 目的

法制意見第二局においては、主として外事、財政、金融又は文教に関する事項その他法制意見第三局又は法制意見第四局の所掌に属しない事項に係る法律案及び政令案の審議立案並びに条約案の審議に関する事務を、法制意見第三局においては主として産業、経済、厚生、労働、運輸又は通信に関する事項に係る法律案及び政令案の審議立案に関する事務をつかさどることになつている。(両局の事務分配は、法務府設置法の定めるところと異なつてゐるが、それは、同法第6条第4項の委任規定によつて臨時に事務の変更を行つてゐるからである。)

B 業務の実施状況

法律案が制定される過程には、二つの途がある。その一は、法律案が議員から発議される場合であり、その二は法律案が内閣から提出される場合である。法律案について両局が関与するのは、前者においては内閣より議員に提案を依頼する場合と内閣から提出される後者の場合とであるが、政令は、内閣が制定するものであるからその全部について右両局がこれに関与することは、いうまでもない。(但し、このうち、法務関係の法律案及び政令案については、法制意見第四局の所掌とされているので、右両局はこれに関与しない。)この内閣提出の法律案及び政令案も、両局を中心にして考えると、他の各省(総理府、経済安定本部を含む、以下同じ)で起案されたものを審議

する場合と両局がみずから起案する場合と二つの場合がある。

先ず、各省で起案されたものを審議する場合について述べれば、法律案又は政令案が、それぞれの主務省で起案されると、主務大臣は、その法令案についての閣議を請求する。この閣議請求の書類が内閣総理大臣にあてて提出されると、内閣官房では、これを法務府に回付し、法務府では、法律案又は政令案の内容によつて、これを法制意見第二局又は法制意見第三局の所掌と定めるのである。その局では、主務省担当官の説明に基いて審議を行うのであるが、その法令案の内容が他の各省の所管事務にも関係があるものであるときは、関係各当局の係官の出席を求めて、その意見を徴し、相互の間に意見の相違があるときは、審議の過程において、これを取捨調整し、第一にはその法律案又は政令案が、憲法及びこれに基く一般法体系との間に矛盾がないように、第二には、各規定の表現がその立法の目的を達成する上において正確であり、用語その他法文の形式が適当であるように各条ごとに綿密な検討を加え、原案に対して必要な加筆修正をほどこすのである。かくて最後の仕上げがなされ、法制意見長官の補佐に基いて、法務総裁がその法律案又は政令案を閣議決定してよいと認めるに至つたときは、先に回付された閣議請求の書類を内閣官房を経て閣議に送り、閣議決定があつたとき内閣としての意思が確定するのである。若し、その案件が政令案であれば、それは閣議決定により成立し、直ちに公布の手續がとられるが、法律案であれば、閣議で決定の上国会に提出される運びとなり、これで内閣の手を離れることになるわけである。この場合に、議員に提案を依頼するものについては、内閣官房は閣議了解(又は閣議決定)後、与党に対し依頼の手續をとるのである。

次に、両局で起案する場合は、その法律案又は政令案が直ちに法務総裁から閣議に提出の運びとなることは、いうまでもない。

さて、昭和26年1月1日より12月末日までに両局関係で審議立案された法律案及び政令案の件数は、次の通りである。

| | | 法律案 | 政令案 | 条約案 | 計 |
|------|---------|---------|-----|-----|---------|
| 法制意見 | 外事関係 | 8 | 16 | 20 | 44 |
| | 財政、金融関係 | 108 (2) | 128 | | 236 (2) |
| | 文教関係 | 18 (1) | 9 | | 27 (1) |

| | | 法律案 | 政令案 | 条約案 | 計 |
|---------|---------|----------|-----|-----|----------|
| 第二局 | その他 | 47 (8) | 62 | | 109 (8) |
| | 小計 | 181 (11) | 215 | 20 | 416 (11) |
| 法制意見第三局 | 産業、経済関係 | 53 (11) | 105 | | 158 (11) |
| | 厚生関係 | 16 (2) | 14 | | 30 (2) |
| | 労働関係 | 4 | 5 | | 9 |
| | 運輸関係 | 24 (3) | 27 | | 51 (3) |
| | 通信関係 | 19 | 6 | | 25 |
| | 小計 | 116 (16) | 157 | | 273 (16) |
| | 総計 | 297 (27) | 372 | 20 | 689 (27) |

註 括弧内は、議員に提案依頼のものを表わす。

4 法制意見第四局

A 目的

1. 司法制度、民事及び刑事に関する内外及び国際法制並びにその運用に関する調査研究。

この目的を達成するために、自ら調査研究を行うほか、次の三つの方法が行われている。

(1) 調査委託

学者その他の権威者に対し調査を委託するもので、当面は、主として所管法令の立案につき特に必要と思われるものに重点を置いている。

(2) 法務研究

毎年一度研究題目を選定し、法務府部内の職員を研究員に委嘱して一定期間専心研究をさせ、その結果を法務研究報告書として印刷し部内に配布するもので、その成果は、学界、実際界にも権威あるものとして重用されている。

(3) 翻訳

英、独、仏その他数カ国語にわたる資料につき調査研究の目的のため外部の専門家、時に部内の人に委嘱するものである。

更に、民事、刑事、司法制度に関する凡ての基本法、すなわち民法、商法、刑法、民事訴訟法、刑事訴訟法等の立案は、当局が原案として立

案する任に当ることになつているので、そのための調査研究を為し、更に国会への提出説明の衝にも当つている。

2. 主として法務に関する事項に係る法律案及び政令案の審議立案。

法務府内の他の部局が原局として立案したものは必ず当局で審議する。また他省で立案した法令案で法務に関するものについては、法制意見第二局、又は法制意見第三局との共管の下に審議を行つている。

3. 法制審議会に関する事項。

法制審議会は法務総裁の諮問機関として、民事法、刑事法その他法務に関する基本的な事項について改正立案を要する場合、法務総裁の諮問に応じて、その事項につき調査審議をするものであるが、当局はこの法制審議会の庶務その他に関する事務を掌つている。

B 業務の実施状況

1. 調査研究

(1) 調査委託

本年中に調査を委託した主なものは、

- (a) 第7回ヘーグ国際私法会議の議題である下記条約案、質問書等についての調査研究
 - (i) 動産の国際的売買の場合における所有権の移転に関する質問書
 - (ii) 動産の国際的売買に関する司法管轄についての質問書
 - (iii) 契約の成立に関する質問書
 - (iv) 扶養義務に関する質問書
 - (v) 会社等に関する条約案に関する質問書
 - (vi) 有体動産に関する法律の牴触についての条約草案
 - (vii) 反致に関する条約案
 - (viii) 以上の議題に関連する会議資料
- (b) 国際私法統一協会会議の議題である「有体動産国際売買統一法案」等についての調査研究
- (c) 日本との平和条約第15條、第17條 (b) 及び附属議定書の問題点に関する研究

- (d) 沖縄島村内法に関する研究
- (e) 民事上訴制度に関する立法例の調査
- (f) 最近におけるフランス商法の改正に関する研究
- (g) 最近におけるフランス民法の改正に関する研究
- (h) 民事訴訟法改正の問題点についての調査
- (i) 刑事訴訟法改正の問題点についての調査
- (j) 婦女子及び児童の売買に関するフランス刑法の研究
- (k) 刑事第一審及び控訴審公判手続の改正に関する調査研究
- (l) 米英における強制執行制度の調査研究
- (m) 米英における保全処分制度の調査研究
- (n) レエフェリー・マスターその他裁判補助機関の総合的研究
- (o) 欠席裁判制度の比較法的研究

(2) 法務研究

本年の研究題目と研究員の氏名をあげると次のとおりである。

昭和26年度法務研究

| 研究事項 | 所属庁と官職名 | 研究員 |
|----------------------------|----------------|------|
| 治安判事制度の研究 | 法制意見第四局検事 | 玉重一之 |
| 不動産登記の実務及びその改善に関する研究 | 宇都宮地方法務局法務府事務官 | 篠塚一郎 |
| 実務上からみた供託制度の研究 | 東京法務局法務府事務官 | 中川庫雄 |
| 社会的司法補助制度について | 中央矯正保護研修所教官 | 西村克彦 |
| 日本における人権に関する歴史的考察 | 人権擁護局法務府事務官 | 渡辺美恵 |
| 宣告猶予制度について | 東北地方少年保護委員会委員長 | 藤井尚三 |
| 集団犯罪における捜査及び立証方法についての実証的研究 | 検務局公安課検事 | 辻辰三郎 |

紙幣有価証券等偽造犯の実証的研究

| | |
|-------------------------------|----------------|
| 東京地検検事 | 内堀美通彦 |
| 告訴告発事件の態様処理の現状並びに処理改善方策について | |
| 前橋地検検事 | 石原定美 |
| 黙否権に関する英米の立法例及びその運用状況についての | |
| 実証的研究 | 神戸地検検事 石丸清美 |
| 検察官控訴事件の総合的研究 | |
| 名古屋地検検事 | 片桐孝之助 |
| 米英両国の刑事裁判における挙証責任の具体的運用について | |
| の研究 | 広島地検検事 田村弥太郎 |
| 検察事務課の事務合理化方策(特に各係の事務を総合する事 | |
| 務規定及び簿冊の基準案作成) | 東京地検副検事 根本真儀 |
| | " 戸谷定吉 |
| 検察庁自体監査方法(徴収金, 証拠品, 会計事務について) | |
| の研究 | 長野地検検察事務官 沼田三二 |
| | " 佐藤誠 |

(3) 翻譯

| 欧文和訳 | | 和文欧訳 | |
|---------------|-------|------|----|
| 件名 | 枚数 | 件名 | 枚数 |
| 仏国行政法 | 2188枚 | なし | |
| 米国会社法 | 1419枚 | | |
| 米国訴訟手続初歩 | 480枚 | | |
| 行政争訟手続 | 361枚 | | |
| 米国行政手続法 | 243枚 | | |
| 加州司法審議会第10回報告 | 218枚 | | |
| 英国会社法 | 196枚 | | |
| 米国会社整理法 | 47枚 | | |
| 仏国刑法 | 43枚 | | |
| 第7回国際私法会議資料 | 443枚 | | |
| | 5638枚 | | |

(註) この枚数は、400字詰原稿用紙に書かれた日本文の枚数であり、事件欄掲記のものは外部に依頼したもののみであつて、この外に内部で翻訳したものは「会社更生法」「商法の一部を改正する法律施行法」「民事調停法」その他100件の多きを数える。

以上に掲げたほか、平和条約の成立に伴い、わが国が加入の義務を負つた「外国仲裁判断の執行に関する条約」その他の調査研究、主として英国における法律扶助制度の調査等がある。

2. 立 案

(1) 民事、刑事及び司法制度に関する基本法等につき当局が原局として立案し、公布されたものをみると次のとおりである。

| 国 会 別 | 法 律 |
|--------|-----|
| 第 10 回 | 8 件 |
| 第 11 回 | — |
| 第 12 回 | 4 件 |

○第10回国会に提出のもの

(イ) 裁判所職員定員法（裁判所職員の定員に関する法律の全部改正）
家庭裁判所における事件の増加等に伴う裁判官その他の裁判所職員の増員、裁判所法の一部改正に伴う家事調査官及び家事調査官補の定員を規定したものである。

(ロ) 裁判所法等の一部を改正する法律

家庭に関する事件の審判及び調停に必要な調査の事務等をつかさどらせるため、家庭裁判所に家事調査官及び家事調査官補を置き、家庭裁判所の成人の刑事事件に関する権限の拡張等を規定したものである。

(ハ) 下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律

土地の状況及び交通の便否等にかんがみ、全国を通じ三簡易裁判所を新設し、四簡易裁判所の管轄区域に変更を加えたものである。

(ニ) 訴訟費用等臨時措置法の一部を改正する法律の一部を改正する法律（但し、本件は議員に提案を依頼したもの。）

一般公務員の恩給の増額に応じ、昭和25年12月31日以前に給与事由の生じた執行吏の恩給の増額を規定したものである。

(ホ) 商法の一部を改正する法律施行法

商法の一部を改正する法律（昭和25年法律第167号の施行に伴い、新旧両法の適用関係等について必要な経過的措置を講じたものである。

(ヘ) 商法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律

商法の一部を改正する法律の施行に伴い、関係法律を整理したものである。

(ト) 有限会社法の一部を改正する法律

商法の一部を改正する法律（昭和25年法律第167号）による商法（明治32年法律第48号）の改正に伴い、有限会社法（昭和13年法律第74号）の一部を改正し、且つ、この改正法律の施行に必要な経過的措置を講じたものである。

(チ) 民事調停法（議員に提案を依頼）

裁判所の行う調停に関する各種の法規を、その連用の実績にかんがみ、改正し、統合したものである。

○第12回国会に提出のもの

(イ) 裁判所職員定員法等の一部を改正する法律

司法行政事務の簡素化に伴い、裁判官以外の裁判所の職員の定員を改正したものである。

(ロ) 裁判所職員臨時措置法

裁判官及び裁判官の秘書官以外の裁判所職員の一般職から特別職への切替に伴い、これに適用すべき官職の基準等を規定したものである。

(ハ) 裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律

一般職の職員の給与の増額に伴い裁判官の報酬を増額したものである。

(ニ) 検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律

検察官以外の一般職の職員の給与の増額に伴い検察官の俸給を増額したものである。

なお、一言附記しなければならないことは、裁判所に関する法律の立案は、本局の所轄に属している関係上、これについて裁判所の管轄に関する職務がある。これは「下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律」(昭和22. 4. 16 法律第63号)に基くもので、これは憲法第76条第1項及び裁判所法第2条第2項の規定によつて高等裁判所以下の下級裁判所の設立及び管轄区域について規定したものであるが、これらの裁判所をあらたに設立したり、その管轄区域を変更する場合や、行政区画の廃合や名称の変更がある毎にこの法律の変更を要するわけである。下級裁判所の数は全国で674箇所支部を合せると1,144箇所にも及ぶので、これに関する事務は極めて複雑なものとなつており、各地から陳情や、行政区画の変更がある毎に各方面の意向も参酌して改正法律案を決定し、提出しなければならない。又裁判所に対応する検察庁の名称及び位置を定める政令の改正に関する職務をも併せ行つているわけである。

○政令としては次の4件がある。

(イ) 政令第34号

執行吏国庫補助基準額令の一部を改正する政令

一般の政府職員に対する給与は、7,980円ベースに基いて支給されているが、執行吏に支給される国庫補助金の基準額は6,307円に止まつているので、これを一般政府職員に準じて増額したものである。

(ロ) 政令第330号

連合国人に対する刑事事件等特別措置令及び占領目的阻害行為処罰令の一部を改正する政令

昭和26年9月22日附連合国最高司官の覚書により、占領軍要員が犯した場合を除き、一切の占領目的に有害な行為に係る事件について、日本の裁判所が裁判権を行使することができることとしたものである。

(ハ) 政令第139号

最高検察庁の位置並びに最高検察庁以外の検察庁の名称及び位置を定める政令の一部を改正する政令

下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律(昭和22年法律第63

号)の一部改正に伴い、最高検察庁以外の検察庁の名称及び位置を定める政令の一部を改正したものである。

(ニ) 政令第140号

検察審査会の名称及び管轄区域等を定める政令の一部を改正する政令

下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律(昭和22年法律第63号)の一部改正に伴い、検察審査会の名称及び管轄区域等を定める政令を改正したものである。

(2) 現在国会に提出中の法案は次のとおりである。

(イ) 会社更生法案

(ロ) 破産法及び和議法の一部を改正する法律案

(ハ) 裁判所侮辱制裁法案

(ニ) ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する法律案

(3) 現在立案審議中の法案として重要なものは

(イ) ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く法務府関係諸命令の措置に関する法律案

(ロ) 平和条約の実施に伴う民事判決の再審査等に関する法律案

(ハ) 平和条約の実施に伴う刑事判決の再審査等に関する法律案

その他数件がある。

(4) 法案審議

法務府内各局課から回付された法律案で、当局において審議されたものは、不動産登記法の一部を改正する法律案、住民登録案等10件があり、政令案は、土地改良登記令案、外国人の商号に関する臨時措置令の一部を改正する政令案等17件がある。

なお本年中における附随的な事業として、昨年に引続き、官房情報課と協力して、改正商法施行に必要な普及宣伝を行つたこと、局長が10月中旬から11月上旬の間へーグにおいて開催せられた第7回国際私法会議及び国際私法統一協会会議に出席参加し、なお欧米における司法の状況を調査視察して、帰国したこと等を挙げなければならない。

◎ 法制審議会

〔註〕 法制審議会の26年度における業務の実施状況については、Ⅱ 附属機関
三 法制審議会の条下に詳記してある。

Ⅰ 法規課

A 業務内容

法規課のつかさどる事務は、法務府設置法及び法務府組織規程にあるように「内外法令の収集及び整備に関する事項、判例の収集及び整備に関する事項、法令集等の編さん刊行に関する事項」ということになっている。而してここにいわゆる法令、判例の「整備」の事務は単なる形式的機械的な整備に止まるものでなく、実質的内容的な整備を行つているのである。

かような事務を行うために、課の機構は、法令整備係、法令編さん係、法令月報係、条例・外国法令係、判例整備係というように分れて各々事務を分担しているのであるが、これらの各係は事務の性質上また自ら相互に有機的に関連を保つて仕事を進めている。

B 業務の実施状況

1. 法令の整備

(1) 法令整備カードの作成

新らしく制定せられる法律以下告示訓令指令に至る総ての法令を正確迅速に整備することは勿論、従前の総ての法令について、その制定、改正、廃止の経過を明らかにして整備する精密な仕事を行つている。これがために慶応三年以来明治、大正、昭和に亘つて制定、改正、廃止せられたありとあらゆる法令を、その現行たると非現行たるとを問わず、徹底的に究明して捨い上げ、一法令毎にその新制定、改正、廃止に応じてその公布、施行、改廃経過、根拠法、他法令との関係を記入した基礎カードを作成し、これを五十音別及び法令別に分類し、キャビネットに収納して法令の一大戸籍簿とも称すべきものを完成しつつある。

(2) 法令制定改廃経過一覧の作成

さきに終戦後新たに制定改廃された約6,000件の法令についてその改廃経過を明確にした「終戦後の法令制定改正廃止経過一覧」A5版566

頁の書冊を刊行したが、これが継続事業として、更に、現行法令約5,000件につき、その制定、改正の沿革並びに昭和24年1月1日以降昭和27年1月1日までの間において廃止失効した法令約3,500件につき各法令毎に制定、改廃の沿革及び失効理由などを註記し、五十音索引を附した「法令の制定改廃経過一覧」B5版622頁の編集を終り、昭和27年4月刊行の予定である。

(3) 法令の過誤不統一の是正

法令整備の上から各種法令について、その立法技術上の不統一立法上の過誤をとり上げて、これを旧来の法令の改廃及び将来の立法に資すべく材料を整備し、「法令整備意見」を印刷配布する外、随時法令立案当局に連絡し、協議会をも開いて法令の完璧化につとめている。

2. 法令の編さん

(1) 現行日本法規の編さん刊行

これは、従来の各種法規集が種々不正確不完全であるので、当課の責任において、権威ある決定版を作成し、普く一般の利便に供しようとするもので、この編集は単純な官報の収録というような安易な方法を一切排して、前記の基礎調査を利用して、全法令の有効無効をせん別して、現行の全法令を遺漏なく収録し、条文の正確を確保し、改廃等の経過につき法令自体の沿革にとどまらず各条文毎に全部改正、一部改正、追加、削除、条文繰上、繰下その他の経過及び根拠を各条に亘り逐一註記したのであり、編成配列についても新憲法の実施による法制の一大変革に応じて嶄新な方法をとつた。17編21巻21,741頁、索引1巻660頁に及ぶ事業で、25年9月に全巻を完成し、その後加除式によつて引続き法令の制定改廃に伴う迅速なる追録を編集印刷して配布して居り、今や台本は約30,000頁になっている。

(2) 国会制定法律の印刷配布

国会制定の法律についてこれを速報すべく、毎会期毎に一纏めにして印刷配布することも行事となつて居り、昭和26年末までには「第十二回国会法律集」までを完了した。これは官報を待たず国会の審議と併行しつつ各法律の公布前から資料を整備編集して、国会が閉会するや逸早く

印刷配布するものである。

2. 法令月報の印刷配布

頻繁に行われる法令の制定改廃について、これを可及的迅速に知らせて執務上これが適正な運営に資するため、各月中に公布された全法令要旨、国会における法案の審議経過、立案中の法案、法令の改廃経過その他を登載した「法令月報」A5版約50頁を毎月1回印刷配布している。

4. 条例の整備

地方公共団体の条例規則もこれをすべて収集し、事項別、府県別に分類整理し、その立法技術、特に法定刑その他の点について整備上の問題としてこれを検討し、その完全正確化につき協力助言する仕事もしている。

5. 判例の整備

(1) 判決、決定の収集整理

最高裁判所及び高等裁判所の刑事、民事事件の判決、決定をすべて収集して、これを分類整理している。

(2) 判例要旨カードの印刷配布

最高検察庁以下全国検察庁に対し、最高裁判所判例につき、その判示事項、裁判要旨、反対意見、適用条文、事件番号、事件名、被告人の氏名、言渡年月日、上告の結果等を記入した「判例要旨カード」を印刷し、整理用キャビネットと共に配布し、これを年別、法条別等に整理せしめ、法令運営の資に供している。

なお、最高裁判所の民事判例及び高等裁判所の刑事、民事判例についても同様計画を準備している。

□ 資料課

A 業務の目的

法制に関する図書資料を収集整備して、法務に資するとともに、法務に参考となる資料を編集刊行ならびに配布し、また、国会図書館支部法務図書館（本文 頁参照）の業務と表裏一体をなして、法務府の機能充実に資する。

B 業務の実施状況

(1) 法制に関する図書資料の収集整備

A 法務府各部署及び所管各地方庁の執務上必要な図書資料を撰択し、これを配布する業務である。この関係において昭和26年に配布した総部数は436種、153,971冊（雑誌を含む）、その中本府へは296種、7,915冊、検察庁関係は55種、114,608冊、矯正保護関係は33種、4,623冊、法務局関係は52種、26,725冊となつている。

B 法務府各部署及び他官庁ならびに各種団体等から、それらが作成刊行した法務上の参考資料となるものを収集あるいは交換し、これを府内における執務上の参考資料として関係部局に配布するとともに、収集の全種類を分類整理して、法務図書館へ納入する。昭和25年における各省別種類及び冊数等はa表の通りで、総種類845、総部数16,143冊となつている。

a 表 各庁別収集資料の種類数と冊数

| 庁名 | 種数 | 冊数 | 庁名 | 種数 | 冊数 |
|---------------------|-----|-----|------------------|-----|--------|
| 1 総 理 府 | 10 | 47 | 18 海 難 審 判 庁 | 1 | 9 |
| 2 公 正 取 引 委 員 会 | 3 | 3 | 19 郵 政 省 | 36 | 114 |
| 3 持 株 会 社 整 理 委 員 会 | 1 | 18 | 20 電 気 通 信 省 | 12 | 54 |
| 4 電 波 管 理 委 員 会 | 9 | 27 | 21 労 働 省 | 63 | 157 |
| 5 特 別 調 達 庁 | 6 | 26 | 22 建 設 省 | 18 | 76 |
| 6 行 政 管 理 庁 | 1 | 1 | 23 経 済 安 定 本 部 | 145 | 156 |
| 7 地 方 自 治 庁 | 2 | 4 | 24 物 価 庁 | 1 | 15 |
| 8 法 務 府 | 105 | 541 | 25 会 計 検 査 院 | 3 | 4 |
| 9 外 務 省 | 16 | 21 | 26 人 事 院 | 4 | 13 |
| 10 大 蔵 省 | 6 | 25 | 27 日 本 国 有 鉄 道 | 3 | 3 |
| 11 文 部 省 | 26 | 95 | 38 参 議 院 | 6 | 16 |
| 12 厚 生 省 | 20 | 93 | 29 衆 議 院 | 6 | 19 |
| 13 農 林 省 | 14 | 36 | 30 国 立 国 会 図 書 館 | 61 | 399 |
| 14 通 商 産 業 省 | 36 | 92 | 31 最 高 裁 判 所 | 197 | 13,818 |
| 15 工 業 技 術 庁 | 4 | 5 | 32 都 道 府 県 | 18 | 74 |
| 16 特 許 庁 | 3 | 3 | | | |
| 17 運 輸 省 | 9 | 49 | 計 | 845 | 16,143 |

註 最高裁判所の種部数中には裁判所時報等も算入されている。

(2) 法制に関する資料の編集刊行

法務府各部局及び所管各庁あるいは一般行政官庁の執務上の便宜に供するため、次の資料を編集刊行し、これを配布した。

A 法務資料

この資料は、内外の諸法制、その運用状況、刑事政策、労働、経済その他ひろく諸方面にわたり、法務に関連ある事項に関する資料を集録したもので、現下の複雑な実務に対処するための貴重な資料となつている。昭和26年中には次の4種を刊行、配布した。

b 表 法務資料刊行目録

(自昭和26. 1. 1 ~ 至昭和 26- 12. 31)

| 号数 | 題名 | 著 訳 者 | 頁数 | 刊行年月 | 体 裁 |
|-----|---------------------------|-------|-----|------|-----------|
| 315 | 英国会社法 | 小野木 常 | 118 | 26.2 | A 5 版 仮 装 |
| 316 | わが国における刑事事件記録作成についての技術的改善 | 瀬尾 桂三 | 387 | 26.3 | " |
| 317 | 註釈 アボット刑事裁判手続 | | 632 | 26.6 | " |
| 318 | 英米刑事裁判における量刑の研究 | 小林 謙助 | 391 | 26.7 | " |

B 法務総裁意見年報

政府の法律顧問たる法務総裁の提出意見及び質疑に対する回答を集録して、これに索引、参照条文等を付して年報として刊行するものであるが、本書は単なる結果の記録に止らず、法令の解釈適用上の疑義に対する政府解釈の権威ある参考資料として広く一般に重用されるに至つている。

本年報は、昭和24年第1巻刊行当時は、本文150頁1冊、収録件数12であつたが、爾後、政府機関よりのみならず、広く各種公共団体等よりの質疑提出の急増に伴い、収録件数も逐年増加の一途を辿り、総数も龐大となるに至つたので、第三巻(昭和25年度分)よりは号を分けて逐次刊行することとし、利用者の便を図つた。即ち、昭和26年10月には、前年末刊行された第3巻第1号(昭和25年1月より同年6月分迄収録、収録件数47、本文428頁)に引続き、第3巻第2号(昭和25年7月より同年12月迄収録、収録件数33、本文440頁)を刊行、引続いて、第4巻の編集に従つている。

C 法務年鑑

本府、検察庁、法務局、刑務所、その他管下各庁にわたる年次の官制定員、管轄、業務の実態、諸統計その他の事項をまとめて集録し、執務の便に供したもので、司法一覽、法務一覽を前身として50余年間の刊歴を有し、法務年鑑と改題後昭和24年版、昭和25年版を夫々昭和25年8月昭和26年7月に刊行している。

D 法務研究

法務に関する執務上当面した重要課題について、本省及び管下各庁の職員中から選任された法務研究員の研究報告を、実務上の便に資するため収録刊行し、配布するものであるが、昭和26年中にはc表の通り7種を刊行、配布した。

c 表 法務研究刊行目録

(自昭和26. 1. 1 ~ 至昭和26. 12. 31)

| 集号 | 題名 | 著 者 | 頁数 | 刊行年月 | 体 裁 |
|------|---------------------|-------|-----|-------|-----------|
| 39.1 | 米国における脱税犯の捜査及び裁判 | 竹中和之 | 110 | 26.5 | A 5 版 仮 装 |
| 39.2 | 英米法における共同謀議罪の研究 | 藤岩 陸郎 | 267 | 26.5 | " |
| 39.3 | 戦後における青少年犯罪の研究 | 佐藤 忠雄 | 185 | 26.5 | " |
| 39.4 | 戸籍の取扱を通じてみた新民法の運用状況 | 中村 国一 | 180 | 26.7 | " |
| 39.5 | 刑事裁判における拳証責任の研究 | 船越 信勝 | 117 | 26.10 | " |
| 39.6 | 米国における人権擁護運動の実状 | 渡辺 道子 | 181 | 26.12 | " |
| 40.1 | 実務上から見た供託制度の研究 | 中川 庫雄 | 188 | 26.12 | " |

E 司法制度調査資料

外国法、特に今までのところ英米法を中心として、司法制度に関する諸調査をまとめたもので、主として制度改革の立法に備え刊行配布しているものであるが、昭和26年中に刊行したものはない。

以上の5種類の刊行資料をd表の通り、本府、管下各庁、最高裁判所、他官庁、大学、各種団体等に昭和26年中に配布したが、その総部数は31,715冊となつている。

d 表 配布先別配布数

| | 法務資料 | 意見年報 | 法務年鑑 | 法務研究 | 合計 |
|-------------|-------|-------|-------|--------|--------|
| 法 府 | 950 | 366 | 156 | 1,200 | 2,672 |
| 附 属 機 関 | 167 | 50 | 32 | 241 | 499 |
| 法 務 局 関 係 | 124 | 572 | 2,127 | 4,015 | 6,842 |
| 府 検 察 庁 関 係 | 7,540 | 1,466 | 1,288 | 7,859 | 18,153 |
| 刑 務 所 関 係 | 318 | 687 | 415 | 1,012 | 2,432 |
| 最 高 裁 判 所 | 110 | 220 | 220 | 1,125 | 1,674 |
| 他 官 庁 | 96 | 86 | 174 | 556 | 912 |
| 大 学 ・ 団 体 等 | 60 | 50 | 50 | 370 | 530 |
| 計 | 9,365 | 3,506 | 4,462 | 16,382 | 33,715 |

ハ 統計課

A 目的

- (1) 法務に関する統計の整備、改善および企画に関する事項
- (2) 刑事統計、民事統計その他法務に関する事項
- (3) 統計資料の編さんおよび刊行に関する事項

B 業務の内容と実施状況

第1 検察統計

a. 調査様式の整備改善

現行の検察統計に関する様式は次の規定に根拠をおいている。

刑事統計年表調製規程（昭和17年9月1日司法省調318号訓令）

検察統計月報調製要領（昭和24年11月30日法務府意四分発第100号）

検察統計期報調製要領（昭和25年2月2日法務府意四分発第23号）

検察統計月報及び同期報は昨年から改正規定により実施され著しく面目を一新し所期の効果を収めることができるようになった。本年は更に年報の全般的改正を期して引続き検討中である。

なお、期報については、少年の年齢が本年1月から従来の18歳未満が、20歳未満に引き上げられたので、これに伴って一部様式の改正を行ったが、新しく少年法の適用を受けることになったこれら18歳と19歳の少年については、その犯罪が質的にも量的にも社会的に極めて重大

な問題を投じていることに鑑み、7月からは更にこの年齢層のもののみを対象とする調査をも行うこととし、所要の様式を定め（昭和21年6月8日法務府法意四分発第173号通達）実施することとした。

又以上の恒常的統計調査とは別に、暫定的な調査として、調査期間を限定して刑事訴訟手続に関する調査をも実施した。この調査は昭和24年1月、新刑事訴訟法の実施にあたり新法の運用状況を観察するための資料として企画実施したものであるが、大体6箇月、若しくは1年毎に調査項目を改める健前をとつており、昭和25年7月から1年間の予定をもつて実施した調査は本年6月をもつて期間が終了することとなつたので、7月からは従前行つたもので特に必要なものを継続することとしたほか、新しく

- (1) 成人で体刑執行終了、仮釈放、刑執行猶予及び起訴猶予処分後1年以内の再犯状況
- (2) 少年で刑執行猶予又は保護処分中の再犯状況
- (3) 告訴、告発事件の罪名別起訴人員数及び長期未処理になつているものの罪名と期間

等の調査を加えることとし（昭和26年5月29日法務府法意四分発第150号通達）向う1年間の予定をもつて実施に移した。

b. 統計資料の作成

刑事統計に関する統計調査は検察庁において取扱つたものを対象としているのであるが、これは検察庁から月報のほか、3箇月、4箇月、6箇月の各期報及び年報として定期的に報告させて行つたものと、国会その他からの要求に基づいて臨時に実施したものがある。そのうち定期的なもので主要なものは次のとおりである。

- (a) 被疑者の総人員及びその処理状況（主要罪名別）……………毎月
- (b) 未処理被疑者の未済期間及びその内容の勾留人員数……………毎月
- (c) 被疑者拘束の状況（逮捕区分、被逮捕者の身柄の処置、勾留人員数及び勾留期間、起訴時における身柄の拘否の区分）……………毎月
- (d) 保釈及び勾留執行停止中の犯罪及びその処分の取消……………毎月
- (e) 少年被疑者の罪名別及び年齢別人員数及びその処理状況…毎3箇月

- (f) 軽犯罪法違反被疑者の行為別人員数及びその処理状況……毎4箇月
- (g) 第三人被疑者の罪名別人員数及びその処理状況……毎6箇月
- (h) 年間におけるものとして更に以下の調査をした。

- (1) 捜査事件及び被疑者の罪名別人員数並びに処理期間
- (2) 公訴取消人員（罪名別）
- (3) 捜査の端緒
- (4) 起訴猶予者の年齢，犯罪時期及び教育程度（罪名別）
- (5) 起訴猶予取消人員及び取消までの期間
- (6) 刑の執行猶予人員及びその取消人員（罪名別）
- (7) 本刑に通算した未決勾留日数（刑名別，刑期別）

C 刑行事情

統計調査の結果を公表するため検察統計月報及び刑事統計年報を刑行し，本府内，検察庁，各官公庁等に配付している。

本年は次のとおり刊行した。

- (1) 検察統計月報（月刊一昭和25年11月分から昭和26年9月分まで）
- (2) 第75刑事統計年報（昭和24年）
- (3) 第76刑事統計年報（昭和25年）

第2 民事統計その他の統計

a. 全国各登記所の取扱にかかる登記の状況を知るため，登記統計年表要旨を刊行して本府関係方面及び各官公署その他新制大学以上の学校等に配付し関係方面の要望に応じているが，そのほか法務府所管の収入印紙による歳入を会計年度によつて調査するため登記所の取扱にかかる登録税額及び登記簿の謄本，抄本，閲覧，登記事項の証明，印鑑証明，確定日附，土地，家屋台帳の登録等の手数料額並に検察庁の取扱つた罰金，科料，追徴金等も調査集計の上大蔵省，国税庁に通報しその他関係方面に配付している。

なお，法令の制度改廃等に伴うて登記統計年表及び登録税額報告表等の様式も一部改正したが目下報告表の様式の全般的改正を計画し着手中である。

- b. 本年は民事関係統計として次のとおり刊行し関係方面に配付した。
 - (1) 第62登記統計要旨（昭和23年）
 - (2) 第63登記統計要旨（昭和24年）

第3 渉外関係の統計

連合国軍総司令部の要求により昭和24年1月から毎月実施（昭和23年12月28日付法務庁資統局第276号通達）してきたもので，その調査項目は (a) 捜査事件被疑者の罪名三分類（重罪，軽罪，微罪）調査 (b) 裁判の確定したもの及び徴収を完了した罰金等の金額の調査 (c) 検察庁職員数の調査等であつて引続きこれを行い同司令部に提出している。

第4 法務統計資料その他の統計調査

(a) 法務統計資料第2号の刊行

第76刑事統計年報の刊行前に年間における統計調査の結果の主要部分を速報すること及び昭和25年の月報に掲載したものうち主要なものについて，これを年間に於けるものとして集計した結果を公表する目的を以て，本年7月法務統計資料第2号＝「昭和25年検察統計概観」＝を刊行し，本府内，検察庁，各官公庁等に配付した。この資料には各統計について累計比較をすることのできるようにしたほか，特に次の9種の犯罪（猥褻姦淫，賭博，殺人，傷害，窃盗，強盗，詐欺，恐喝，横領）の地方的分布の状況を明かにした図表（有責人口10万に対する昭和21年乃至24年の4箇年平均の被疑者＝起訴と起訴猶予の合計人員＝を指数で示す）を掲載し犯罪現象研究の参考に供することとした。

(b) 第二次的調査乃至統計の解説

以上のほか第二次的調査乃至統計解説として次のようなことが行われている。これらはいずれも検察局発行の検察月報に掲載し発表しているのであるが，主要なものとして，次のごときものがあげられる。

『新，刑事訴訟法の運用状況』……昭和26年3月及び5月

これは主として昭和25年における資料に基づいて，次の項目を取り上げ調査解説したものである。

- (1) 起訴率、未済率等に対する考察
- (2) 身柄逮捕区分
- (3) 被逮捕者の身柄の処置
- (4) 不当逮捕の問題
- (5) 勾留延長事件
- (6) 検察官の取調状況
- (7) 保釈者の犯罪
- (8) 恐喝、強盗等による実刑言渡事件と保釈
- (9) 保釈保証金の金額
- (10) 無罪事件
- (11) 検察官控訴事件

第5 国会の要求に基づく統計調査

国会から、本年2月には被疑者の身柄拘束状況について、又4月には検察官の上訴申立事件について報告を求められ、前者については主として本年1、2月中における事実につき、後者については、裁判所法施行以後の事実につき次のような調査を行い報告をした。

- (1) 逮捕状況及び勾留状の発付数
- (2) 逮捕の種別と身柄の処置
- (3) 起訴されたものの捜査中における拘束状況
- (4) 犯罪の嫌疑なしとして不起訴処分に付せられたものの身柄の拘束状況
- (5) 捜査中における再勾留の状況
- (6) 裁判所法施行後の検察官上訴申立事件に対する上訴結果の状況
- (7) 検察官上訴事件の裁判結果（新、旧手続別）
- (8) 上訴事件の上訴申立区分
- (9) 検察官及び被告人その他の上訴率

第6 統計事務の指導、連絡

現在、検察統計資料は地方検察庁以下849庁からの報告に基づいて調査

されている。従つてこれら多数に上る各庁の調査が正確に行われるかどうかは当課の極めて重要視するところであつて、そのためには各高等検察庁はその管下地方検察庁と、又地方検察庁はその下部組織と、それぞれ緊密な連絡を保ち協議会等をできるだけ多く開催する等の措置をとることを望んでいるのであるが末端における検察庁の殆んど全部が統計事務の専従者をおいていないこと及びこれに必要な経費を計上していない等の関係から、なかなか困難な状況である。

幸い、本年12月6日名古屋高等検察庁において管下地方検察庁の統計事務担当者打合会を開催することとなつたので、当課から事務官2名を派遣し資料作成上必要な諸規定の解説、質疑に対する応答等を行つた。

◎ 各種組合及びその他の法人登記の名称等調

| 番号 | 登記の名称 | 基本法令公布の年月日及び番号 | 基本法令の名称 |
|----|--|------------------|--------------------------|
| 1 | 産業組合登記 | 明治33. 3. 7 法 37号 | 産業組合法 |
| 2 | 産業組合連合会登記 | 明治42. 4. 6 法 27号 | 産業組合法中改正 |
| 3 | 産業組合中央会登記 | 同上 | 同上 |
| 4 | 産業組合中央金庫登記 | 大正12. 4. 9 法 42号 | 産業組合中央金庫法 |
| 5 | 農林中央金庫登記 | 昭和18. 3.11 法 46号 | 農林中央金庫法 |
| 6 | 産業組合監査連合会登記 | 昭和13. 3.18 法 15号 | 産業組合自治監査法 |
| 7 | 農業団体監査連合会登記 | 昭和18. 3.11 法 46号 | 農業団体自治監査法 |
| 8 | 農業協同組合監査連合会登記 | 昭和22.11.19 法133号 | 農業協同組合自治監査法 |
| 9 | 森林組合登記 | 明治40. 4.23 法 43号 | 森林法 |
| 10 | 森林組合連合会登記 | 昭和14. 3.12 法 18号 | 森林法中改正 |
| 11 | 森林組合登記 | 昭和26. 6.26 法249号 | (新) 森林法 |
| 12 | 森林組合連合会登記 | 同上 | 同上 |
| 13 | 漁業組合登記 | 明治43. 4.12 法 58号 | 漁業法 |
| 14 | 漁業組合連合会登記 | 同上 | 同上 |
| 15 | 水産業団体登記 (漁業会, 製造業会, 道府県) (水産業会, 中央水産会) | 昭和18. 3.11 法 47号 | 水産業団体会法 |
| 16 | 水産協同組合登記 (漁業協同組合) (漁業生産組合) (漁業協同組合連合会) (水産加工業協同組合) (水産加工業協同組合連合会) (水産業協同組合共済会) | 昭和23.12.15 法242号 | 水産協同組合法 |
| 17 | 住宅組合登記 | 大正10. 4.12 法 66号 | 住宅組合法 |
| 18 | 海外移住組合登記 | 昭和 2. 3.30 法 25号 | 海外移住組合法 |
| 19 | 海外移住組合連合会登記 | 同上 | 同上 |
| 20 | 家畜保険組合登記 | 昭和 4. 3.28 法 19号 | 家畜保険法 |
| 21 | 養蚕実行組合登記 | 昭和 6. 3.30 法 24号 | 蚕糸業組合法 |
| 22 | 牧野組合登記 | 昭和 6. 4. 1 法 37号 | 牧野法 |
| 23 | 工業組合登記 | 昭和 6. 4. 2 法 62号 | 重要輸出品工業組合法中改正(工業組合法に改める) |

(昭和 26 年 12 月 31 日調)

| 廃止その他 | 廃止等の根拠の法令年月日及び番号 | 根拠の法令名 | 備考 |
|-------|------------------|----------------------------------|-------------------------------|
| 廃止 | 昭和23. 7.30 法200号 | 消費生活協同組合法 | |
| 同上 | 同上 | 同上 | |
| 同上 | 同上 | 同上 | |
| 改称 | 昭和18. 3.11 法 46号 | 農業団体会法附則 120 條にて「農林中央金庫法」に改める。 | |
| 改称 | 昭和18. 3.11 法 46号 | 農業団体会法附則 121 條にて「農業団体自治監査法」に改める。 | |
| 同上 | 昭和22.11.19 法133号 | 農業協同組合法の制定に伴う農業団体等の整理に関する法律 | 同法附則 25 條にて「農業協同組合自治監査法」と改める。 |
| 解散 | 昭和24. 5.25 法104号 | 農業協同組合自治監査法を廃止する法律 | |
| 廃止 | 昭和26. 6.26 法249号 | (新) 森林法 | |
| 同上 | 同上 | 同上 | |
| 廃止 | 昭和18. 3.11 法 47号 | 水産業団体会法 | |
| 同上 | 同上 | 同上 | |
| 同上 | 昭和23.12.15 法243号 | 水産業協同組合法の制定に伴う水産業団体等の整理に関する法律 | |
| 廃止 | 昭和25. 4. 1 法 93号 | 海外移住組合法廃止に関する法律 | |
| 同上 | 同上 | 同上 | |
| 同上 | 昭和22.12.15 法185号 | 農業災害補償法 | |
| 同上 | 昭和22.11.19 法133号 | 農業協同組合法の制定に伴う農業団体の整理に関する法律 | |
| 同上 | 昭和25. 5.20 法194号 | 新牧野法 | |
| 同上 | 昭和18. 3.11 法 53号 | 商工組合法 | |

| 番号 | 登記の名称 | 基本法令公布の年月日及び番号 | 基本法令の名称 |
|----|------------------------------|----------------|--------------------------|
| 24 | 工業組合連合会登記 | 昭和6.4.2法62号 | 重要輸出品工業組合法中改正(工業組合法に改める) |
| 25 | 工業組合中央会登記 | 昭和8.3.28法20号 | 工業組合法中改正 |
| 26 | 工業小組合登記 | 昭和14.4.4法65号 | 工業組合法中改正 |
| 27 | 商業組合登記 | 昭和7.9.6法25号 | 商業組合法 |
| 28 | 商業組合連合会登記 | 同上 | 同上 |
| 29 | 商業組合中央会登記 | 昭和15.4.4法97号 | 商業組合法中改正 |
| 30 | 商業小組合登記 | 同上 | 同上 |
| 31 | 商工組合登記 (統制組合, 施設組合) | 昭和18.3.11法53号 | 商工組合法 |
| 32 | 商工組合中央会登記 | 同上 | 同上 |
| 33 | 商工協同組合登記 | 昭和21.11.11法51号 | 商工協同組合法 |
| 34 | 商工協同組合中央会登記 | 同上 | 同上 |
| 35 | 商工組合中央金庫登記 | 昭和11.5.27法14号 | 商工組合中央金庫法 |
| 36 | 農事実行組合登記 | 昭和7.9.7法30号 | 産業組合法中改正 |
| 37 | 負債整理組合登記 | 昭和8.3.29法21号 | 農村負債整理組合法 |
| 38 | 蚕糸共同施設組合登記 (蚕糸共同組合, 蚕糸業会) | 昭和11.5.26法11号 | 蚕糸業法中改正 |
| 39 | 肥料製造業組合登記 | 昭和11.5.29法30号 | 重要肥料業統制法 |
| 40 | 日本競馬会登記 | 昭和11.5.29法31号 | 競馬法中改正 |
| 41 | 漁船保険組合登記 | 昭和12.3.31法23号 | 漁船保険法 |
| 42 | 貿易組合登記 | 昭和12.8.14法74号 | 貿易組合法 |
| 43 | 貿易組合連合会登記 | 同上 | 同上 |
| 44 | 貿易組合中央会登記 | 同上 | 同上 |
| 45 | 百貨店組合登記 | 昭和12.8.14法76号 | 百貨店法 |
| 46 | 恩給金庫登記 | 昭和13.4.1法57号 | 恩給金庫法 |
| 47 | 庶民金庫登記 | 昭和13.4.1法58号 | 庶民金庫法 |
| 48 | 農業保険組合登記 | 昭和13.4.1法68号 | 農業保険法 |
| 49 | 農業保険組合連合会登記 | 同上 | 同上 |
| 50 | 軍用保護馬鍛錬中央会登記 | 昭和14.4.7法76号 | 軍馬資源保護法 |
| 51 | 製酪業組合登記 | 昭和14.3.25法27号 | 酪農業調整法 |
| 52 | 造船組合登記 | 昭和14.4.5法70号 | 造船事業法 |

| 廃止その他 | 廃止等の根拠の法令年月日及び番号 | 根拠の法令名 | 備考 |
|-------|------------------|-----------------|---------------------------|
| 廃止 | 昭和18.3.11法53号 | 商工組合法 | |
| 同上 | 同上 | 同上 | |
| 同上 | 同上 | 同上 | |
| 同上 | 同上 | 同上 | |
| 同上 | 同上 | 同上 | |
| 同上 | 同上 | 同上 | |
| 同上 | 昭和21.11.11法51号 | 商工協同組合法 | |
| 同上 | 同上 | 同上 | |
| 同上 | 昭和24.6.1法182号 | 中小企業等協同組合法 | |
| 同上 | 同上 | 同上 | |
| 同上 | 昭和23.7.30法200号 | 消費生活協同組合法 | |
| 同上 | 昭和20.12.23法57号 | 新蚕糸業法 | |
| 同上 | 昭和22.11.19法130号 | 重要肥料統制法 | |
| 同上 | 昭和23.7.13法158号 | 新競馬法 | |
| 同上 | 昭和21.10.21法123号 | 貿易組合法を廃止する法律 | |
| 同上 | 同上 | 同上 | |
| 同上 | 同上 | 同上 | |
| 同上 | 昭和22.12.19法212号 | 百貨店法を廃止する法律 | |
| 同上 | 昭和24.5.20法49号 | 国民金融金庫法 | |
| 同上 | 同上 | 同上 | |
| 同上 | 昭和22.12.15法185号 | 農業災害補償法 | |
| 同上 | 同上 | 同上 | |
| 同上 | 昭和20.11.21勅643号 | 軍馬資源保護法等廃止に関する件 | ポツダム宣言ノ受諾ニ伴ヒ発スル命令ニ関スル件ニ基ク |
| 同上 | 昭和24.6.1法180号 | 酪農業調整法廃止に関する法律 | |
| 同上 | 昭和22.12.13法177号 | 造船事業法廃止に関する法律 | |

| 番号 | 登記の名称 | 基本法令公布の年月日及び番号 | 基本法令の名称 |
|----|--|------------------|------------|
| 53 | 造船組合連合会登記 | 昭和14. 4. 5 法 70号 | 造船事業法 |
| 54 | 海運組合登記 | 昭和14. 4. 5 法 69号 | 海運組合法 |
| 55 | 海運組合連合会登記 | 同上 | 同上 |
| 56 | 宗教団体登記 (教派, 宗派, 教団) (寺院, 教会) | 昭和14. 4. 8 法 77号 | 宗教団体会 |
| 57 | 宗教法人登記 (宗派, 教派, 教団) (神社, 寺院, 教会) | 昭和20.12.28 勅719号 | 宗教法人令 |
| 58 | 神社, 寺院, 教会, 財産登記 | 同上 | 同上 |
| 59 | 宗教法人登記 (教派, 宗派, 教団, 神社, 寺) (院, 教会, 修道会, 司教会) | 昭和26. 4. 3 法126号 | 宗教法人法 |
| 60 | 自動車運送事業組合登記 | 昭和15. 4.10 法106号 | 自動車交通事業法 |
| 61 | 自動車運送事業組合連合会登記 | 同上 | 同上 |
| 62 | 住宅営団登記 | 昭和16. 3. 7 法 46号 | 住宅営団法 |
| 63 | 貸家組合登記 | 昭和16. 3. 7 法 47号 | 貸家組合法 |
| 64 | 貸家組合連合会登記 | 同上 | 同上 |
| 65 | 貸室組合登記 | 同上 | 同上 |
| 66 | 貸室組合連合会登記 | 同上 | 同上 |
| 67 | 国民更生金庫登記 | 昭和16, 3. 6 法 42号 | 国民更生金庫法 |
| 68 | 帝都高速度交通営団登記 | 昭和16. 3. 7 法 51号 | 帝都高速度交通営団法 |
| 69 | 農地開発営団登記 | 昭和16. 3.13 法 65号 | 農地開発営団法 |
| 70 | 統制組合登記 | 昭和16. 8.30 勅831号 | 重要産業団体令 |
| 71 | 港湾運送事業地区別団体登記 | 昭和16. 9.17 勅860号 | 港湾運送事業統制令 |
| 72 | 産業設備営団登記 | 昭和16.11.26 法 92号 | 産業設備営団法 |
| 73 | 日本馬事会登記 | 昭和16.12.24勅1201号 | 馬事団体令 |
| 74 | 馬事組合登記 | 同上 | 同上 |
| 75 | 敵産管理に関する登記 | 昭和16.12.22 法 99号 | 敵産管理法 |
| 76 | 戦時金融金庫登記 | 昭和17. 2.19 法 32号 | 戦時金融金庫法 |
| 77 | 南方開発金庫登記 | 昭和17. 2.19 法 33号 | 南方開発金庫法 |
| 78 | 戦時海運管理令に基づく船舶運 営会登記 | 昭和17. 3.25 勅235号 | 戦時海運管理令 |

| 廃止その他 | 廃止等の根拠の法令年月日及び番号 | 根拠の法令名 | 備考 |
|-------|--------------------------------------|---------------------|-------------------------------|
| 廃止 | 昭和22.12.13 法177号 | 造船事業法廃止に関する法律 | ボツダム宣言ノ受諾ニ伴ヒ発スル命令ニ関スル件ニ基ク |
| 同上 | 昭和22. 8.19 法 94号 | 海運組合法廃止に関する法律 | |
| 同上 | 同上 | 同上 | |
| 同上 | 昭和20.12.28 勅713号 | 宗教団体会廃止に関する件 | |
| 同上 | 昭和26. 4. 3 法126号 | 宗教法人法 | |
| 同上 | 同上 | 同上 | |
| 同上 | 昭和22.12.16 法191号 | 道路運送法 | |
| 同上 | 同上 | 同上 | |
| 閉鎖 | 昭和22. 1.27 | 閉鎖機関指定 | |
| 同上 | 昭和22.12.7 閣令, 大蔵, 外務, 商工, 運輸, 司法省令1号 | 閉鎖機関指定 | |
| 同上 | | 閉鎖機関指定 | |
| 廃止 | 昭和20.12.16 法 44号 | 国家総動員法及戦時緊急措置法廃止による | ボツダム宣言ノ受諾ニ伴ヒ発スル命令ニ関スル件ニ基ク |
| 同上 | 同上 | 同上 | 同上 |
| 同上 | 昭和21.10.19 法 46号 | 産業復興営団法 | 産業設備営団は閉鎖機関指定 |
| 同上 | 昭和20.12.19 法 44号 | 国家総動員法及戦時緊急措置法廃止による | ボツダム宣言ノ受諾ニ伴ヒ発スル命令ニ関スル件ニ基ク |
| 同上 | 同上 | 同上 | 同上 |
| 同上 | 昭和20.11.25大蔵省令101号 | 敵産管理法廃止 | ボツダム宣言ノ受諾ニ伴ヒ発スル命令ニ関シ外貨処理法等ノ廃止 |
| 閉鎖 | 昭和21. 6.19 勅329号 | 閉鎖機関指定 | 同上 |
| 同上 | 同上 | 同上 | 同上 |
| 廃止 | 昭和20.12.19 法 44号 | 国家総動員法及戦時緊急措置法廃止による | 同上 |

| 番号 | 登記の名称 | 基本法令公布の年月日及び番号 | 基本法令の名称 |
|-----|---|------------------|------------|
| 79 | 金融統制令に基づく統制組合登記 | 昭和17. 4.18 勅440号 | 金融統制団体令 |
| 80 | 地方金融協議会登記 | 同上 | 同上 |
| 81 | 日本銀行登記 | 昭和17. 2.25 法 67号 | 日本銀行法 |
| 82 | 日本医療団登記 | 昭和17. 2.24 法 70号 | 国民医療法 |
| 83 | 食糧営団登記 | 昭和17. 2.20 法 40号 | 食糧管理法 |
| 84 | 金融事業の委託に関する登記 | 昭和17. 5.16 勅511号 | 金融事業整備令 |
| 85 | 交易営団登記 | 昭和18. 3. 6 法 26号 | 交易営団法 |
| 86 | 塩業組合登記 | 昭和18. 3. 8 法 32号 | 塩専売法 |
| 87 | 塩業組合連合会登記 | 同上 | 同上 |
| 88 | 塩業組合中央会登記 | 同上 | 同上 |
| 89 | 日本証券取引所登記 | 昭和18. 3.11 法 44号 | 日本証券取引所法 |
| 90 | 市街地信用組合登記 | 昭和18. 3.11 法 45号 | 市街地信用組合法 |
| 91 | 酒類業団体登記 (酒造組合, 酒造組合連合会, 酒造組合中央会, 酒販組合, 酒販組合連合会, 酒販組合中央会, 全国酒販組合) | 昭和18. 3.15 法 73号 | 酒類業団体法 |
| 92 | 商工経済会登記 | 昭和18. 3.11 法 52号 | 商工経済会法 |
| 93 | 木船保険組合登記 | 昭和18. 3. 9 法 37号 | 木船保険法 |
| 94 | 農業団体登記 (地方農業会, 全国農業会, 中央農業会) | 昭和18. 3.10 法 46号 | 農業団体法 |
| 95 | 農業協同組合登記 | 昭和22.11.19 法133号 | 農業協同組合法 |
| 96 | 農業協同組合連合会登記 | 同上 | 同上 |
| 97 | 大日本育英会登記 | 昭和19. 2.17 法 30号 | 大日本育英会法 |
| 98 | 外資金庫登記 | 昭和20. 2. 9 法 2号 | 外資金庫法 |
| 99 | 重要産業団体令に基づく統制会登記 | 昭和20. 7. 4 勅409号 | 重要産業団体令中改正 |
| 100 | 労働組合登記 | 昭和20.12.22 法 51号 | 労働組合法 |
| 101 | 蚕糸協同組合登記 | 昭和20.12.22 法 57号 | 蚕糸業法中改正 |
| 102 | 蚕糸業会登記 | 同上 | 同上 |
| 103 | 持株会社整理委員会登記 | 昭和21. 4.20 勅233号 | 持株会社整理委員会令 |
| 104 | 生命保険中央会登記 | 昭和20. 2.14 法 11号 | 生命保険中央会法 |

| 廃止その他 | 廃止等の根拠の法令年月日及び番号 | 根拠の法令名 | 備考 |
|-------|------------------|--|--------------------------------|
| 廃止 | 昭和20.12.19 法 44号 | 国家総動員法及戦時緊急措置法廃止による | ポツダム宣言ノ受諾ニ伴ヒ発スル命令ニ関スル外貨処理法等ノ廃止 |
| 同上 | 同上 | 同上 | 同上 |
| 同上 | 昭和23. 7.30 法201号 | 医師法 | |
| 解散 | 昭和22.12.30 法247号 | 食糧管理法の一部を改正する法律 | |
| 廃止 | 昭和20.12.19 法 44号 | 国家総動員法及戦時緊急措置法廃止による | ポツダム宣言ノ受諾ニ伴ヒ発スル命令ニ関スル件ニ基ク |
| 解散 | 昭和21. 6.20 勅330号 | 交易営団解散令 | |
| 廃止 | 昭和24. 5.28 法112号 | (新)改正塩専売法 | |
| 同上 | 同上 | 同上 | |
| 同上 | 同上 | 同上 | |
| 解散 | 昭和22. 3.27 法 21号 | 日本証券取引所解散に関する件 | |
| 廃止 | 昭和24. 6. 1 法183号 | 中小企業等協同組合法施行法 | |
| 解散 | 昭和22.12.17 法172号 | 酒類公団法 | |
| 同上 | 昭和21. 9.14 法 23号 | 商工経済会法廃止 | |
| 同上 | 昭和23. 7. 6 法106号 | 木船保険組合の解散に関する法律 | |
| 廃止 | 昭和22.11.19 法133号 | 農業協同組合法の制定に伴う農業団体等の整理に関する法律 | |
| 閉鎖 | 昭和21. 6.19 勅329号 | 閉鎖機関指定 | |
| 廃止 | 昭和21. 9.28 勅446号 | 重要産業団体令及び同施行規則を廃止 | ポツダム宣言ノ受諾ニ伴ヒ発スル命令ニ関スル件ニ基ク |
| 同上 | 昭和24. 6. 1 法182号 | 中小企業等協同組合法 | |
| 同上 | 同上 | 同上 | |
| 解散 | 昭和26. 7.10 政262号 | 持株会社整理委員会解散令 | |
| 廃止 | 昭和22. 9.20 法109号 | 生命保険中央会及び損害保険中央会の保険業務に関する権利義務の承継に関する法律 | |

| 番号 | 登記の名称 | 基本法令公布の年月日及び番号 | 基本法令の名称 |
|-----|----------------|--|--------------------------|
| 105 | 損害保険中央会登記 | 昭和10. 2.14 法 12号 | 損害保険中央会法 |
| 106 | 重要物資管理営団登記 | 昭和17. 2.24 法 69号 | 重要物資管理団営法 |
| 107 | 特定商社財産の管理人の登記 | 昭昭21. 7.30 ^{大省令6号} _司 | 特定商社財産の管理に関する法律 |
| 108 | 特別経理会社等に関する登記 | 昭和21. 8.15 法 6号 昭和21. 8.15 法 7号 | 金融機関経理応急措置法 会社経理応急措置法 |
| 109 | 復興金融金庫登記 | 昭和21.10. 8 法 34号 | 復興金融金庫法 |
| 110 | 林業会登記 | 昭和21.10.12 法 35号 | 林業会法 |
| 111 | 林産組合登記 | 昭和21.10.12 法 35号 | 林業会法 |
| 112 | 金融機関再建整備法による登記 | 昭和21.10.19 法 39号 | 金融機関再建整備法 |
| 113 | 企業再建整備法による登記 | 昭和21.10.15 法 40号 | 企業再建整備法 |
| 114 | 産業復興営団登記 | 昭和21.10.21 法 46号 | 産業復興営団法 |
| 115 | 証券取引所登記 | 昭和23. 4.13 法 25号 | 証券取引所法中改正 |
| 116 | 閉鎖機関に関する登記 | 昭和22. 3.10 勅 74号 | 閉鎖機関令 |
| 117 | 閉鎖機関整理委員会登記 | 昭和22. 3.10 勅 75号 | 閉鎖機関整理委員会令 |
| 118 | 船舶公団登記 | 昭和22. 4. 7 法 52号 | 船舶公団法 |
| 119 | 石油配給公団登記 | 昭和22. 4.15 法 55号 | 石油配給公団法 |
| 120 | 配炭公団登記 | 昭和22. 4.15 法 56号 | 配炭公団法 |
| 121 | 産業復興公団登記 | 昭和22. 4.15 法 57号 | 産業復興団体法 |
| 122 | 貿易公団登記 | 昭和22. 3.15 法 59号 | 貿易公団法 |
| 123 | 価格調整公団登記 | 昭和22. 4.15 法 92号 | 価格調整公団法 |
| 124 | 肥料配給公団登記 | 昭和22. 4.30 勅171号 | 肥料配給公団令 |
| 125 | 飼料配給公団登記 | 昭和22.12.17 法202号 | 飼料配給公団法 |
| 126 | 酒類配給公団登記 | 昭和22.12.17 法172号 | 酒類配給公団法 |
| 127 | 食料品配給公団登記 | 昭和22.12.17 法201号 | 食料品配給公団法 |
| 128 | 油糧配給公団登記 | 昭和22.12.17 法203号 | 油糧配給公団法 |
| 129 | 油糧砂糖配給公団登記 | 昭和25. 3.31 法 59号 | 油糧砂糖配給公団法 |
| 130 | 食糧配給公団登記 | 昭和22.12.30 法249号 | 食糧管理法中改正 |
| 131 | 特別調達庁登記 | 昭和22. 4.28 法 78号 | 特別調達庁法 |
| 132 | 農業共済組合登記 | 昭和22.12.15 法185号 | 農業災害補償法 |

| 廃止その他 | 廃止等の根拠の法令年月日及び番号 | 根拠の法令名 | 備考 |
|-------|------------------|-------------------|--|
| 廃止 | 昭和22. 9.20 法109号 | 同上 | 生命保険中央会及び損害保険中央会の保険業務に関する権利義務の承継に関する法律 |
| 同上 | 昭和18. 3. 6 法 26号 | 交易営団法 | |
| 同上 | 昭和25. 8. 4 政252号 | ドイツ財産管理令 | ポツダム宣言ノ受諾ニ伴ヒ発スル命令ニ関スル件ニ基ク |
| 廃止 | 昭和26. 3.31 法108号 | 日本開発銀行法 | |
| 同上 | 昭和24. 6. 1 法182号 | 中小企業等協同組合法 | |
| 同上 | 同上 | 同上 | |
| 同上 | 昭和22. 4.15 法 57号 | 産業復興公団法 | |
| 解散 | 昭和25. 3.31 政 60号 | 船舶公団解散令 | |
| 同上 | 昭和24. 4. 1 政 63号 | 石油公団解散令 | |
| 同上 | 昭和24. 9.15 政335号 | 配炭公団解散令 | |
| 同上 | 昭和26. 3.30 政 61号 | 産業復興公団解散令 | |
| 同上 | 昭和25.12.29 政379号 | 鉱工貿易公団及び繊維貿易公団解散令 | 食料貿易公団, 原材料貿易公団は昭和24. 4. 1 解散 |
| 同上 | 昭和26. 4. 1 政 88号 | 価格調整公団解散令 | |
| 同上 | 昭和25. 7.31 政243号 | 肥料配給公団解散令 | |
| 同上 | 昭和25. 3.31 政 47号 | 飼料配給公団解散令 | |
| 同上 | 昭和24. 6.30 政237号 | 酒類配給公団解散令 | |
| 同上 | 昭和25. 3.31 政 46号 | 食料品配給公団解散令 | |
| 改称 | 昭和25. 3.31 法 59号 | 油糧配給公団法の一部を改正する法律 | 油糧砂糖配給公団法と改称 |
| 解散 | 昭和26. 3.30 政 60号 | 油糧砂糖配給公団解散令 | |
| 同上 | 昭和26. 3.30 政 59号 | 食糧配給公団解散令 | |
| 廃止 | 昭和24. 5.31 法129号 | 特別調達庁設置法 | |

| 番号 | 登記の名称 | 基本法令公布の年月日及び番号 | 基本法令の名称 |
|-----|---------------------------------------|------------------|-------------------|
| 133 | 農業共済保険組合登記 | 昭和22.12.15 法185号 | 農業災害補償法 |
| 134 | 農業共済組合連合会登記 | 昭和24. 6. 8 法201号 | 農業災害補償法の一部を改正する法律 |
| 135 | 損害保険料率団体登記 | 昭和23. 7.29 法193号 | 損害保険料率団体に関する法律 |
| 136 | 消費生活協同組合登記 | 昭和23. 7.30 法220号 | 消費生活協同組合法 |
| 137 | 社会保険診療報酬支払基金登記 | 昭和23. 7.10 法129号 | 社会保険診療報酬支払基金法 |
| 138 | 日本専売公社登記 | 昭和23.12.30 法255号 | 日本専売公社法 |
| 139 | 日本国有鉄道登記 | 昭和23.12.20 法256号 | 日本国有鉄道法 |
| 140 | 国家公務員法第98條第7項の法人登記 | 昭和23.12. 3 法222号 | 国家公務員法中改正 |
| 141 | 国民金融公庫登記 | 昭和24. 5. 2 法 49号 | 国民金融公庫法 |
| 142 | 中小企業等協同組合登記 (事業協同組合, 信用協同組合, 企業組合) | 昭和24. 6. 1 法181号 | 中小企業等協同組合法 |
| 143 | 外国相互会社登記 | 昭和24. 6. 1 法184号 | 外国保険事業者に関する法律 |
| 144 | 弁護士会登記 | 昭和24. 6.10 法205号 | 弁護士法 |
| 145 | 日本弁護士連合会登記 | 同上 | 同上 |
| 146 | 学校法人及び私立学校法第64條第4項の法人登記 | 昭和24.12.15 法270号 | 私立学校法 |
| 147 | 連合国軍人等住宅公社登記 | 昭和24. 4. 1 法 82号 | 連合国軍人等住宅公社法 |
| 148 | 医療法人登記 | 昭和25. 5. 1 法122号 | 医師法の一部を改正する法律 |
| 149 | 日本放送協会登記 | 昭和25. 5. 2 法132号 | 放送法 |
| 150 | 住宅金融公庫登記 | 昭和25. 5. 6 法156号 | 住宅金融公庫法 |
| 151 | 特別鉱害復旧公社登記 | 昭和25. 5.11 法176号 | 特別鉱害復旧臨時措置法 |
| 152 | 船主相互保険組合登記 (木船保険組合, 船主責任相互保険組合) | 昭和25. 5.11 法177号 | 船主相互保険組合法 |
| 153 | 日本輸出銀行登記 | 昭和25.12.15 法268号 | 日本輸出銀行法 |
| 154 | 地方公務員法第54條第1項の法人登記 | 昭和25.12.13 法261号 | 地方公務員法 |
| 155 | 商品取引所登記 | 昭和25. 8. 5 法239号 | 商品取引所法 |
| 156 | 港務局登記 | 昭和25. 5.31 法218号 | 港湾法 |
| 157 | 水産加工業協同組合共済会登記 | 昭和25.12.18 法277号 | 水産業協同組合法の一部改正 |
| 159 | 社会福祉法人登記 | 昭和26. 3.29 法 45号 | 社会福祉事業法 |
| 159 | 日本開発銀行登記 | 昭和26. 3.31 法109号 | 日本開発銀行法 |

| 廃止その他 | 廃止等の根拠の法令年月日及び番号 | 根拠の法令名 | 備考 |
|-------|------------------|-------------------|--------------|
| 改称 | 昭和24. 6. 8 法201号 | 農業災害補償法の一部を改正する法律 | 農業共済組合連合会と改称 |
| 解散 | 昭和25.12.16 政355号 | 特別鉱害復旧公社解散令 | |

| 番号 | 登記の名称 | 基本法令公布の 年月日及び番号 | 基本法令の名称 |
|-----|-----------|--------------------|---------|
| 160 | 信用金庫登記 | 昭和26. 6.15 法238号 | 信用金庫法 |
| 161 | 信用金庫連合会登記 | 昭和26. 6.15 法238号 | 信用金庫法 |

備考

1. 本調は現在のものだけでなく廃止又は改称されたものも経過を示すため掲載した。
2. 本調査は短期間に行われたため、或は誤謬があるかもしれぬが、将来誤謬発見の際は補正することにした。

| 廃止 その他 | 廃止等の根拠の法令年 月日及び番号 | 根拠の法令名 | 備考 |
|-----------|----------------------|--------|----|
| | | | |

二 刑 政 部

1 刑政長官総務室

設 置 法 第5條
組 織 規 程 第8條

A 目 的

- (1) 刑政長官の所属三局に対する企画、立案の指導、各局事務の連絡調整推進等及び部内の支出負担行為事務その他長官の各局に対する指導監督に関する事務を遂行する。
- (2) 刑政長官は法務総裁を助けて、検務局、矯正保護局及び特別審査局の所管事務を統轄している。

刑政長官の検務局所管事務に対する指導監督は、全国検察庁の担任する検察事務一般に関する事務であり、矯正保護局所管事務に対する指揮監督は、全国刑務所、少年院等の矯正保護一般に関する事務であり、又特別審査局の所管事務に対する指揮監督は、団体等規正令の適用による各種団体の調査、旧陸海軍将校調査、追放者監察等に関する事務である。

刑政長官のこれらの指揮監督の事務は、いずれもわが国の治安を確保し、犯罪者を矯正し、わが国を平和にして、民主的な国家として再建するために重要な事務である。総務室は、刑政長官のこれらの指揮監督事務の円滑適正な遂行を補佐するものである。

2 検 務 局

A 目 的

検務局において分掌している業務の内容を大別すると、

- (1) 検察権の行使そのものに関する指揮監督に関する事項
- (2) 検察権行使の基盤となる検察庁の組織及びその他の事務運営に関する企画立案実施に関する事項
- (3) 検察に関係のある各種法令の立案又は立案に対する参画及びこれらの法令の解釈運用に関する事項

- (4) その他の事項。

の四に分けることができる。上記の各事項の内容の概略を説明すると次の通りである。

- (1) 検察権の行使に関する指揮監督に関する事項

この事務は、法務総裁の行う一般的検察方針の決定についてこれを補佐する事務と、法務総裁の行う具体的事件の処理方針の決定についてこれを補佐する事務とに分けることができる。いうまでもなく検察権の行使はあくまで公正でなければならないのであるが、それと同時にそれが国の基本的政策に反し、或は時勢の進運に逆行するようなものであつてはならない。法務総裁は、内閣の一員として国の基本的政策を把握し、時勢の趨くところを洞察し、これを検察権行使の上に反映せしめるとともに、司法的正義の要求を全うせしめるために、その時々における最も公正妥当な一般的検察方針を決定し、これを文書又は会同開催等の方法により検察官に指示するのであるが、これらの事務についてはすべて検務局がこれに参画するのであつて、これに関する事務は検務局の事務のうち最も主要なものの一つである。具体的事件の処理については、原則としてこれは各検察庁の長の責任とされているのであるが、そのうちで、特に国内的又は対外的に重大な影響をもつ犯罪事件については、いわゆる請訓事件としてその処理前に法務総裁の指揮を受けることになつている。この場合の法務総裁の指揮については、検務局がこれに参画することになつているが、これらの事務は主として刑事課、公安課、経済課及び財政課において取り扱つているのである。

- (2) 検察庁の組織及び事務運営に関する企画立案実施に関する事項

検察権の行使を適正有効ならしめるためには、その前提として検察庁及びその人員の適正配置、検察庁の事務処理機構の整備、必要予算の適正配付等が必要となる。これらの事項のうち人事及び予算については、それぞれ官房人事課及び経理部の主管するところであるが、検務局においても、一般犯罪情勢の推移、各検察庁における事務処理の状況等検務局において把握した検察権行使の実情に基き、主管の部課に対し意見を述べ又は案を作成する等必要な協力を行つている。又検察庁の事務処理

機構については、最高検察庁と協力して、最も能率的な機構の整備に努め、他面検察庁の事務能率の刷新を図るため昭和26年以来ファイル制の実施、各地方検察庁における簡易な科学捜査施設の整備を企画し、現在相当の実績を見るに至っている。

この事務は、主として総務課において取り扱っている。

(3) 各種法令の立案解釈に関する事項

刑事訴訟法その他検察に密接な関係のある法令を立案し、又他の省の主管する罰則の定めある法令案の立案に際し検察権運用の観点からこれに対して意見を述べ、且つ、検察権行使に際して生ずる法令解釈上の疑問について行政的解釈を行いこれを指示する。

これらの事務は、局内各課で分担して取り扱っている。

(4) その他の事項

右の事項の外、刑事に関する事項で他の部局の所管に属しない事項一般を取り扱う。例えば、法制意見第一局等より発せられる法務総裁の意見で、刑事に関係あるものについては、随時協議に参加する如くである。

検務局の分課は、本年半ば、総務課、調査課、刑事課、労働社会課、経済第一課、経済第二課の六課であつたが、8月10日法務府令第130号をもつて法務府組織規程（昭和24年法務府令第1号）の一部（検務局の組織に関する部分）が改正され、同日15日から施行されて以来、総務課、調査課、刑事課、公安課、経済課、財政課の六課になつている。

B 分掌業務の実施概要

以上のような内容の分掌業務について、昭和26年度の実施状況を各課別に概観すると次の通りである。なおこれらの事務に関し昭和26年度において検事長会同二回、検事正会同二回、次席検事及び各種係検事の中央会同五回の外、高検管内ブロック会同をも開催した。

I 総 務 課

○目的とその業務の実施状況

(1) 検察庁の組織及び事務運営に関する企画立案実施に関する事項

この項目に属する事務は種類が多いので、これを更に細分して説明する。

A 刑事関係報告規程の改正に関する事項

検察庁より刑事関係の報告を求めるため、法務総裁訓令をもつて刑事関係報告規程が定められているが、この規程は犯罪情勢の推移等に応じ随時改正される必要がある。

本年度は3月と6月の二回に亘りこの規程が改正されたので本項を更に二項目に分けて説明する。

1. 3月における改正

刑事関係報告規程による事件報告のうち、選挙違反事件報告については、毎年多数の報告がなされる実情に鑑み、選挙違反事件に限って報告の形式を改める必要があり、更に貴金属管理法及び建築基準法の施行に伴い、これに関する違反事件を統計報告に追加する必要が生じたので、訓令改正の手続をとり、4月1日からこれを実施するに至つた。

2. 6月における改正

更にその後関係法令の改廃、連合国人に対するわが刑事裁判権の制限の変動及び経済情勢の推移等に伴い、報告事項及び報告様式等を変更する必要が生じたので、訓令改正の手続をとり、8月1日からこれを実施するに至つた。

B 検察月報、検察資料の作成に関する事務

検察庁宛の通牒、新法令の解説、犯罪情勢等の資料、執務の参考となる事件の概要等を掲載した検察月報を毎月印刷し各検察庁へ配付している。本月報には定期的に「各検察庁長官、次長、次席、係検事、事務局長氏名一覧表」その他各種統計表をも掲載する。なお第21号から第33号までの「総目録」を作成し第33号の末尾に集録した。

次に検察事務処理上の参考資料を蒐集し、印刷の上検察資料として各検察庁へ配付しているが昭和26年度においては「昭和25年11月次席検事会同記録」等九種類の資料を印刷配付した。

C 検察庁の採証施設の整備に関する事務

新刑事訴訟法施行以来、人権尊重の立場よりする手続の複雑化は検察活動の効率化を要求した。この要求に応ずる一方法として写真関係を中心とした簡易な採証施設の整備を企画し、昭和24年より本年までに約20,000,

000 円の経費をもつて38の地方検察庁に探証施設を設け、犯罪捜査に公訴維持に多大の効果を挙げつつある。なお27年度予算において検察庁における無線施設の整備費 20,000,000 円が認められた結果27年度中に数ヶ庁の無線局開設が予定されている。

D 検察庁の予算経理に関する事務

検察庁の予算、経理については、官房経理部の所管であるが、検察庁の組織及び運営に密接な関係があるので、適切な予算経理の実施により検察活動を能率的に行うため予算経理に関する調査研究、立案及び執行等の面につき官房経理部に協力している。

E ファイル制度の調査及び実状その他検察事務能率化に関する事項

ファイル制度の調査及び実施その他検察事務の能率化に関する事項は法務府組織規程では、調査課の所管事項となつていのであるが、本年より検務局長の命により総務課の所管するところとなつた。

検察庁におけるファイル制度の沿革については、既に昭和24年及び昭和25年の法務年鑑に述べたとおりであり、その後新たに実施した検察庁としては、高等検察庁では大阪、広島、福岡及び仙台の各高等検察庁並びに名古屋高等検察庁金沢支部及び札幌高等検察庁函館支部の六箇庁、地方検察庁では残余の未実施庁であつた大津、鹿児島、福島及び青森の四箇庁がある。しかしてその実施方法はいずれも既に実施している庁の方法と大体同様である。

総務課においては、これら検察庁のファイル事務に関する改善を図り、且つ本制度の実施及び継続に必要な備品及び用紙類の配付について官房経理部に協力してその配付計画を立案している。

F 死刑の執行命令に関する事務

死刑の執行は法務総裁の命令によるものであるが、この事務は死刑記録の査閲と執行命令の起案とが主なるものである。総務課の分掌事務であるが、死刑判決は相当多数に上り、又判決確定後6ヶ月以内に執行命令を発しなければならないため、一つの課のみで処理することは困難なので、他課の協力を求め、六課で分担し、これを総務課において総括している。なお26年度における処理状況は下記のとおりである。

言 渡 確 定 人 員

| 前年繰越人員 | 新受人員 | 計 | 執行人員 | 未執行人員 |
|--------|------|----|------|-------|
| 73 | 25 | 98 | 24 | 74 |

G 検察に対する批判の検討に関する事務

この事務のうち主なものは検察審査会に関するものである。検察審査会が昭和26年度に受理した件数は1,499件で、既済1,063件の中起訴相当181件、不起訴相当735件である。起訴相当181件の中公訴を提起したものは49件、不起訴維持は73件、保留は59件となつている。

その他検察審査会の検事正に対する検察事務の改善に関する建議又は勸告が125件あつた。

H 検察庁に関する民事訴訟に関する事務

この事務は、検察庁に関し国を相手とする民事訴訟が提起された場合に、民事訟務局より当局の意見を照会して来るので、事案の内容を調査検討し、意見を回答するものである。

昭和26年度に当局で受理した件数は10件であつて、その中の既済5件について結果を見ると和解2件、請求棄却1件、取下2件となつている。残りの5件は訴訟係属中である。

(2) 法令の立案解釈に関する事項

法令の立案については、昭和26年度は当課主管のものはなかつた。法令の解釈については、主として刑事訴訟法、特にそのうち裁判の執行に関する質疑が多く、これに対し本府の解釈を決定して回答し、必要に応じて全国検察庁にこれを参考送付した。

□ 調 査 課

○目的とその業務の実施状況

(1) 刑事訴訟法の改正に関する事項

現行刑事訴訟法は、旧刑事訴訟法に対し、根本的な改正を加えたものであることは周知のとおりであるが、当時の状況上比較的短時日の間に企画、

立案し施行するのやむない次第であつたため、幾多の立法上の欠陥、運用上の不都合が生じ、改正の必要性が多々感ぜられるのであり、又これが今日法曹一般の輿論でもある。そこで調査課に於ては、この点について検務局長の特命事項として、昭和25年8月以来研究をつづけて来たのであるが、昭和26年1月には法務府に法制審議会刑事法部会が設けられ、「刑事訴訟法運用の実情に鑑み早急に改正を加えるべき点があるとすればその法案の要綱を示されたい」との法務総裁の諮問が寄せられ、同年9月からその改正点を審議することとなつた。そこで、これに先だつて同年1月より調査課が主管となり、検務局に最高裁判所事務総局、在京検察庁及び関係部局の各係官の参加を求め、刑事訴訟法の改正に関する連絡協議会を設け、4月末までに二十数回にわたり改正の問題点について協議を重ね、又8月末より9月にわたつて各高検別管内次席検事合同を開催し、刑事訴訟法の運用の実態調査と改正の問題点についての協議を行つた。

法制審議会刑事法部会では、同年9月刑事訴訟法小委員会を設け、10月2日からその審議が開始せられ、以来十二回に亘り慎重審議を続け、12月25日同委員会として一応の審議を終了したのである。この間調査課においては、従前の研究の結果に基き、或は廃棄を作成し、或は資料を提出してその審議に協力したのであつた。かくて議了された問題は、大別して次の四つである。その一は、被疑者等に対する身体の拘束その他の強制処分に関する規定の改正であり、その二は、有罪の陳述があつた場合の簡易な公判手続の特例の創設に関する改正であり、その三は、控訴審の手続の改正であり、その四は、その他規定の不備等の補正に関する改正である。

なお、これらについては、昭和27年3月18日に刑事法部会、同20日に総会の議決を経て「刑事訴訟法の一部を改正する法律案」として4月3日国会に提案された。

(2) 罰則の定めある法令、刑事判決及び法令の解釈についてなされた法制意見部の意見、局議決定、訓令通牒等の整理保存に関する事項

前年に引き続き、局内各課の執務の参考に供するため、罰則の定めのある法令及びその附属法令について、新らしく制定せられた法令を正確迅速に整備することは勿論、既収録の分についての改廃の経過を明らかにする

とともに、昭和25年1月1日以降廃止された法令も、これを保存し、これらをすべて「あいうえお」順で整理している。刑事判決については、最高裁判所の判決をはじめ下級審のものについてもこれを収集し、判決年月日及び条文別の二つの基準で整理保管し、法制意見部の意見、局議決定及び訓令通牒については、それぞれの内容をカードに摘録し、法令の条文ごと一括し、整理保存している。

(3) その他

局内各課に協力し、刑事に関する法令の解釈、運用について意見を立てるとともに、常時刑事に関する判例、行政解釈等の調査、研究を行い、局内各課の事務処理に協力している。

ハ 刑 事 課

○目的とその業務の実施状況

(1) 検察権の行使に関する指揮監督に関する事項

刑事課においては、法務総裁の補佐機関としてその管理に属する検察事務及び検察庁に関する事項のうち、検察局公安課、経済課及び財政課に属しない刑事事件の検察及び犯罪の予防に関する一般的な事項並びに犯罪捜査の科学的研究に関する事項をつかさどつている。

昭和26年度において処理した事務の主なものの第一は、同年4月に行われた地方公共団体の議会の議員及び長（都道府県市町村会議員、知事及び市町村长）の選挙に関し発生した違反事件の取締りである。選挙は、各候補者が平等の立場に立つて法令の規定の範囲内で堂々と投票を争うことが第一の条件であつて、違反の取締りに当る者も常に公正な態度をもつて、取締り法令の規定の命ずるまゝに違反を監視しなければならないことは勿論である。前記地方選挙においては違反者の受理総数72,757名、起訴者19,549名に及び、うち買収、選挙妨害等悪質な実質犯により起訴されたもの6,681名に上つているが、刑事課においては、これらの事件に関し、法令の解釈運用及び事件処理方針の統一を図り、違反事件の処理が公正妥当に実施されることを期した。

第二は、いわゆる公職追放令違反事件の処理である。平和条約締結の間

近に迫っていることが伝えられるに伴い、公職追放者の活動の活潑化が伝えられ、その政治活動や調査表の虚偽記載等の違反事件の処理にも微妙なものがあった。刑事課においては、法務総裁の補佐機関として事件処理に関する連合国総司令部側との折衝、その他の事務を担当し、昭和26年度223件に上る違反事件の一々について適正な処理を図つた。

次に占領政策の一つとして、連合国に対する虚偽又は破壊的な批判等は最高司令官の指令によつて禁止されており、併せて日本共産党の機関紙たるアカハタ及びその後継紙並びに同類紙の発行も禁止されているのであるが、これに違反するいわゆる言論事犯は、昭和26年度に入つても減少せず、同年度受理は872件に及んだ。

この種の違反事件処理に当つては、法令を厳正に適用すべきことは勿論であるが、健全な言論を不当に圧迫することのないよう良識ある結論を導き出すことが肝要であつて、取締機関の最も苦心を要するところである。なおこの種言論関係事件の検察に関する事項は、8月15日当局公安課の発足と同時にその所管に移された。

次に少年犯罪の検察については、新少年法によつて、少年年齢が満18歳から満29歳に引き上げられたのであるが、その部分は、少年法施行後2年間施行を控えられているので、いよいよ昭和26年1月1日から満20歳未満の者が一律に少年として取り扱われることになつた。次の世代の担い手としての少年の犯罪対策は犯罪対策の基本ともいうことができ、終戦後の社会的混乱から青少年犯罪は増加の一途を辿り、青少年不良化防止対策が社会の重要関心事となつていることも故なしとしない。殊に少年に対する保護処分と刑事処分との関係を如何に規律すべきか、少年法について理想を追うの余り現実と遊離しているとの批評も耳にする折柄、その改正を云々することは時期尚早に失するにしても、実施の状況については深甚な注意を怠つてはならないものと考えられる。

(2) 法令の立案解釈に関する事項

刑事課において昭和26年度において立案した法令は、連合国占領軍財産等収受所持禁止令（昭和24年政令第389号）の一部を改正する政令である。同令違反に係る占領軍要員等の財産は、全部押収のうえ、占領軍当局に引

き渡すこととなつていたのであるが、昭和26年9月5日付最高司令官覚書第2,167号「財産に対する管轄権の行使」が発せられ日本の裁判所及び政府機関の占領軍財産等に対する管轄権を拡張されることとなり、これと時を同じくして占領軍要員の財産たる和製自動車の取引制限の緩和を見たので、当課においてはこれに関する連合国占領軍財産等収受所持禁止令に所要の改正を加えることとし、違反に係る占領軍要員等の財産を裁判により没収し得る途を開くとともに、和製自動車の収受所持の禁止を円貨で買い受ける場合に限り許されるものとする旨の改正案を準備し、閣議諸議の承認を経て10月11日付政令第531号をもつてその改正政令が公布即日施行せられた。

二 公安課

○目的とその業務の実施状況

(1) 検察権の行使に関する指揮監督に関する事項

8月15日法務府組織規程の一部改正によつて、従来の労働社会課と刑事課との間に所掌事項の調整が行われた結果、労働社会課は解消して、新たに公安課として発足した。公安課の所掌事項は、労働関係事件その他公安関係事件及び麻薬関係事件の検察権の行使に関する事項であつて、従来、労働社会課の主管とされた公衆衛生又は社会福祉関係事件が刑事課に移管された反面、刑事課の主管とされていた一部公安事件、言論出版関係事件及び団体等規正令関係事件が新たに所掌事項となつた。

(1) 昭和26年における労働公安情勢を概観すると、労働運動は、労働組合の成熟と、前年に行われたレッドページの効果に伴つて、年間を通じ健全化の一途を辿り、違法争議行為事件は激減するにいたつた。これを同違反事件の受理人員数についてみれば、昭和24年711名、同25年2,058名であつたものが、本年においては620名であつて、前年度の3分の1を数えるにすぎない。しかしながら、ひとり、前年末より漸次尖鋭化の傾向を示していた自由労働者のいわゆる職安闘争のみは、本年に入つて益々その傾向を激化し、数多くの暴力事犯を発生せしめた。違法争議行為の統計において、受理人員数の激減にもかかわらず、これを罪名別にみ

るとき、ひとり暴力行為等処罰に関する法律違反事件のみが、前年の受理人員 304 名に対し、本年 329 名に増加していることは注目に値する。かくて、昭和26年は、その前半期は、二三の職安闘争事件のほか、概ね平穩に経過したにもかかわらず、後半期にいたつて、講和条約の締結を機とするいわゆる平和運動、又は出入国管理令の施行をめぐるいわゆる強制送還反対運動等の名の下に北鮮系朝鮮人、自由労働者、及び一部急進学生を中心とする過激分子によつて、各地の治安が攪乱せられ、これら分子のしゅん動はその暴力化の傾向と相俟つて、独立後の治安情勢の容易ならざることを暗示するものがあつた。

この間、連合国に対する虚偽又は破壊的な批判等を内容とする言論事犯は、前年6月、アカハタの停刊措置に伴い激増をみた後をうけて、やや減少の傾向を示したがなおその跡をたゞず、受理人員数は合計 872 名に達した。

これらの事態に対処する労働公安検査の重点を「暴力の否定」におき、新憲法下に保障せられる正当なる言論活動、政治活動及び労働組合活動等の基本的人権を擁護するにつとめるのは勿論であるが、いやしくも暴力によつて秩序を破壊する行動はこれを徹底的に排撃するの方針をとつた。

(ロ) 次に労働基準法、船員法、鉱山保安法、職業安定法等労働保護法規の違反事件についてみると、労働基準法違反事件は、前年及び前々年よりも減少し、(受理人員昭和24年 2,267 名、同25年 2,252 名、同26年 1,952 名) 職員法、鉱山保安法及び職業安定法各違反事件は、いずれも前年より倍増する現象をみた。前者の減少は、労使関係者の同法に対する関心が徹底した結果とみられる反面、後者の増加は、その取締態勢が漸く軌道に乗つてきたことにその原因があるものと観察される。これらの事犯に対する検査の重点は、前年同様、労働者の生存権、労働権の保護を全うするために、これら労働保護法規の励行を確保することにあつた。これと平行して、行政監督機関の行政措置に止めた違反事件についても関心を注ぎ、処理の公正妥当につとめた。

(ハ) 麻薬事件は終戦後、前年まで逐年激増の一途を辿つてきたが、(受理

人員、昭和21年 254 名、同22年 825 名、同23年 1,556 名、同24年 2,323 名、同25年 3,231 名) 本年に入つて始めてこの趨勢を停止し、その受理人員数は 2,742 名にとどまり、前年より 489 名を減少するにいたつた。積年にもわたる厳罰方針が漸くその効果を現わし、国民の麻薬に対する認識が深まつた結果によるものと推察せられる。しかしながらヘロイン事犯の増加等その罪質においては必ずしも良好化したものとは認め難く、これに対する検査方針は前年どおり厳罰方針を堅持し、麻薬の不正取引を防遏して中毒患者を根絶し、社会の福祉及び秩序の維持をはかるとともに、国際的責務の履行を旨として捜査及び公訴維持に当るようにつとめた。

(2) 社会の立案に関する事項

昭和26年中に労働社会課、又は公安課が立案した法令はないが、社会福祉事業法、結核予防法、国家公務員災害補償法、検疫法等の制定その他労働、厚生、社会関係の法令の防止に際し、主管省に協力して立案に参画した。

ホ 経 済 課

○目的とその業務の実施状況

(1) 検査権の行使に関する指揮監督に関する事項

経済課は、産業経済及び貿易(密貿易を含む)関係事件並びに経済統制関係事件の検査事務の指揮監督に関する事項を取り扱つている。昭和26年度におけるこれ等の事務のうち特記すべき事項として

(イ) 第一に掲げるものは、外国為替及び外国貿易に関する事件のうち、いわゆる内国貿易に関する事件、すなわち登録外人等に販売するため無為替で輸入された砂糖、その他の生活必需物資の横流しに関する犯罪(指定生活物資配給規則違反)と密貿易(関税法違反)とである。まず、前者においては登録販売店の経営者である一部の中国人、米国人その他の連合国人が日本人等と共謀の上、関税、物品税等の免除を受け無為替で輸入され、しかも我国の経済再建のために殆ど役立たない物資である指定生活物資を大量に横流しして巨額の利益をむさぼり、その資金をもつて我国の重要産業関係の株式を大量に取得し、よつてもつて我国経済の在り方に一大波紋を投ずると同時に、我国の為替管理をみだし、商業経

濟活動に無視することのできない影響をもたらした。且又この種事犯の支払手段等として、軍票が大いに使用されたのは見逃すことのできないことである。

次に密貿易も占領下という特殊事情を反映して前年に引続き、その方法が組織化され大規模且つ活潑に行われた。もつとも密貿易の対象とする物資並びに地域については顕著な変化を示した。すなわち従来密貿易の主要な舞台であつた朝鮮、台湾はその姿をひそめ、これに代つて南西諸島並びに中共下の支那大陸が登場した。すなわち中共へは医療機械器具が輸出され、また沖縄を中心とする南西諸島方面から薬莖その他の非鉄金属が大量に輸入されたが、その量と額とは軽視を許さないものがあつた。これ等の事犯が法秩序を乱し、我国の経済界に重大な悪影響を及ぼすものであり、断乎禁遏せねばならないものであることは多言を要しない。そこで経済係検事会同その他の会同において、その対策が策定され、実施に移された。そして同年度において全国の検察庁が受理、処理したこの種違反事件は受理人員2,853人、起訴人員907人、不起訴人員795となつている。これ等の数字は前年に比し約30%減を示しているが、事案の内容は叙上のように一層複雑且つ悪質化しているということができよう。

(四) 次に第二に指摘しなければならないものとして、産業経済関係事犯のうち、兇悪密漁事犯(漁業法違反)並びにマッカーサーライン違反事件(政令306号違反事件)の両者がある。前者は瀬戸内海をはじめ全国沿岸各地において、ダイナマイトその他の爆薬を用いて禁止漁業を敢行して、沿岸漁業施設を破壊し、魚族保存に重大な脅威を与えると共に、沿岸漁民の生活を脅かし、これと紛擾を惹起し、治安を乱し、他面取締りの任に当る監視船に爆薬を投げ付け、或は体当りを敢行して逮捕を免れようとする等の兇悪事犯であつて、この種事犯は相当以前から行われていたところであるが、朝鮮動乱に伴う金へん景気に乗じて終戦当時遺棄された砲弾の引上が盛んなるに従い、いよいよ顕著となつて来た。そしてそれは単に水産資源の保護という見地から軽視されるを許されぬばかりでなく、爆薬の入手その使用等並びに沿岸漁民との紛擾が、治安の

面にもたらす影響の点についても格段の考慮を払う必要があつた。さらに朝鮮動乱の拡大と国際情勢の変転とは、政令第306号違反事件をして、従来とは異つた国際的色彩を帯びさせるに至つた。すなわち、朝鮮海域における国連海軍はマ・ラインを侵犯して操業中の日本漁船を「作戦行動に有害なり」として数次にわたり大々的な検挙を敢行した上、我方に対して嚴重な処罰を求めてきた。従つて、この種事犯は俄然国際犯罪たるの性格を明瞭且つ濃化し、その処理は国際的注視の的となり、広く内外から重大な関心を寄せられるに至つた。よつてこれ等事犯の処理の迅速適正を期するため、特別の係検事会同が催され、事件の処理方針等について数次に亘つて通牒等が発せられた。なお、同年度におけるこの種事犯の受理並びに処理状況は次の通りである。すなわち、全国検察庁が受理した人員は1,572人であり、うち657人を起訴し、355人を不起訴処分付している。起訴率が65%の高率を示していることは、この種事犯の悪性と叙上の情勢を卒直に反映するものといえよう。

(ウ) 最後に指摘すべきことは、経済統制関係事犯に関する事項である。経済統制は大体において前年に引続き急速に撤廃又は緩和されていつたけれども、一部国際的に不足する物資については逆に新たな統制が施行され、従来のそれが強化された。なお、米麦等の主食の統制については、その存続をめぐつて激しい論争が行われたが依然として統制が存続されることになつた。このような経緯が違反事件を増加させる原因として作用すること等のがあつたため、この種事犯はなお相当巨大な数字を示し、依然として軽視することを許さない状況にある。すなわち、全国検察庁における昭和26年中の経済統制法令違反事件の受理並びに処理の状況を見ると、前年に比して顕著な減少を示しているものというものの、受理人員は498,877人(前年度の31%減)の多きに上り、同年度における全刑事事件新受人員2,051,026人に対してその24%を占めている実情にある。このうち起訴人員は95,358人(前年度の33%減)、不起訴人員は290,217人(前年度の22%減)であり、未済は僅か6,708人(前年度の63%減)となつている。

(2) 法案の立案に関する事項

昭和26年度において当経済課が主管課として立案した法令はないが、計量法、ニッケル製錬事業助成臨時措置法、農産物検査法等の立案並びに漁業法、輸出品取締法、関税法、臨時物資需給調整法等の各一部改正に際し主管省に協力してこれに参画した外、漁業法、臨時物資需給調整法、食糧管理法等に基く各種省令の立案又は改正に際し主管省に協力してこれに参画した。

へ 財 政 課

○目的とその業務の実施状況

(1) 検察権行使に関する指揮監督に関する事項

昭和26年8月10日法務府令第130号により法務府組織規程が改正され、(昭和26年8月15日より施行)従来の経済第二課の名称が財政課に改められ、所管事務として新たに「金融関係事件の検察及び犯罪の予防に関する事項」が加えられた。即ち、従来経済第二課当時に所管事項であつた「経済統制以外の経済に関する事件」中社会情勢の推移に鑑み、特に金融関係事件を重視し、これが検察事務の指揮監督に関する事項を所管とすることが明確にせられた。従つて、財政課は、租税関係事件、専売関係事件、経済民主化関係事件及び金融関係事件の検察事務の指揮監督事務を取り扱うことになつたのである。これと同時に従来各検察庁に設置された租税係検事に代えて財政係検事を設置し、財政課所管の事件の処理につきその実効を期することとせられた。

以上の財政課所管事務中、まず、租税に関する事件についてであるが、租税に関する事件は、直接国税、間接国税及び地方税に区分されている。この中、直接国税に関する事件は、昭和23年9月租税検察が確立されて四年目に当り、経済情勢も安定化の道を辿り、徴税組織も逐次整備せられる等客観情勢の変化と相俟つて、取締の効果は相当顕著であつたと考えられる。このことは、国税庁との緊密な協力の下に、悪質事件の検察処理を第一とするこの種事件の検察庁における受理が、昭和24年度において162件、319名であつたのに比し、昭和26年度においては45件、82名に減少したこと、また昭和24年度における受理事件中最高脱税額は290,237,576円であ

るのに対し、昭和26年度のそれは22,725,086円にとどまり、[高額]の脱税が困難となりつゝあることからしても窺われる。しかし、一面において脱税の手段方法が巧妙になりつつあることも十分に予想できるので、かゝる悪質な事件に対する検察の励行に今後の問題がある。

次に、直接国税違反事件の昭和26年中に判決のあつたものを示すと、第一審においては、28件、46人、第二審においては、24件、43人、第三審においては、3件、7人であつて、その罰金額は、10,000,000円を最高とし、罰金総額は68,836,000円、この中罰金刑の確定したものは8,305,000円である。

この種事件の処理は、他事件のそれと比較して証拠収集及び公訴維持の点において非常な困難を伴うものであつて、昭和23年、昭和24年及び昭和25年の三年間にわたる高等裁判所の判決中破棄判決の比率が30%に達していたが、昭和26年中における右の比率は17%と大幅に減少しており、充分ではないにしても、検察官のこの種事件に対する処理能力の向上を反映している。

次に間接国税法違反事件であるが、昭和26年における検察庁の受理人員は37,497人、処理人員は36,076人の多きに上り、夫々前年の2倍強に達している。

斯様な増加を来した中心をなすものは、酒税法違反事件であり、その受理人員は30,846人で全体の82%を占めている。これは昭和26年1月発せられた酒税徴収確保のため主要密造地に対し徹底的な反覆検挙を行うべき旨の刑政長官依命通牒に基き、各検察庁において税務其の関係機関と緊密な連絡の下に、斯種事犯の検挙を励行した結果であると思われる。

しかし該事犯も漸次、手段が巧妙となり、被疑者不明の事件が増加して居る状況であり、又一部朝鮮人の集団部落においては極左分子による取締妨害事件が散見されるので、将来かゝる事犯の取締については警備力の充実等考慮すべき点が多い。

地方税法違反事件は受理人員が242人、処理人員が200人となつている。その主なものは入場税及び遊興飲食税に関する違反である。入場税に関する違反において特異なものとして、昭和24年から同25年にかけて、各地に

頻発した共産党が事実上主催すると認められる前進座興行に伴う脱税犯があるが、これに対する其の後の処理状況を見るに、所在不明による「中止」が約20%、「嫌疑なし」が約13%、一審言渡済が約25%（内無罪が2%）「裁判確定」のものが2%となつて居る。

金融違反事件においては、昭和24年6月、当時の異常な金詰りに乗じて跋扈した悪質なる金融業者を撲滅するため、貸金業の取締に関する法律が施行されて三年目をむかえ、金融情勢やゝ安定し、法令が相当に周知せられるに及び、同法違反事件は減少の傾向にある。即ち昭和25年における同法違反事件の受理人員は2,446人であるのに対し、昭和26年における、それは1,300人となつている反面に、この種事件においても犯行の方法が複雑巧妙化し、例えば、昭和26年の6月新に相互銀行法が施行されたのであるが、未だ実施直後であるにもかかわらず同法違反事件の受理人員は54人に達して居り、この種違反事件の今後の増加を思わせるものがある。

次にたばこ専売法違反事件についてあるが、前年にひきつゞき専売公社職員が単独にあるいは、警察職員との組織的な協力の下にその検挙に努力し、成果をあげ、昭和26年においては受理人員16,874人、前年の受理661人と併せて、その処理人員は16,935人の多きに達している。これら違反事件は、今後においてもなおその検挙数は毎年累増の一途を辿るものと思われる。

最後に農地改革及び経済民主化に関する事件であるが、戦後占領政策の一環としてとりあげられた農地改革も殆んど所期の目的を達成したといえるのであるが、昭和26年における検察庁のこの種違反事件の受理は、なお536人を数え、前年の208人をも併せて処理は681人となつている。

又経済民主化関係においても、ほど右と同様の経緯にあるが、この種関係事件について、昭和26年に受理したものは21人で、うち19人を処理している。

(2) 法令の立案に関する事項

昭和26年において当課が主管課として立案した法令はないが、所得税法、法人税法、地方税法等の一部改正法案等当課所管関係法案立案に際し、主管省に協力してこれに参画した。

3 矯正保護局

法務府設置法第7條第2項
組織規程第10條

A 目的

法務のうち、大別して行刑及び少年保護にわかつことができる矯正保護の業務を、刑政長官の下の一内局として所管するため、次の事項に関する事務を統轄的につかさどることを目的とする。

1. 犯罪人に対する刑及び未決勾留の執行その他行刑に関する事項
2. 矯正保護施設たる刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院及び少年保護鑑別所に関する事項
3. 矯正保護職員の教養訓練に関する事項
4. 犯罪人の指紋に関する事項
6. 矯正保護に関するもので他の部局の所管に属しない事項

B 業務の実施状況

これらの事務は、組織規程に定められているところにしたがつて、矯正保護局の分課として置かれている総務課、保安課、作業課、医療科学分類課、教育課、職員課及び予算管理課の七課によつて分掌されている。これらの各課における昭和26年中の業務の実施状況の概要は、それぞれ、以下に述べるとおりであるが、なお、昭和26年中特にあぐべきものは、次のとおりである。

(1) 矯正保護関係法律の一部改正

- a. 少年院法の一部改正（昭和26年3月31日法律第72号、同年4月1日から施行）は、議員提出の形式で立法され、少年院における矯正教育の実情及び少年の年齢引上の実施にかんがみ、在院者が満20歳に達した場合においても、矯正教育上必要があるときは、その在院期間が1年になるまで、これを継続して収容し得ることとし、かつ、少年保護鑑別所等の施設が十分でないことにかんがみ、代用少年保護鑑別所等を昭和28年3月31日まで利用し得るようにしたものであつた。

この他、少年院の一部改正については、手当金、防具及び乳児の収

容に関する規定をおく等があわせ考慮されていたのであるが、実現はみなかつた。なお、少年法についても、少年院法の一部改正に歩調を合せて、少年事件の取扱上の必要にかんがみ、18歳以上の少年の被疑事件についての特別の措置を講じ、かつ、少年法実施2年の経験に徴して保護処分の執行開始前の取消に関する規定をおき、その他少年の年齢が常則に復したことに伴う関係法たる監獄法の一部改正をあわせて行うべく考慮されたが、諸般の事情から、実現はみなかつた。

b. 法務府設置法の一部改正（昭和26年3月31日法律第83号同年4月1日から施行）は、矯正保護行政上の企画に基づいて、刑務支所の刑務所（横須賀）への昇格、拘置支所の拘置所（広島）への昇格、少年院の分院の少年院（鈴蘭台学園、明德少女苑、豊浦医療少年院、三重少年学院、各務農芸学院、湘南学院、富山少年学院、貴船原少女苑、筑紫少女苑、置賜学院及び丸亀少女の家）の11施設）への昇格、医療矯正保護施設の名称の統一（医療刑務所及び医療少年院）等がなされたものであつた。

a及びbで述べたような、少年院の増設、その他の措置は、いずれも、主として本年1月1日から実施された少年の制限年齢の解除に伴う処置として考えることができるものであつた。

(2) おもな会同及びその議題の概要

矯正保護管区本部及び矯正保護施設に対する指令の徹底、重要問題の諮問、答申を通じて、業務の内容の向上に資するために行われたおもな会同及びその議題は、次のとおりである。

1 a 矯正保護管区長、少年院長及び少年保護鑑別所長会同

期 日 昭和26年6月12日及び13日

諮問事項 少年院及び少年鑑別所の運営上特に考慮すべき事項

b 矯正保護管区長、刑務所長、少年刑務所長及び拘置所長会同

期 日 昭和26年6月15日及び16日

諮問事項 矯正教育の拡充を図るため考慮すべき事項

2 矯正保護管区長協議会

期 日 昭和26年1月17日

議 題 昭和26年度矯正保護の運営に関し考慮すべき事項

期 日 昭和26年8月16日及び17日

- 議 題
1. 各管区別来年度施設建設計画について
 2. 各施設の職員定員の調整について
 3. 各管区における分類処遇の推進について
 4. 少年法及び少年院法について改正すべき事項

期 日 昭和26年11月7日及び8日

- 議 題
1. 農耕作業を用度課へ移管することについて
 2. 26年度予算の節約について
 3. 行政整理に伴う配置転換について
 4. 各管区から持ち寄りの議題について

これらのほか、矯正保護管区本部第一部長協議会3回、同第二部長協議会及び同第三部長協議会各1回行つた。

(3) 国際刑法及び刑務会議への参加

10年にわたる隔絶を経て、昨年より再び参加することとなつた国際刑法及び刑務委員会は、本年10月1日をもつて解消し、その主たる活動は、国際連合の国際刑法及び刑務財団が継承することとなつた。その委員会としての最終会議は、本年7月2日から7日にかけてスイスのベルンで開かれ、かの「被拘禁者の処遇に関する最低基準規則案」のほか、保安処分、常習犯人の処遇及び自由刑の統一化について決議した。この会議には、わが国からも3名の代表委員が出席したのであつた。

なお、本年7月6日同委員会の承認するところとなつた「被拘禁者の処遇に関する最低基準規則案」については、その後、同委員会の活動を継承した国連の国際刑法及び刑務財団から、わが国にそれに対する意見を求めてきたが、これに対し、わが国政府としての、同案中の教かい師制度、未決被拘禁者の弁護人に対する秘密の指示の二点に関する意見が、国連事務局に通告された。

イ 総 務 課

A 目 的

矯正保護に関する一般的企画、統計、法令の整備を掌るとともに矯正保

護施設に対する巡閲，調査をなし且又他の課の所掌に属しない事項を掌る。

B 内 容

- (1) 矯正保護に関する一般的企画に関する事項
- (2) 矯正保護に関する巡閲及び調査
- (3) 矯正保護に関する統計に関する事項
- (4) 矯正保護に関する法令の整備に関する事項
- (5) 矯正保護審議会に関する事項
- (6) 他の課の所掌に属しない事項

C 業務の実施状況

1. 矯正保護に関する方針の徹底，並びに適切な企画をなすため，拘留所長，刑務所長，少年刑務所長会同，矯正保護管区長会同，少年院長会同，少年保護鑑別所長会同を開催する外，作業医療分類等専門的部門の係官の協議会を開催した。なお，会同における決議はこれを整理し各所管の課に連絡し，将来参考の資とする。

2. 行刑の管理，運営の適正を期するため昭和26年中実施した巡閲箇所は次のとおりである。

松本少年刑務所，姫路少年刑務所，名古屋拘留所，岐阜刑務所，愛知刑務所，松戸刑務所，新光学院，福岡刑務所，大分刑務所，熊本刑務所，山形刑務所，秋田刑務所，盛岡少年刑務所，旭川刑務所，釧路刑務所。

3. 昭和26年中における矯正保護に関する法令の制定改廃に関するおもなものは次のとおりである。

a. 法律の一部改正

イ. 法務府設置法の一部を改正する法律（昭和26年3月31日法律第83号施行同年4月1日〔附則〕）

ロ. 少年院法の一部を改正する法律（昭和26年3月31日法律第72号施行同年4月1日〔附則〕）

b. 政令の一部改正

終戦処理事業費等の支弁に係る事務に従事する職員の各行政機関別の定数を定める政令の一部を改正する政令（昭和26年3月31日政令第74号 施行同年4月1日〔附則〕）

c. 法務府令の一部改正

イ. 監獄費ヨリ都道府県＝償還スヘキ費額＝関スル件（明治35年司法省令第4号）の一部改正（昭和26年2月28日法務府令第28号 適用昭和25年4月1日〔附則〕）（同年9月28日法務府令第145号 適用昭和26年4月1日〔附則〕）

ロ. 少年保護鑑別所処遇規則の一部改正（昭和26年9月10日法務府令第138号）

ハ. 刑務所，少年刑務所及び拘留所組織規程の一部改正（昭和26年3月31日法務府令第49号 施行同年4月1日〔附則〕）（同年5月1日法務府令第73号）（同年5月21日法務府令第90号）（同年11月1日法務府令第156号）

ニ. 少年院及び少年保護鑑別所組織規程の一部改正（昭和26年2月15日法務府令第16号）（同年3月31日法務府令第50号 施行同年4月1日〔附則〕）（同年6月1日法務府令第102号）（同年7月2日法務府令第118号）（同年12月28日法務府令第176号 施行昭和27年1月1日〔附則〕）

d. 法務府告示の一部改正

イ. 昭和23年法務府告示第74号（各刑務所等々の拘留種類を定める等の告示）の一部改正（昭和26年3月31日法務府告示第87号施行同年4月1日）（同年12月3日法務府告示第464号）

ロ. 昭和24年法務府告示第97号（少年刑務所等々の特に区別した場所を男子の特別少年院に充てることに関する告示）の一部改正（昭和26年3月31日法務府告示第89号 施行同年4月1日）（同年5月31日法務府告示第169号 施行同年6月1日）（同年11月30日法務府告示第463号）（同年12月28日法務府告示第497号 施行昭和27年1月1日）

ハ. 昭和25年法務府告示第65号（男子の医療少年院を特に区分して男女の別に従つて少年を収容することに関する告示）の一部改正（昭和26年3月31日法務府告示第89号 施行同年4月1日）（同年12月28日法務府告示第496号 施行昭和27年1月1日）

ニ. 昭和25年法務府告示第98号（少年院種別表に関する）告示の一部改正（昭和26年3月31日法務府告示第86号 同年4月1日）（同年7

月2日法務府告示第234号) (同年11月30日法務府告示第462号)

(同年12月28日法務府告示第495号 施行昭和27年1月1日)

- (4) 矯正保護に関する統計は、各矯正施設の収容者について資料を作り、これを常に利用し得る状態に置くものである。その結果は、刑事政策その他に寄与するため、明治32年以来、毎年「行刑統計年報」及び「行刑統計要旨」として刊行されてきている。

D 将来の方針

1. 矯正保護に関する法令の整備

- a. 第13回通常国会に提出準備中の法律案は次のとおりである。
- イ. 法務府設置法の一部を改正する法律案
 - ロ. 平和条約第11條による刑の執行及び赦免等に関する法律案
- b. 研究を要する事項は次のとおりである。
- イ. 行刑法案、少年行為法案及び未決拘禁法案の立案
 - ロ. 少年保護鑑別所法案の立案

□ 保安課

組織規程第10條第5号

A 目的

1. 矯正施設における収容、紀律、拘禁、保安(火災、地震、暴動及び脱獄等の事故に関する措置を含む)及び満期釈放その他の釈放に関する事項を掌る。
2. 矯正職員の点検、礼式及び非常訓練に関する事項を掌る。
3. 矯正施設の保安面における科学的設備の充実、拘禁力確保のための施設の廢置分合並びに施設の充実について関係課に意見具申及び収容者の移監を掌る。

B 業務の実施状況

1. 監獄法及び少年法並びに少年院法の運用殊に収容、自由刑及び労役の執行、並びに保護処分の執行、拘禁期間の計算及び釈放等に関する事項の内には法令で明示されていない部分或は法令のみで解釈の出来ない場合が多いので、かかる事案に対する質疑に応じて解明し又運用の適否を監督指導している。

2. 矯正施設における収容者の拘禁について

- a. 全国的に行刑施設における過剰拘禁は120%であり、今なお解消の段階に至らないので構外作業運営のため等多人数の移送を行うことは収容者の全国的平均化に影響が多いので本府で指示、認可の方法を採っている。

因みに昭和26年中における取扱人員は6,961名である。

- b. 少年の年齢引上げ実施に伴い収容少年のうちの年長者は従来の少年に比較して質的悪化の傾向が認められ、また昭和28年度より少年法第21條による附設特別少年院及び代用少年鑑別所の制度がなくなるので、これ等の情勢に対応できるように施設の強化、充実について関係課に意見を具申し予算的又は法的措置の発動を促している。
3. 矯正施設における紀律維持及び保安について

- a. 各施設の紀律状況並びに保安状況について常に注意を払い、現場各施設の状況に応じて臨機これが原因を探求し、又は処置を指示して矯正本来の使命を全うし得るよう指導監督している。
- b. 講和条約成立に伴つて衆情の動揺が一応考えられるのでこれに対する保安の確保方法を研究し各施設に随時情報を知らせ、又臨機に指導監督をしている。
- c. 保安意識の昂揚と事故防止のため昭和25年12月行刑施設の保安成績表彰基準による無事故刑務所の表彰を行い、保安上の功績者に対しては表彰方を関係課に意見を申具している。又、年末年始の緊張を促すため安全月間を実施した。
- d. 矯正職員の紀律の弛緩は、収容者の紀律維持並びに保安上に影響するところが多いので常に厳正な態度、並びに服裁について監督を厳にし、又矯正職員の点検規則並びに監獄礼式の改正について第2次案を作成、検討を続けている。
- e. 矯正職員の護身術の訓練は保安に対する志気の昂揚と有事に備える唯一の方法であるのでこれが訓練を督励している。また保安上必要な訓練として過誤釈放又は不当拘禁の防止のための戸籍事務の研修、武器使用の訓練、並びに火災に対する消火訓練についても幹部研習を計